島田市環境報告書

（令和８年度版）

令和８年９月

島田市地域生活部環境課

目　次

序章　島田市環境報告書の概要
１　環境報告書の目的と役割 …… 1
２　島田市の環境行政 …… 1

第１章　市民・事業者の環境活動
しまだエコ活動 …… 8

第２章　環境の現状 …… 9
１　水 …… 9
２　大気 …… 14
３　ダイオキシン類 …… 22
４　騒音と振動 …… 24
５　悪臭 …… 30
６　公害苦情 …… 32
７　環境保全協定 …… 33
８　自然環境 …… 34
９　一般廃棄物 …… 39

第３章　島田市環境基本計画の進捗状況 …… 41
各課取組内容 …… 43

第４章　地球温暖化対策実行計画の進捗状況
１　市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量（事務事業編） …… 52
２　市内からの温室効果ガス排出量（区域施策編） …… 58

資料
しまだエコ活動レポート …… 61
島田市環境報告書に寄せられた意見と回答 …… 83
植物相・動物相 …… 84
環境用語解説 …… 92

※本文中「＊」印の用語については、巻末に解説が掲載されています。

序章　島田市環境報告書の概要

1　環境報告書の目的と役割

本市では、「島田市環境基本計画」に基づき、様々な環境に関する施策を実施しています。これらの施策の実施状況について、島田市環境基本条例第８条に基づき、年次報告書である「島田市環境報告書」を作成し、公表しています。

「島田市環境報告書（令和８年度版）」は、令和７年度における各種の環境施策の実施状況や環境測定の結果による市内の環境の現状等について取りまとめ、市民の皆様に報告するものであるとともに、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画の進捗状況を把握し、検証するための資料となるものです。

2　島田市の環境行政

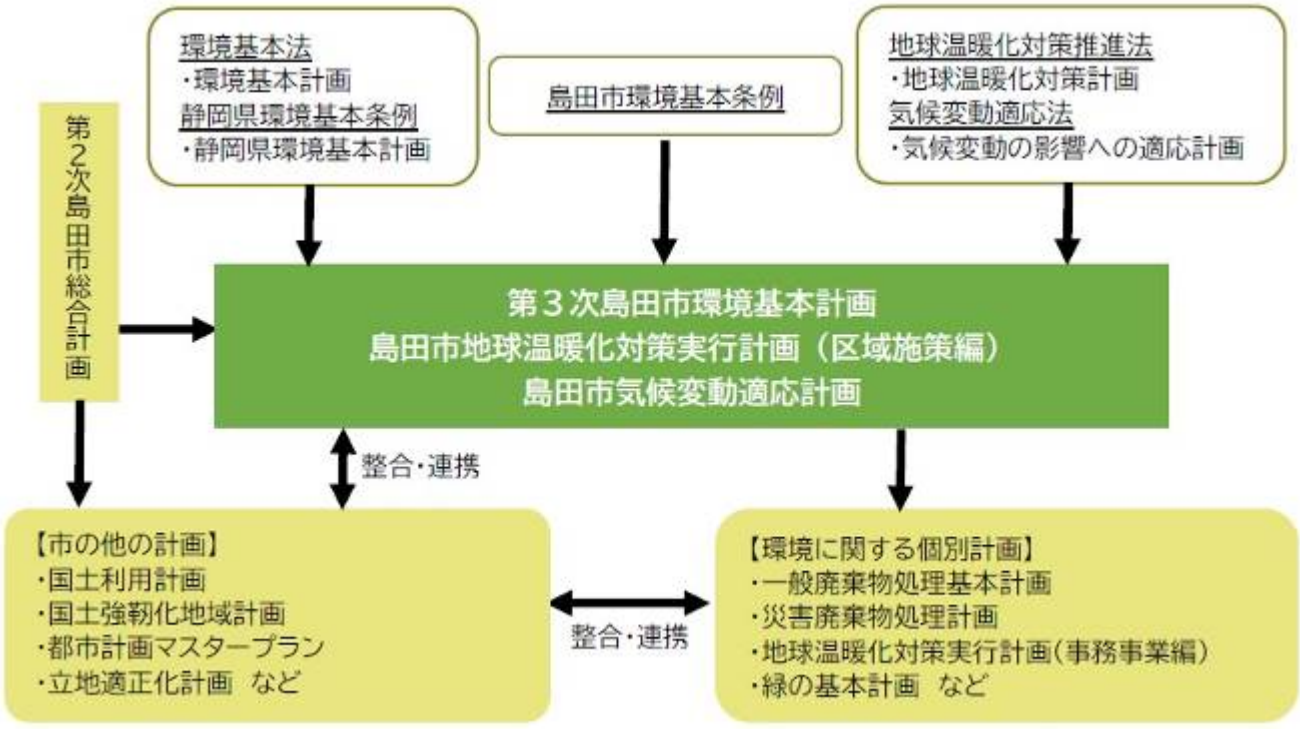
2-1　環境行政の枠組み

本市の環境行政は、島田市環境基本条例に基づき、市全体の環境の保全及び創造に向けた基本的な姿勢及び取組を「島田市環境基本計画」として定め、各種の環境施策を推進しています。また、行政としての率先的な実行計画である「島田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、本市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減・抑制を図っています。

計画をより効果的・効率的にするために、平成21年1月に島田市役所として環境マネジメントシステム*である「エコアクション21」*を認証登録しました。

環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の着実な推進と円滑な運用を図るため、「島田市環境管理システム」を構築し、継続的な改善を図りながら進行管理を行っています。

環境行政の枠組み（イメージ）



2-2　島田市環境基本計画

今日の地球温暖化に代表される地球環境問題は、日々その深刻さや複雑さを増してきています。加害者と被害者とがはっきりと目に見え、その問題範囲も限定されていた公害問題と違い、現在の環境問題は「大量生産・大量消費・大量廃棄」という我々自身の生活のあり方に起因する、いわば私たち自身が加害者であり被害者でもある問題となっています。

これらの問題を乗り越え、私たちの社会システムを持続可能なものに転換していくためには“Think globally, Act locally（地球規模で考え、地域で行動する）”の言葉どおり、私たち一人ひとりが地球全体のことを考えながら、地域から価値観や思考・生活スタイルを転換するための地道な取組を自発的に行っていかなければなりません。

このような状況を踏まえ、本市では、平成13年３月に「島田市環境基本条例」を定め、平成15年３月に「島田市環境基本計画」を策定しました。

その後、平成24年度末には、「第２次島田市環境基本計画」を、平成30年度には計画の見直しを行い、「第2次島田市環境基本計画【後期基本計画】」策定しました。

令和５年３月にはカーボンニュートラルへ向けた社会の動きに対応し、令和５（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間を計画期間とする「第３次島田市環境基本計画」を策定しました。

なお、第２次計画の見直し以降、「**地球温暖化対策実行計画（区域施策編）**」及び「**気候変動適応計画**」を含むものとしています。

第３次島田市環境基本計画の目指すべき将来像と基本方針

目指すべき将来像

大井川が育む 豊かな自然と暮らしを紡ぐ循環共生都市 しまだ

～未来を拓き活力を創造するゼロカーボンシティ～

目指すべき将来像を実現するための基本方針

脱炭素の取組を通じた地域活性化

- エネルギー効率向上と再生可能エネルギーの導入促進
- 環境政策に取り組む各主体の取組の実施と連携・協働
- 自然と人が共生する豊かな環境の継承

※第３次島田市環境基本計画の本編は、島田市公式ホームページで御覧いただけます。
下記の URL か二次元コードからアクセスができます。
（URL：https://www.city.shimada.shizuoka.jp/kurashi-docs/keikaku.html）

2-3　島田市地球温暖化対策実行計画

（1）事務事業編

本市では、平成16年３月に既存の率先実行計画「島田市（庁舎等）における環境対策行動プラン」を発展させた「島田市地球温暖化防止実行計画」を策定し、市役所の事務事業において地球温暖化対策を推進してきました。現在は、「島田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第４期計画」（計画期間：令和元（2019）年度から令和12（2030）年度まで）のもと、市の事務事業から排出される温室効果ガス*の排出抑制に取り組んでいます。

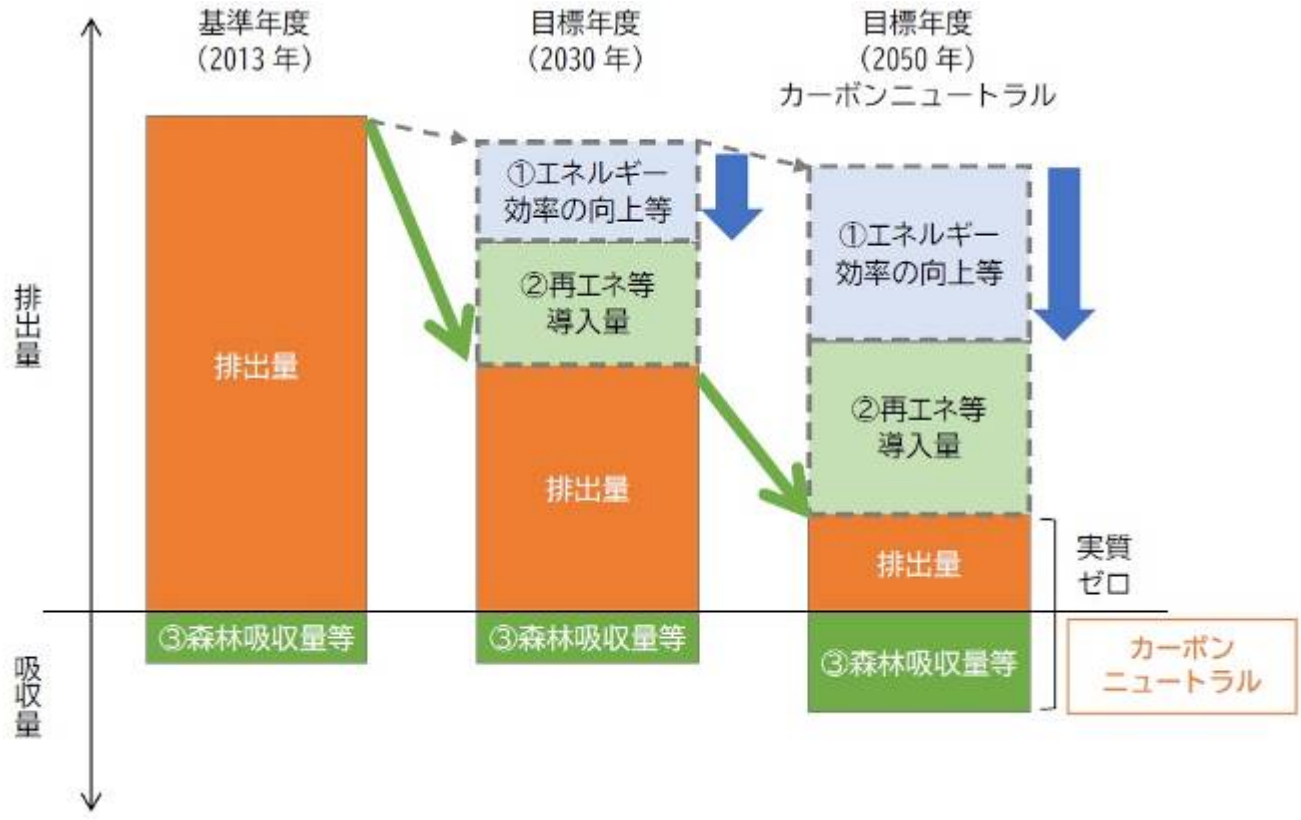
削減目標：平成25（2013）年度を基準として令和12（2030）年度までに50%削減する

（2）区域施策編

島田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、平成30年度に実施した第２次島田市環境基本計画の見直しと合わせて新たに策定し、第３次島田市環境基本計画の策定の際に見直しました。（計画期間：令和５（2023）年度から令和14（2032）年度まで）。市役所の事業を対象とする事務事業編とは異なり、島田市域における温室効果ガスの排出量を削減することを目的としています。

削減目標：平成25（2013）年度を基準として令和12（2030）年度までに46%以上削減する

ゼロカーボンシティの実現に向けた温室効果ガス削減のイメージ



2-4　エコアクション21*

エコアクション21とは、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、公表する」ための方法として、環境省が策定した環境マネジメントシステムで、中小企業、学校、公共機関などの幅広い事業者を対象としています。

エコアクション21では、ＰＤＣＡサイクルを基本としており、取組の不足している点や見直しが必要な箇所を的確に把握し、「継続的改善」を図っていくことを目的としています。エコアクション21は、環境への取組の推進だけでなく、光熱水費などの経費の削減なども可能となっています。

本市では、事業者としての温室効果ガス排出量の削減を含む環境配慮活動について、前記のとおり「島田市地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定しています。実行計画で定めている温室効果ガス排出量の削減をさらに促進するため、平成21年１月に島田庁舎・第二庁舎・第三庁舎を範囲として、エコアクション21を認証取得しました。

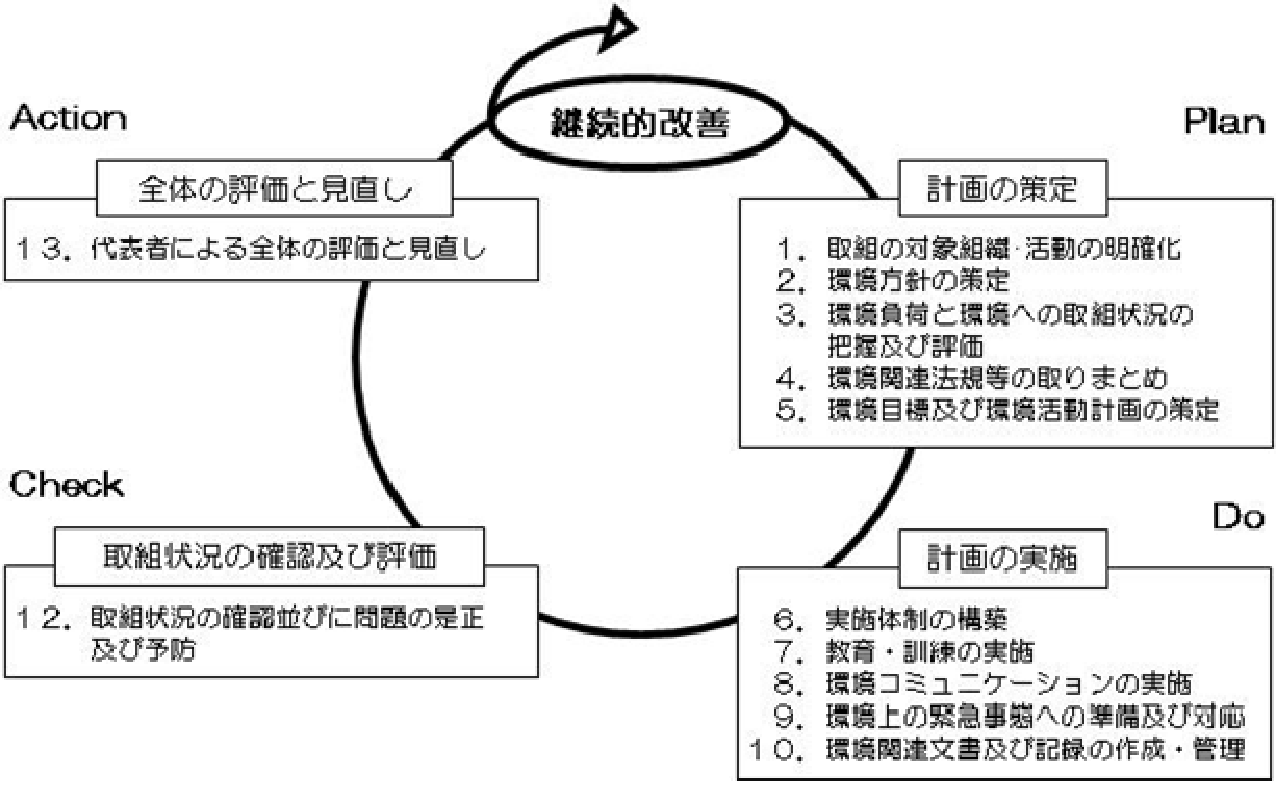
その後も、中間審査、更新審査に併せて、段階的に認証・登録範囲を拡大し、平成24年度には対象となる全ての施設について認証・登録を取得しました。

また、エコアクション21は中小企業でも取り組みやすいため、市内でも認証を受ける事業所が増えてきています。令和７年度末時点で、市内４３事業所が認証取得しています。

2-5　島田市環境管理システム

本市では、「島田市環境経営方針」（環境保全に対する組織の基本的な姿勢）に基づき、各計画の円滑かつ効果的な進行管理を行うために島田市環境経営システムを構築しています。

PDCAサイクル（Plan（計画）→Do（実施及び運用）→Check（点検・評価）→Action（見直し））に沿って取組を実践・評価することにより、継続的に改善していくものです。



島田市環境経営方針

＜基本理念＞

島田市は、環境基本条例の基本理念に基づき、全職員が一丸となって全ての行政活動において、地域環境と地球環境の保全と創造のため、率先してその役割を担っていきます。

> ・すべての市民は、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって適切に維持され、人と自然とが共生できるような多様な自然環境を、体系的に保全及び創造しなければならない。
> ・すべての市民は、地球環境の保全が自らの課題であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的とした取組を、自主的かつ積極的に行わなければならない。
>
> ～「島田市環境基本条例　第３条（基本理念）」より～

＜基本方針＞

1　市民、事業者、行政の協働・共創のもと、環境の保全及び創造に配慮した施策及び事務事業を推進します。

2　ゼロカーボンシティの実現及び循環型社会の構築に向け、省資源、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入、廃棄物の減量及び資源化、環境に配慮した物品の購入に取り組みます。

3　具体的な目標と目標達成期間を定め、定期的に見直すとともに、継続的な改善活動を行います。

4　全職員が参画する環境経営のための組織運営体制を構築し、各自の役割と責任の所在を明確化し、自主的な活動を行います。

5　環境関連法令を遵守し環境汚染の予防に努めます。

6　環境経営方針及び環境経営システムに基づく活動の結果については全職員に周知するとともに、広く市民へも公表し、情報の公開と交流に努めます。

令和８年３月９日

島田市長　染谷　絹代

2-6　ゼロカーボンシティの表明

令和３（2021）年３月 30 日、本市では、脱炭素社会の実現に向けた取組を進め、2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。

島田市「ゼロカーボンシティ」表明

近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響により、世界規模で、自然災害が頻発、激甚化しています。

こうした気候変動は、私たちの生命や財産をおびやかすだけでなく、自然環境や生態系への悪影響など、もはや人類だけでなく、全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言うべき、極めて深刻な事態となっています。

2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が、国際的に広く共有されるとともに、2018年に公表されたＩＰＣＣ（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書においては、この目標を達成するためには、「2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとすることが必要」とされております。

島田市においても、本市が将来の望ましい環境像として掲げる「大井川が育む　みどり豊かな自然と共生する資源循環型のまちしまだ」の実現と、かけがえのない私達の故郷を未来の世代につないでいくため、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指し、市民や事業者等と一体となって脱炭素社会の実現に向けて取り組むことを表明いたします。

令和３年３月３０日

島田市長　染谷絹代

2-7　デコ活宣言

本市では、市民や事業者と一体となって脱炭素に繋がる豊かな暮らしを推進するため、国民運動「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」に賛同し、令和５年 12 月 13 日に「島田市デコ活宣言」を行いました。

島田市デコ活宣言

宣言１：脱炭素につながる製品、サービス、取組展開を通じて国民の彩り豊かな暮らし（デコ活）を後押しします！

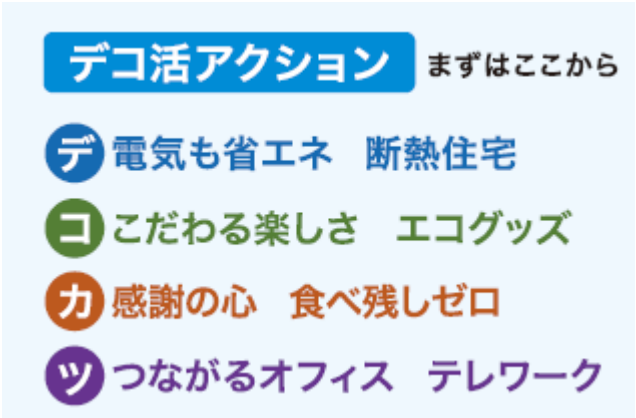
宣言２：日々の生活・仕事の中で、デコ活（脱炭素につながる豊かな暮らし）を実践します！

デコ活
くらしの中のエコろがけ

島田市は 2021 年３月に「ゼロカーボンシティ」を表明し、2050 年までに温室効果ガス（二酸化炭素）排出実質ゼロ社会の実現を目指しています。

「大井川が育む　豊かな自然と暮らしを紡ぐ循環型共生都市　しまだ」
～未来を拓き活力を創造するゼロカーボンシティ～

の実現を目指すため、市民や事業者等と一体となって「デコ活」に取り組んでいきます。



令和５年 12 月 13 日　島田市長　染谷絹代

第１章　市民・事業者の環境活動

市内では、市民・事業者が環境に関する様々な活動を実施しています。ここでは、しまだエコ活動に登録のあった活動を紹介します。

しまだエコ活動

1-1　環境保全活動登録制度（しまだエコ活動）

①概要

環境保全に資すると期待される活動を「しまだエコ活動」として登録することによって支援し、市民（市民団体、ＮＰＯ）・事業者による環境保全活動の活性化を図ります。

②定義

「しまだエコ活動」とは、以下の（１）及び（２）にあてはまる環境保全活動とします。

（１）第２次島田市環境基本計画に規定する市の施策、市民の取組、事業者の取組に関する環境保全活動。

（２）市民及び事業者が市内で行う環境保全活動。

1-2　登録団体一覧（令和７年度）

団体名	活動名	エコ活動レポート
NPO法人　しまだ環境ひろば	竹林の保全・管理	61ページ
	梅林の保全・管理	62ページ
	御仮屋市民農園の開設と維持管理	63ページ
	休耕田を利用した「コミュニティ農園」で地産地消	64ページ
	小水力発電の研究と導入促進	65ページ
	市民の環境意識向上のための広報活動	66ページ
	しまだ環境ひろば塾の開催	68ページ
	生ごみ堆肥化の普及活動と生ごみ分別収集の調査・研究	70ページ
	環境保全活動の進行管理の推進	72ページ
大鐘測量設計株式会社	大鐘測量設計㈱エコアクション21	73ページ
ふるさとの森	森のクラフト教室	74ページ
JA大井川女性部島田ブロック	環境美化ごみ拾い運動	74ページ
NPO法人　里山仕事・しょんた塾	地域の環境保全・整備	75ページ
NPO法人 里山どんぐりの会	森づくり活動	76ページ
島田ガス株式会社	エネルギー・環境事業	79ページ
しまだローズパートナーズ	地球にやさしいエコ活動	80ページ
水と里山を守る会	水源林と里山を整備	81ページ

第２章　環境の現状

本章では、市内を流れる河川の水質や大気汚染の状況、騒音など環境調査の結果をもとに、環境の現状を報告します。

各種測定結果の総括

〇令和７年度の各種測定結果に目立った問題はなく、市内全域で良好な環境が維持されています。

〇大井川をはじめとする主要な河川及び野守の池の水質は、良好な状態が維持されています。また、生活排水の影響を受けやすい中小河川も各種検査結果は良好な状態でした。

〇大気の状況は概ね良好であり、市内で測定している硫黄酸化物*、二酸化窒素*及び浮遊粒子状物質*は、環境基準*を下回っています。

〇騒音規制法に基づく面的調査結果は、すべての評価区間で環境基準を達成しています。

〇環境放射能は、静岡県と中部電力株式会社が測定を行っています。平成28年７月の浜岡原子力発電所の周辺市町の安全確保等に関する協定の締結により、これまでの測定対象に加え、土壌と上水の環境放射能の測定が行われており、これらのデータ結果は静岡県環境放射能監視センターのホームページで公表されています。

〇令和７年度に市民から寄せられた公害苦情件数は22件で、野焼き及び騒音に関する苦情が大半を占めています。

１　水

市内を流れる河川は、下表のように大きく４つの水系に分けられ、各水系は最終的に菊川水系が遠州灘に流れ込み、それ以外はすべて駿河湾に流れ込んでいます。これらの河川は、大井川や菊川といった一級河川を中心にそれぞれ有機的に関係を保ちながら、市街地や平野部を網の目のようにして流れています。

このため水辺との関わりは県下でもトップレベルにあり、私たちの生活に欠くことのできないものとなっています。

特に扇状地を形成する大井川流域において、地下40m～65mにある帯水層*は、豊富な地下水の恵みをもたらしています。

市内の主要河川

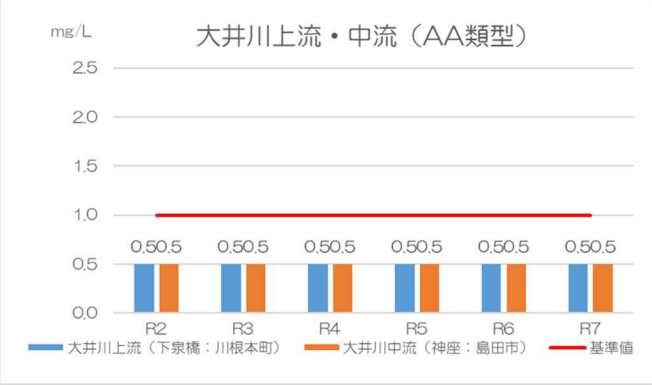
水　系　名	水系を構成する主要河川
大井川水系	大井川、伊久美川、相賀谷川、大津谷川、伊太谷川、大代川、笹間川、家山川、身成川
栃山川水系	栃山川、東光寺谷川
菊 川 水 系	菊川
湯日川水系	湯日川

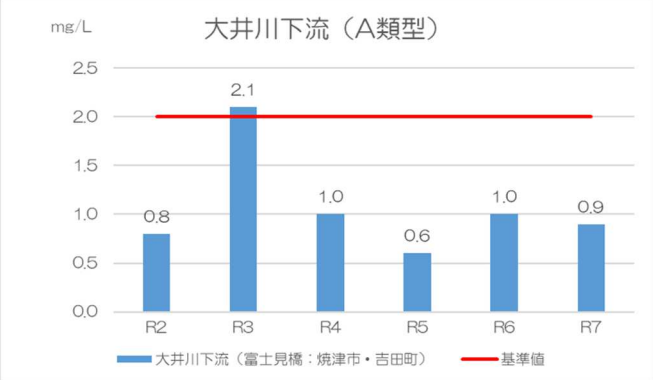
1-1　大井川の水質

大井川の水質は、代表的な指標であるBOD*（生物化学的酸素要求量）のここ数年間の平均値からみると、上流部の下泉橋（川根本町）地点と中流部の神座地点（いずれも河川類型AA）では0.5mg/L未満を、市街地を流れ大規模工場が立地している下流部の富士見橋（焼津市）地点（河川類型A）では0.6～2.1mg/Lの間を推移しています。

令和７年度の大井川上流・中流・下流でのBOD測定結果は環境基準を達成しており、問題はありません。

県及び市調査に基づく大井川のBOD平均値の年度推移（資料：静岡県発行『大気汚染及び水質汚濁等の状況』）





河川類型は、水質汚濁に係る環境基準のうち、河川の利用目的などに応じ類型ごと（６種類）に基準値が定められています。市内を流れるすべての河川が類型指定されているわけではなく、大井川など主要な河川が指定されています。そのため、類型指定がない河川については環境基準が適用されません。

なお、湯日川については、令和４年度より河川類型がBからAに格上げされています。

主な河川類型の基準値　（平成21年11月30日環境省告示第78号）

類型	pH*	BOD*（mg/L）	SS*（mg/L）	DO*（mg/L）
AA	6.5～8.5	１以下	25以下	7.5以上
A	〃	２以下	〃	５以上
B	〃	３以下	〃	〃
C	〃	５以下	50以下	２以上

1-2　市内の中小河川の水質

本市では、大井川などの大きな河川から中小河川を含め島田地区14か所、金谷地区４か所、川根地区5か所（野守の池を含む）で、このうち島田地区の２か所を除き水質測定を年４回（５月、８月、11月、2月）実施しています。

代表的な水質指標であるBOD値についてみると、市内を流れる中小河川は事業所や家庭からの排水の影響を大きく受けやすいものの、概ね良好な状況となっています。水中の浮遊物質量を示すSS値についても良好な状況ですが、調査時期に大雨が降るとその影響を受ける場合もあります。

令和７年度の市内河川の測定結果は環境基準を達成しており、問題はありません。

島田地区河川の水質調査結果（令和７年度年平均値）BODは75%値※1も掲載

	測点地点	河川名（類型）	水質検査項目				
			pH	BOD (mg/L)	BOD(mg/L) 75%値	SS(mg/L)	DO(mg/L)
①	神座スポーツ広場横	大井川（AA）	7.8	0.5 未満	0.5 未満	7.5	9.6
②	富士見橋	大井川（A）	7.7	0.9	1.3	9.7	9.9
③	千歳橋	大津谷川	7.8	1.6	0.8	5.0	9.9
④	栃山川放水門	大津谷川	8.0	0.5 未満	0.5 未満	8.5	10.9
⑤	大久保橋	湯日川（A）	7.6	0.5 未満	0.5 未満	2.5	10.0
⑥	石田橋	湯日川（A）	7.9	0.5	0.5	2.3	10.6
⑦	新村上橋	湯日川（A）	8.1	0.9	0.8	6.8	11.6
⑧	川口橋下流	伊久美川	7.7	0.5 未満	0.5	1.0 未満	9.8
⑨	相賀橋	相賀谷川	8.2	0.5 未満	0.5 未満	2.0	10.6
⑩	向谷水門	向谷用水幹線	7.9	0.5 未満	0.5 未満	5.3	11.0
⑪	横井川末端	横井川	8.3	0.9	1.0	11.5	11.0
⑫	竜江院橋	東光寺谷川	8.4	0.8	0.8	6.5	10.8
⑬	東名高速道路下	大幡川	8.2	1.0	0.9	15.0	11.2
⑭	田代環境プラザ下流部	伊太谷川	8.0	0.8	1.1	10.5	10.5
⑮	伊太橋　※2	伊太谷川	8.5	0.5	-	2.0	11.5
⑯	東大橋　※2	伊太谷川	7.8	0.5 未満	-	3.0	10.9

金谷地区河川の水質調査結果（令和７年度年平均値）BODは75%値※1も掲載

	測定地点	河川名（類型）	pH	BOD (mg/L)	BOD (mg/L) 75%値	SS(mg/L)	DO(mg/L)
A	清見橋	清水川	7.1	0.6	0.5	1.5	10.2
B	東橋	新堀川	8.6	0.7	0.7	3.3	12.7
C	浅川橋	菊川（A）	7.7	0.5 未満	0.5 未満	4.8	10.6
D	菊水橋	菊川（A）	7.7	0.5 未満	0.5 未満	1.5	10.6

川根地区河川の水質調査結果（令和７年度年平均値）BODは75%値※1も掲載

	測定地点	河川名（類型）	pH	BOD (mg/L)	BOD(mg/L) 75%値	SS(mg/L)	DO(mg/L)
Ⅰ	駿遠橋	大井川（AA）	7.7	0.5 未満	0.5 未満	1.8	10.0
Ⅱ	新協和橋	家山川	7.6	0.5 未満	0.5 未満	1.0 未満	10.3
Ⅲ	向嶋橋	身成川	7.5	0.5 未満	0.5 未満	1.0 未満	9.8
Ⅳ	桑之山橋	笹間川	7.4	0.5 未満	0.5 未満	3.3	9.6

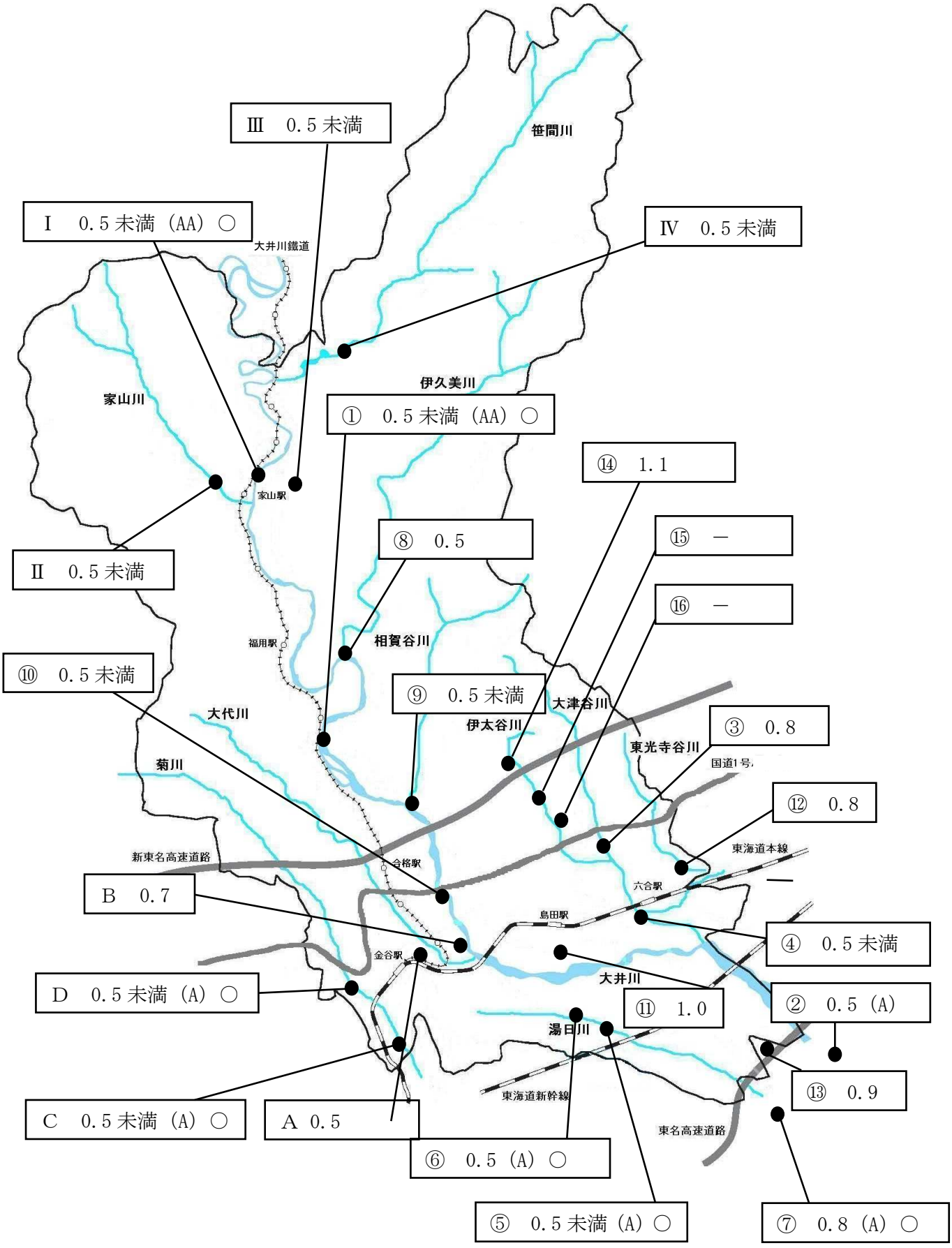
川根地区では、上記のほか野守の池の水質調査も継続的に実施しています。

※1　BODの環境基準達成状況は、75%値により評価します。75%値とは、年間ｎ個の調査データを小さいものから順に並べたとき、0.75×ｎ番目の数値のため、市の年４回測定結果の小さいものから３番目の数値が75%値となります。

※2　⑮、⑯の２か所については、年１回の調査のため調査時の測定値となります。

令和７年度河川水質（BOD(mg/L)75%値）調査

※図中の①・Ａ・Ⅰ等は前ページ各表と符合しています。また、類型指定され基準値を持つ河川については、達成しているものに○を、達成しなかったものには×を表記しています。　（　）内は類型です。



1-3　市内の止水環境の水質

池や沼のような止水環境では河川と異なり水の入れ替わりが遅いため、一般的に水質汚濁により弱いとされています。本市には基準値が定められた止水環境はありませんが、市内の代表的な止水環境である野守の池の水質調査を年４回行っています。止水環境や海域では、BODの代わりにCOD*（化学的酸素要求量）という指標を用います。BODもCODも水中に含まれる有機物の量をあらわすものですが、BODが好気性微生物を用いて分解された有機物を見るのに対して、CODは酸化剤を用います。これは、止水環境では好気性微生物や酸素含有量が河川に比べて少ないことが前提となるからです。

野守の池の水質調査結果（直近３年度年平均値）CODは75%値も掲載

測定地点	深さ	pH			COD(mg/L)			COD(mg/L) 75%値			SS(mg/L)			DO(mg/L)		
		R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7
湖心表層	0m	7.2	7.2	7.4	3.0	2.6	3.3	3.1	2.8	4.9	6.5	9.8	4.3	9.1	8.5	9.2
湖心中層	2m	7.2	7.1	7.3	3.3	2.8	3.4	3.7	2.9	4.8	8.8	10.8	6.3	8.8	8.5	9.1
湖心低層	4m	7.1	7.0	—	3.0	2.8	—	3.3	2.9	—	9.0	11.8	—	7.8	8.0	—

※令和７年度の湖心低層（４m）は２月の渇水により測定不能であった。

1-4　水利用

本市の生活用水（上水道）は、島田地区は表流水及び地下水、金谷地区は地下水を水源としています。

令和８年３月31日現在の給水人口は91,192人で、普及率（給水人口／総人口）は97.5%です。過去３年間の上水道・簡易水道を合わせた年間配水量及び１日１人あたり配水量は、下表のとおりです。

年間配水量及び１日１人あたり配水量　（資料：島田市水道課・大井上水道企業団）

年　　度	年間配水量（m^3）	1日1人あたり配水量（L）
令和５年度	14,113,096	416.4
令和６年度	14,063,685	418.4
令和７年度	14,451,778	434.1

1-5　下水道

本市の公共下水道は昭和61年に計画され、全体計画は1,087haとなっています。平成７年４月１日に供用が開始され、過去３年間の整備状況は下表のとおりです。

公共下水道の状況　（資料：島田市下水道課）

年　　度	処理区域面積（ha）	処理区域内人口（人）(A)	水洗化人口(人)(B)	水洗化率（%）(B)/(A)	処理汚水量（年間）（㎥）	有収汚水量（年間）（㎥）
令和５年度	238.66	11,713	9,191	78.5	1,103,427	1,078,955
令和６年度	240.37	11,727	9,330	79.6	1,078,926	1,077,658
令和７年度	244.07	11,816	9,257	78.3	1,051,433	1,070,715

1-6　水質汚濁防止のための方策

市内を流れる中小河川は、工場・事業所からの排水や生活排水など、人為的な影響を強く受けています。市では県と連携し、水質汚濁防止法の規制の対象となっている工場・事業所を中心に立入調査を行うなど、排水浄化の徹底に努めています。

生活排水については、単独処理浄化槽*から合併処理浄化槽*への切り替えを推進するとともに、洗剤の適正使用や、使用済みの天ぷら油を排水口に流さないといった行動に取り組み、生活雑排水による水質汚濁を減らすよう、家庭内での浄化対策に積極的に取り組む必要があります。

直近３年度における浄化槽の普及状況　（資料：島田市下水道課）（単位:人）

年　　度	コミュニティプラント	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
令和５年度	1,407	57,044	21,976
令和６年度	1,382	56,023	22,063
令和７年度	1,361	57,168	20,616

※　浄化槽業者からの取扱い世帯数を基に、世帯平均人口により算出

２　大気

昭和40年代、工場の煙突から排出される汚染物質が全国的に問題となりました。四日市ぜんそく（三重県）や光化学スモッグ（東京都）など、工場からのばい煙*に起因する硫黄酸化物*や窒素酸化物*によって引き起こされる公害が各地で発生し、これに対処するため大気汚染防止法が制定されました。これにより大気汚染防止対策が本格的に始まりました。

本市でも、ばい煙を発生させる工場が多数あり、目に見える被害は起こっていなかったものの、周辺の市町に比べて大気環境の悪化が見られたため、同法に基づき公害防止対策が講じられることとなりました。工場・事業所による法の遵守の徹底に加え、環境保全協定*の締結により大気環境の改善に努めています。

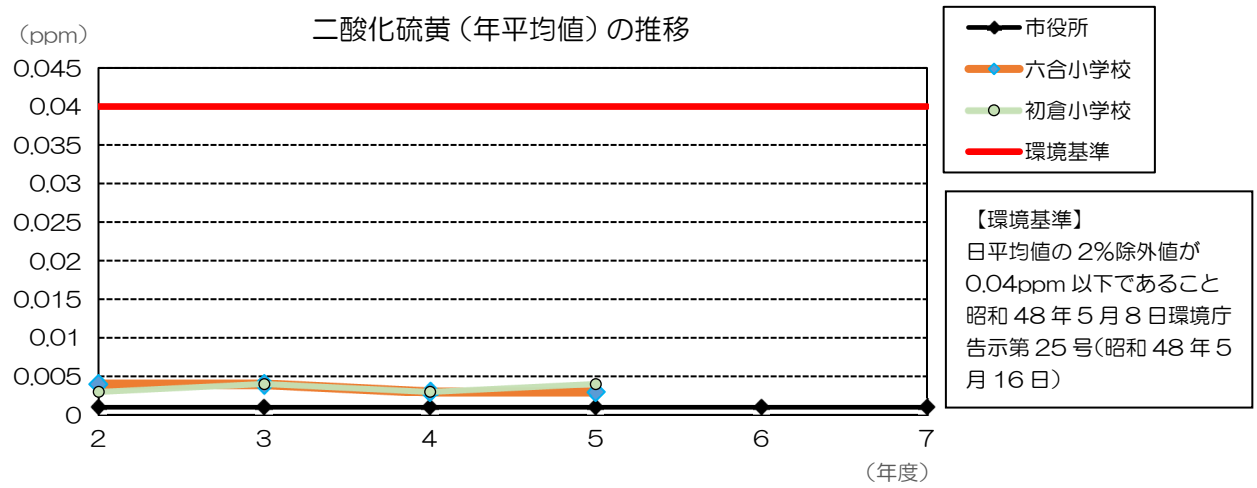
2-1　大気環境監視体制について

本市では、昭和40年６月のクラフトパルプ工場の降下芒硝*の調査をはじめとして、大気汚染監視体制が整備され、現在、島田地区においては、島田市役所で二酸化硫黄*、風向風速、二酸化窒素*、非メタン炭化水素*、浮遊粒子状物質*、光化学オキシダント*の測定を行っています。また、金谷地区においては、3か所（夢づくり会館、りなむ就労支援事業所、クリーンセンター）で硫黄酸化物*の測定を年４回、金谷支所ほか５か所で二酸化窒素の測定を年４回実施し、川根地区２か所で二酸化窒素の測定を年４回実施しています。なお、降下芒硝については、近年その影響がほとんど見受けられなくなったため、平成15年度以降測定は行っていません。また、島田市役所にある大気計測計の結果は、静岡県環境科学衛生研究所が測定をしている数値を引用しています。

2-2　二酸化硫黄*

二酸化硫黄は、ばい煙*に含まれる物質で、せき、ぜん息など呼吸器系疾患を引き起こすなど、人体に影響を及ぼす物質です。令和５年度までは島田市役所、六合小学校、初倉小学校の市内３か所で測定を実施しておりましたが、小学校に設置した装置の老朽化により、令和６年度からは島田市役所のみの測定になっています。

近年の測定結果は0.005ppm以下で推移。環境基準を達成しており、問題はありません。



2-3　硫黄酸化物*

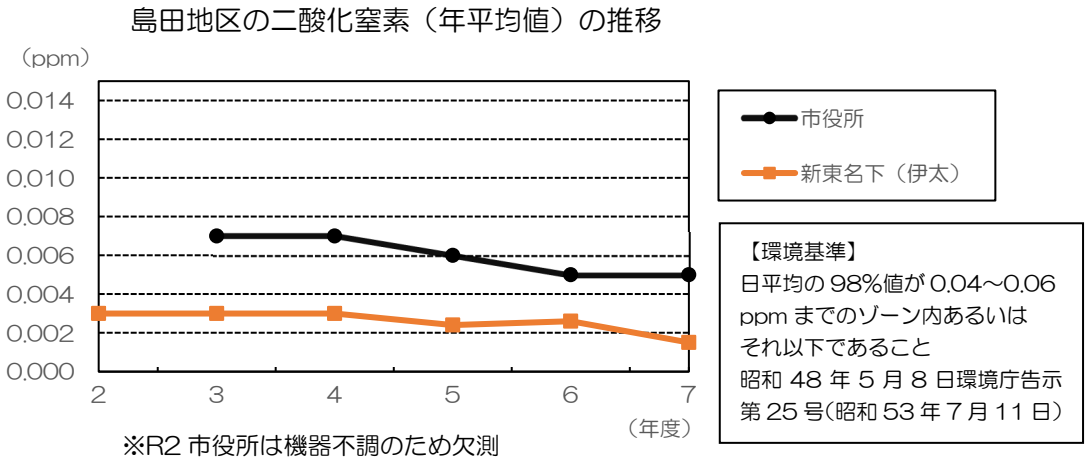
硫黄酸化物も、二酸化硫黄と同様ばい煙*に含まれていて、呼吸器疾患を引き起こす物質の１つです。

具体的な環境基準はありませんが、近年の測定結果は３か所とも0.001ppm未満です。非常に低い値が検出されており、問題はありません。

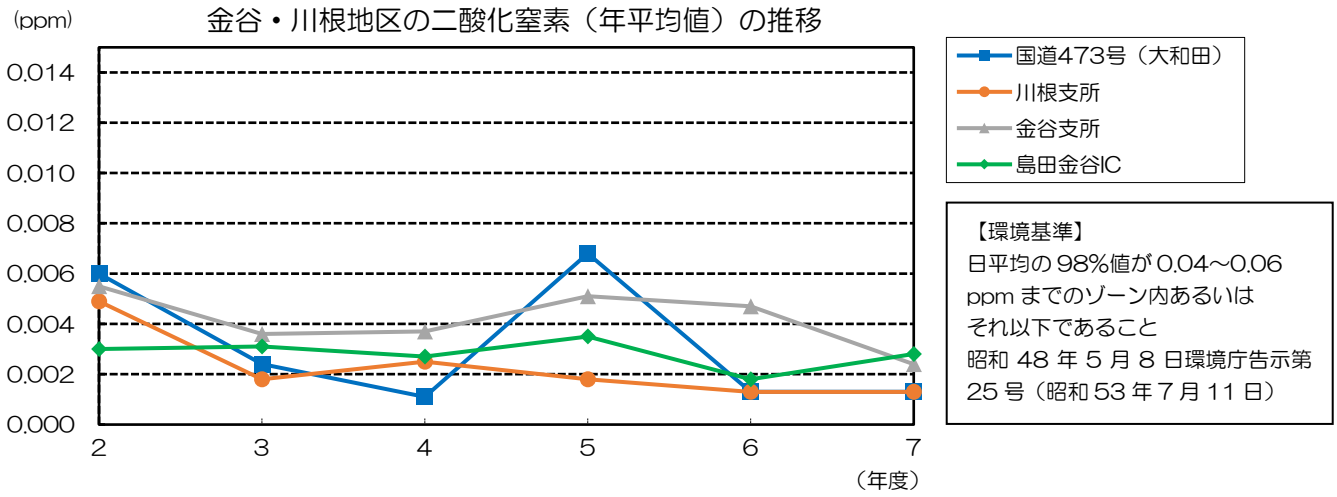
2-4　二酸化窒素*

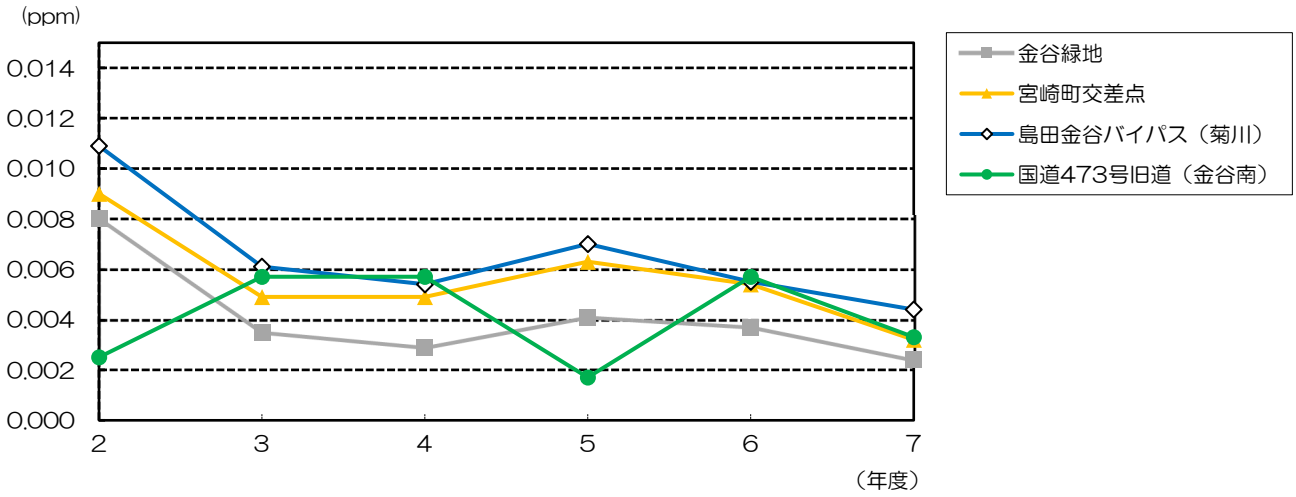
二酸化窒素は、燃料などの燃焼に伴い発生した一酸化窒素が大気中に放出された後に酸化された物質です。工場のばい煙*や自動車の排ガス中にも含まれ、急性のぜん息性症状を起こすことがあります。また、強い太陽光線のもとで炭化水素*などと反応し、光化学オキシダント*発生の主要原因となっています。

近年の測定結果は、0.012ppm以下で推移。環境基準を達成しており、問題はありません。



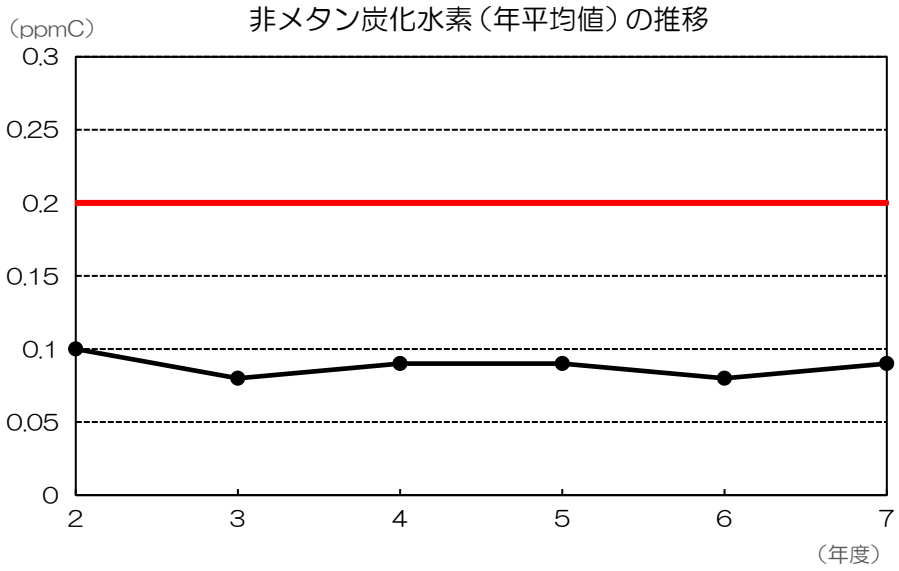
※R2 市役所は機器不調のため欠測


金谷・川根地区の二酸化窒素（年平均値）の推移
(ppm)
0.014
0.012
0.010
0.008
0.006
0.004
0.002
0.000
2
3
4
5
6
7
（年度）
国道473号（大和田）
川根支所
金谷支所
島田金谷IC
【環境基準】
日平均の98%値が0.04～0.06
ppmまでのゾーン内あるいは
それ以下であること
昭和48年5月8日環境庁告示第
25号（昭和53年7月11日）


(ppm)
0.014
0.012
0.010
0.008
0.006
0.004
0.002
0.000
2
3
4
5
6
7
（年度）
金谷緑地
宮崎町交差点
島田金谷バイパス（菊川）
国道473号旧道（金谷南）

2-5　非メタン炭化水素*

非メタン炭化水素は、メタン以外の水素・炭素化合物気体の総称で、主としてガソリン、塗料の溶剤等が気化したもので、工場や事業場、自動車などから発生します。二酸化窒素とともに光化学オキシダント*発生の主要原因物質といわれています。近年は減少傾向で、年平均値は指針値未満となっています。



※ppmCとは、炭化水素濃度をメタンに換算したものです。炭化水素系の濃度を表示する単位に使用されています。

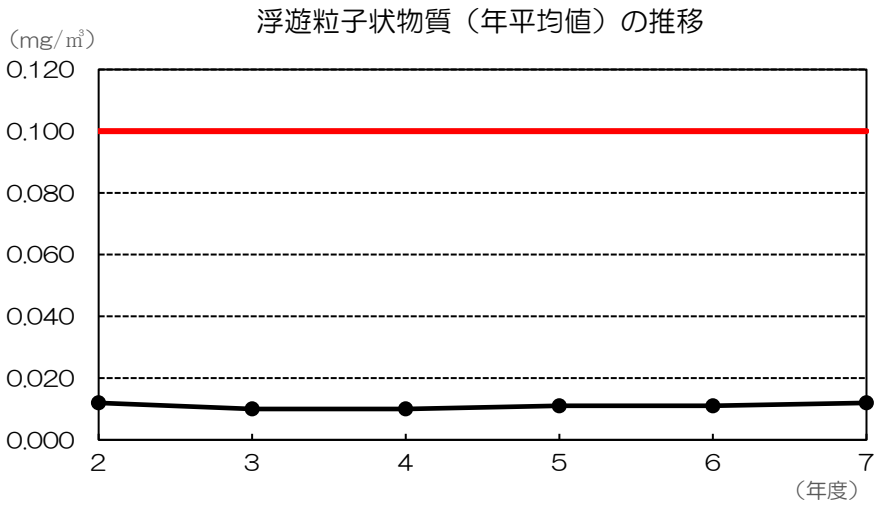
市役所
指針値

【指針値】
午前６時から午前９時までの３時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること（光化学オキシダントの環境基準値から対応する非メタン炭化水素の濃度を換算したもの）
昭和51年７月30日中央公害審議会大気環境部局非炭化水素に係る環境基準専門委員会

2-6　浮遊粒子状物質（SPM）*

浮遊粒子状物質は、大気中に存在する粒子状物質のうち、粒径10μm以下のもののことです。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い燃料を燃焼する過程で発生するほか、黄砂や風による巻き上げ等の自然現象によるものもあります。

近年の測定結果は0.02mg/m³以下で推移。環境基準を達成しており、問題はありません。



市役所
環境基準

【環境基準】
１時間の１日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、１ 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること
昭和 48 年５月８日環境庁告示第 25 号

2-7　微小粒子状物質（PM2.5）*

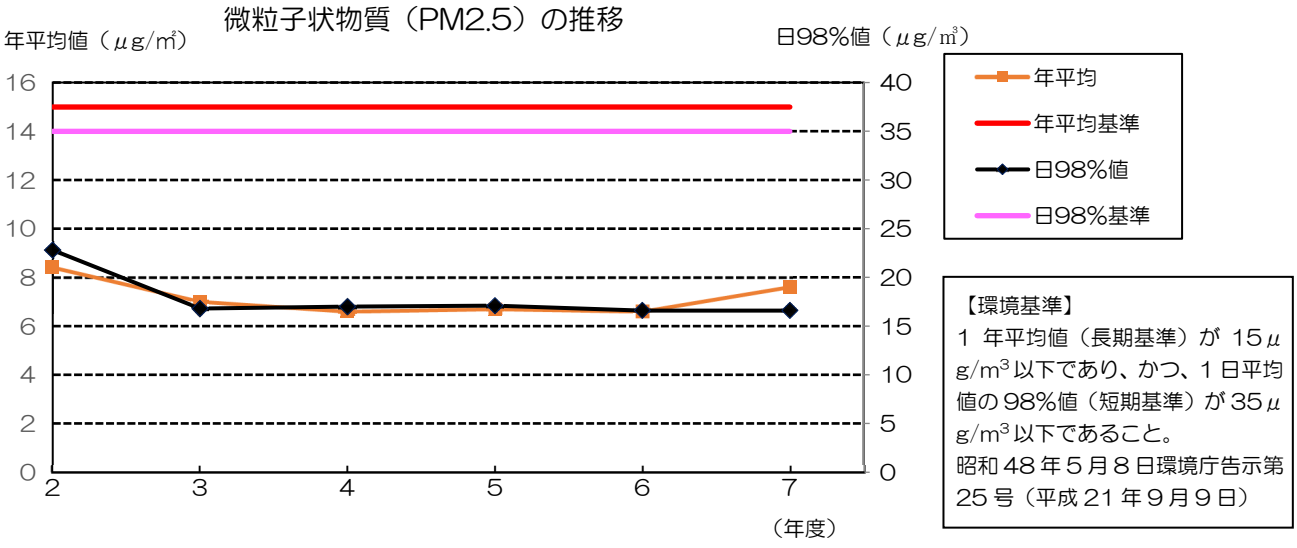
粒径が2.5μm以下のものをPM2.5と呼び、平成25年１月に中国大陸の大気汚染の影響により西日本で一時的に濃度が上昇したことから、新たな大気汚染問題として注目されるようになりました。髪の毛（約70μm）やスギの花粉（約30μm）、黄砂（約4～7μm）と比べ粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系や循環器系疾患への影響が心配されています。

静岡県は、県及び政令指定都市が設置する大気環境測定局 計40地点において常時監視を行なっており、一定の基準（1日の平均濃度が大気1立方メートル当たり70マイクログラムを超えると予測される）に達した場合、県内全域を対象に注意喚起情報を発表します。注意喚起情報が発表された場合は、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ控えるとともに、特に呼吸器系・循環器系疾患のある人や小児、高齢者などはより慎重に行動することが望まれます。

これまで取り組んできた大気汚染防止法に基づく工場・事業場等のばい煙発生施設の規制や自動車排出ガス規制などにより、SPMとPM2.5の年間の平均的な濃度は減少傾向にあります。

令和７年度微小粒子状物質（ＰM2.5）の測定結果

測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値の98%値	日平均値が35μg/ m³を越えた日数と割合		環境基準
	日	μg/ m³	μg/ m³	日	%	
島田市役所	362	7.6	20.0	0	0	○



2-8　光化学オキシダント*

光化学オキシダントは光化学スモッグとも呼ばれ、窒素酸化物*や炭化水素*が太陽からの強い紫外線により光化学反応を起こし、二次的に生成されるオゾンなどの酸化性の強い物質の総称です。目やのどに刺激を与え、頭痛、はきけ、呼吸異常などの症状が起こることが知られています。人間に与える影響が大きく、季節による変動が激しいため、気温が上がり太陽からの紫外線が強くなる５月から９月までを、「光化学オキシダント監視強化期間」と位置付けています。

(1) 対策の概要

大気中の光化学オキシダント濃度は、県内各地の測定局で常時監視され、発令基準に定められた濃度に達した場合、地区別に「光化学オキシダント注意報」等が発令されます。その場合、該当地区（本市は志太・川根地区に該当）の市町は、関係機関と協力して注意報等の発令を市民に周知し、自主的に協力を表明している工場は、前もって定めた計画書に従って使用燃料を削減し、ばい煙*の排出を抑制することとなっています。本市では、新東海製紙株式会社島田工場が協力工場となっています。

光化学オキシダント注意報等発令基準

発令基準	発令条件
注意報	1時間値の濃度が0.12ppm以上で、かつ大気の汚染状態が継続すると認められるとき
警報	1時間値の濃度が0.24ppm以上で、かつ大気の汚染状態が継続すると認められるとき
重大緊急警報	1時間値の濃度が0.40ppm以上で、かつ大気の汚染状態が継続すると認められるとき

(2) 光化学オキシダント注意報等発令時の注意点

光化学オキシダント注意報等が発令された場合、光化学オキシダントによる被害の防止を図るため、次の各項目を守るよう呼びかけることにしています。光化学オキシダントによる健康被害は、高齢者や児童など抵抗力の弱い者に見られることが多いため、周囲の人の様子に気を配る必要があります。

- 外出は控え、発令時に学校等で児童が屋外にいる場合、直ちに屋内に避難させる。
- のどや目の痛みを感じたときは、うがいや洗顔を行い、それでも状況がよくなる様子が見られない場合は、速やかに医師の診察を受ける。
- 光化学オキシダントの被害であることが明らかな場合、市に被害状況（住所、人数、連絡先等）を報告する。

(3) 光化学オキシダント注意報発令状況及び濃度測定結果

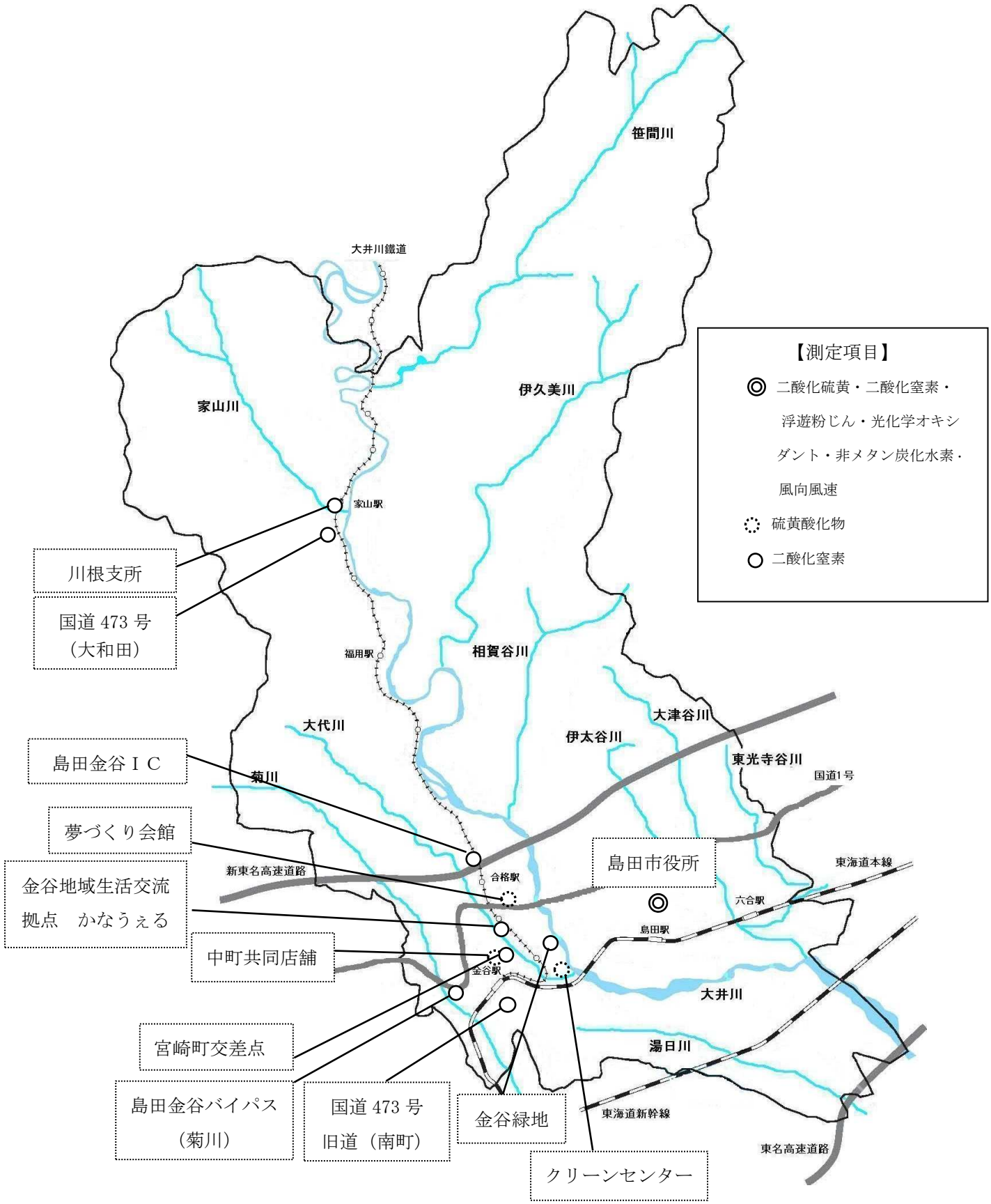
令和７年度は、環境基準（１時間値が0.06ppm以下）の達成はできなかったものの、光化学オキシダント注意報等発令基準（１時間値が0.12ppm以上）よりも低く、志太・川根地区（焼津市、藤枝市、島田市、川根本町）では光化学オキシダント注意報等は１度も発令されませんでした。

なお、令和６年度における全国の測定局の環境基準達成率は、一般的な生活空間における大気汚染物質の測定する一般局で0.1%、道路付近に設置され自動車走行による排出物質に起因する大気汚染物資を測定する自排局で0%となっており、全国的にも環境基準の達成は難しい状況です。

島田市測定局（市役所）の光化学オキシダント濃度（昼間）測定結果

年度	0.06ppmを超えた時間数（時間）	0.06ppmを超えた日数（日）	時間最高値（ppm）	年平均値（ppm）	環境基準（1時間値）	環境基準達成状況
R5	265	60	0.099	0.030	0.06ppm以下	否
R6	273	60	0.096	0.032	0.06ppm以下	否
R7	341	66	0.096	0.032	0.06ppm以下	否

大気環境測定地点


笹間川
大井川鐵道
家山川
伊久美川
家山駅
福用駅
相賀谷川
大代川
伊太谷川
大津谷川
東光寺谷川
国道1号
菊川
新東名高速道路
合格駅
島田市役所
東海道本線
六合駅
島田駅
金谷駅
大井川
湯日川
東海道新幹線
東名高速道路
【測定項目】
二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粉じん・光化学オキシダント・非メタン炭化水素・風向風速
硫黄酸化物
二酸化窒素
川根支所
国道 473 号（大和田）
島田金谷ＩＣ
夢づくり会館
金谷地域生活交流拠点　かなうぇる
中町共同店舗
宮崎町交差点
島田金谷バイパス（菊川）
国道 473 号旧道（南町）
金谷緑地
クリーンセンター

2-9　有害大気汚染物質

静岡県では、有害大気汚染物質の汚染の実態を把握するため、県内複数箇所でこれらの環境モニタリングを行っており、島田市役所においても計21物質について実施しています。

令和７年度の測定結果は下表のとおりで、環境基準が設定されている４物質（平成9年2月4日環境省告示第4号（平成13年4月20日環境省告示第30号））は、すべて環境基準を下回り、全国平均と比較するとすべての物質でその値を下回っています。

有害大気汚染物質環境モニタリング結果（令和７年度）

（単位：μg/m³（金属類は単位：ng/m³））

物　質　名		島田市	環境基準* 環境指針	参考資料（前年度数値）		
				島田市	全国平均値※	（最小値～最大値）
ベンゼン		0.53	3	0.42	0.59	(0.17～1.8)
トリクロロエチレン		0.15	130	0.089	0.25	(0.0027～5.8)
テトラクロロエチレン		0.009	200	0.008	0.065	(0.0043～0.52)
ジクロロメタン		0.94	150	0.78	1.2	(0.35～3.9)
アクリロニトリル		0.022	2	0.008	0.035	(0.0004～0.39)
塩化ビニルモノマー		0.006	10	0.006	0.071	(0.0019～2.0)
クロロホルム		0.096	18	0.076	0.18	(0.018～2.9)
1,2-ジクロロエタン		0.12	1.6	0.059	0.13	(0.043～0.67)
1,3-ブタジエン		0.017	2.5	0.010	0.052	(0.0027～1.2)
トルエン		2.5	-	1.9	3.8	(0.39～40)
塩化メチル		1.2	94	1.1	1.4	(0.35～4.3)
アセトアルデヒド		1.7	120	1.8	1.9	(0.41～5.5)
クロム及びその化合物		1.1	-	1.1	3.8	(0.09～110)
酸化エチレン		0.042	0.092	0.042	0.055	(0.018～0.2)
ベリリウム及びその化合物		0.0061	-	0.0063	0.014	(0.0019～0.064)
ベンゾ〔a〕ピレン		0.046	-	0.050	0.18	(0.0073～13)
ホルムアルデヒド		2.1	-	2.2	2.6	(0.63～7.7)
金属類	水銀及びその化合物	1.4	40	1.4	1.6	(1.0～5.7)
	ニッケル化合物	1.2	25	1.1	1.8	(0.068～11)
	ヒ素及びその化合物	0.79	6	0.51	0.92	(0.044～4.3)
	マンガン及びその化合物	6.9	140	7.0	12	(0.011～61)

※参考資料：環境省ホームページ「令和６年度大気汚染状況について（有害大気汚染物質モニタリング調査結果報告）」

https://www.env.go.jp/air/osen/monitoring/mon_r02/index_00003.html

2-10　大気汚染防止に係る届出状況

ばい煙*、粉じん等の発生によって大気汚染に大きな影響を与えるおそれがある施設を有する事業場等は、大気汚染防止法、静岡県生活環境の保全等に関する条例によって、その施設について届出と管理が義務付けられています。

特に、粉じんの中でもアスベスト（石綿）*を含むものは「特定粉じん」と呼ばれ、他の粉じん（一般粉じん）とは区別されています。アスベストが発生する施設を設置・使用するときには、「特定粉じん発生施設」に係る届出が必要となります。また、建築物の類型や規模によらず特定建築材料が使用されている建築物を解体し、改造し、または補修する作業は、すべて「特定粉じん排出等作業実施届出書」を提出しなければなりません。なお、特定粉じん排出等作業実施届出書の提出受付窓口は、各市町の環境保全担当課となります。本市における、令和７年度の特定粉じん排出等作業実施届出書の件数は４件でした。

ダイオキシン類は、ごみの焼却や化学物質の合成過程などで生成される化学物質であり、自然分解されにくく、大気環境・水環境・土壌環境などに蓄積していくことと、人の体内に多量に蓄積した場合、甲状腺機能の低下などその毒性が問題となっています。特に、脂肪に蓄積されやすく、人の場合は体内から分解、排出されて半減するまでに７年程度かかると言われています。

３　ダイオキシン類*

3-1　発生源対策

ダイオキシン類は通常、主に塩化物を含む物質を低温度で燃焼した場合に発生しやすいため、燃焼管理のできない一般家庭や事業所等の焼却炉は、ダイオキシン類を大量に発生させるおそれがあります。そのため、「ダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、焼却炉の規模を定めて、ダイオキシン類を発生しやすい焼却炉を廃止させたり、十分な機能をもつ焼却炉でも届出によって管理を徹底させたりしています。

3-2　環境中の濃度

ダイオキシン類は、大気中や河川、地下水、土壌中などに入り込み蓄積されていきます。そのため、県や市によって大気以外の環境中に含まれるダイオキシン類の調査が行われています。本市では、地下水に含まれるダイオキシン類の調査は毎年市が、土壌に含まれるダイオキシン類の調査は県が実施しています。

近年の調査結果はいずれも環境基準を達成しており、問題はありません。

地下水中のダイオキシン類濃度調査結果　（単位：pg-TEQ/L）

調査年度	調査地点	調査結果	令和６年度全国調査の結果範囲	環境基準
H19	金谷小学校	0.021	平均値0.049 濃度範囲 0.0073 ～ 0.93 資料：「令和６年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」令和８年３月　環境省	1以下 平成11年12月27日環境庁告示第68号（平成21年3月31日環境省告示第11号）
H20	北中学校	0.033		
	向島町（旧東海パルプ株式会社）	0.016		
H21	島田商業高校	0.023		
H22	島田工業高校	0.019		
H23	島田第四小学校	0.024		
H24	島田第三小学校	0.024		
H25	六合小学校	0.024		
H26	金谷小学校	0.024		
H27	初倉中学校	0.021		
H28	島田第一中学校	0.020		
H29	北中学校	0.024		
H30	島田商業高校	0.028		
R1	島田工業高校	0.021		
R2	第三小学校	0.022		
R3	六合小学校	0.027		
R4	金谷小学校	0.022		
R5	島田第四小学校	0.021		
R6	島田五和小学校	0.023		
R7	島田第三小学校	0.021		

土壌中のダイオキシン類濃度調査結果　（単位：pg-TEQ/ｇ）

調査年度	調査地点	調査結果	令和６年度全国調査の結果範囲	環境基準
H14	第三小学校	0.69	平均値1.5 濃度範囲 0 ～ 130 資料：「令和６年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」令和８年３月　環境省	1,000以下 平成11年12月27日環境庁告示第68号（平成21年3月31日環境省告示第11号）
	旧金谷中学校グランド	0.12		
H15	第一小学校	0.12		
H16	神座小学校	0.15		
H18	金谷小学校	0.065		
H19	五和小学校	0.14		
H20	川根中学校	0.42		
H21	湯日小学校	0.57		
H22	相賀小学校	0.81		
H23	伊太小学校	0.15		
H26	大津小学校	0.020		
H30	初倉中学校	0.26		
R5	伊久美小学校	0.55		

3-3　ダイオキシン類発生防止に係る届出状況

ダイオキシン類を発生させるおそれがある施設を有する事業場等は、ダイオキシン類対策特別措置法により、施設の設置についての届出と、年１回以上の測定結果報告が義務付けられています。

本市において届出のある事業所数は下表のとおりです。

ダイオキシン類特定施設設置届出状況（令和８年３月末現在）

特定施設の種類		届出事業所数
大気	廃棄物焼却炉	9
水質	湿式集じん施設	1

４　騒音と振動

日常発生する音の中で「好ましくない音」「ない方がよい音」を総称して騒音といいます。また、発生源からの衝撃が空気を伝播するものを騒音と呼ぶのに対し、地盤を伝播するものを振動と呼びます。

大気や水質などの汚染と異なり、騒音・振動・悪臭の各公害は感覚公害と呼ばれ、実際の被害が目に見えにくく、また被害者である受け手それぞれで感じ方も異なります。

騒音・振動レベルの基準はデシベル(dB)*を単位としており、実際の音や揺れと騒音・振動レベルとの関係は、下表のとおりです。

騒音・振動レベルと実際の音や揺れとの関係

レベル	騒　　音	振　　動
120dB	飛行機やエンジンの近く	－
110dB	自動車の警笛（距離2m）	震度階級における激震。家屋倒壊が30%以上に及び、山崩れ、地割れ、断層などを生じる。
100dB	電車が通るときのガード下	震度階級における強震・烈震に相当。歩行が困難で、軟弱な地盤は割れたり崩れたりする。
90dB	カラオケ（営業所内） 騒々しい工場の中	中震に相当し、電柱・立木などが揺れるのがわかる。
80dB	地下鉄・バスの車内	人体に有意な生理的影響が生じ始める。
70dB	電話のベル（距離１m） 騒々しい事務所の中	工場の職員に異常が生じ始める境界
60dB	静かな乗用車 普通の会話（距離１m）	浅い眠りの場合、目がさめる。
50dB	静かな事務所、図書館	人体が振動を感じ始める。
40dB	静かな公園	常時微動
30dB	静かな住宅地の夜　スタジオ	通常、異常はみられない。
20dB	木の葉の触れ合う音、ささやき声 置時計の秒針の音（前方１m）	通常、異常はみられない。

基準以下の音や揺れであっても、その音質や発生源者との人間関係などから敏感になる人もいます。そのため、例えば音楽は聴いている人にとっては好ましい音であっても、聴きたくない人にとっては騒音となる場合があります。

騒音公害には次のような種類があります。第１は自動車等の交通によって発生する交通騒音、第2は航空機の飛行等によって発生する航空機騒音、第３は工場等の操業によって発生する工場騒音、第４は建設工事などで発生する建設騒音、そして最後に、市民が日常の生活を営む中で発生してしまう生活騒音です。振動公害については発生源が騒音と同じである場合が多いものの、問題となるほどの高レベルの振動はまれです。

4-1　騒音・振動の評価

騒音は、音による空気の振動レベルの大きさを測ることで評価します。振動は、地盤から伝播する振動レベルの大きさです。騒音の評価には等価騒音レベル(Leq)*が用いられます。航空機騒音については、Lden（時間帯補正等価騒音レベル）*という単位が使用されています。本市における騒音・振動の基準は、騒音の種類により25、26ページの表のとおりとなっています。これらの基準は、「都市計画法」に基づく都市計画において指定された地域により決定されています。

交通騒音・生活騒音の環境基準　　平成10年9月30日環境庁告示第64号（平成17年5月26日環境省告示第45号）
平成9年3月28日静岡県告示第344号の5（平成23年4月1日静岡県告示第359号）

（単位：dB）

地域の類型		A		B		C	
		専ら住居の用に供される地域		主として住居の用に供される地域		相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	
都市計画区域内の用途地域の定めのある地域		第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域		第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域		近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	
その他の地域				都市計画区域内の用途地域の定めのない地域（初倉地区の一部を除く） 都市計画区域外の地域（川根地区の一部）		都市計画区域内の用途地域の定めのない地域（初倉地区の一部）	
時間区分		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
交通騒音	高速道路・一般国道・県道及び市道（4車線以上の区間に限る）	70	65	70	65	70	65
	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55	65	60	65	60
	車線を有する道路に面する地域	55	45	55	45	65	60
生活騒音（道路に面しない地域）		55	45	55	45	60	50

（交通騒音）昼間：午前6時～午後10時まで　夜間：午後10時～翌日午前6時まで

航空機騒音の環境基準　　昭和48年12月27日環境庁告示第154号（平成12年12月14日環境庁告示第78号）

地域の類型	Ⅰ	Ⅱ
該当地域	初倉地区全域及び金谷地区の一部のうち、 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	初倉地区全域及び金谷地区の一部のうち、 左記以外の地域（工業専用地域、飛行場内及び空港敷地内を除く）
基準値	Lden　57dB以下	Lden 62dB以下

交通振動の基準限度表　平成9年3月28日静岡県告示第344号9（平成30年3月30日静岡県告示第213号）（単位：dB）

区域区分	第1種区域の1		第1種区域の2		第2種区域の1		第2種区域の2	
都市計画区域内の用途地域の定めのある地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域		第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域		近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域（金谷地区の一部）		工業地域（金谷地区の一部を除く） 工業専用地域	
その他の地域			都市計画区域内の用途地域の定めのない地域（初倉地区の一部を除く） 都市計画区域外の地域（川根地区の一部）		都市計画区域内の用途地域の定めのない地域（初倉地区の一部）			
交通振動	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
	65	60	65	60	70	65	70	65

（交通振動）昼間：午前8時～午後8時まで　夜間：午後8時～翌日午前8時まで

工場騒音・工場振動の基準　平成9年3月28日静岡県告示第344号5（平成23年4月1日静岡県告示第359号）
平成9年3月28日静岡県告示第344号8（平成23年4月1日静岡県告示第361号）　（単位：dB）

区域		第1種区域				第2種区域				第3種区域				第4種区域			
	騒音	第1種区域				第2種区域				第3種区域				第4種区域			
	振動	第1種区域の1				第1種区域の2				第2種区域の1				第2種区域の2			
都市計画区域内の用途地域の定めのある地域		第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域（金谷地区） 第2種中高層住居専用地域（金谷地区）				第1種中高層住居専用地域（金谷地区を除く） 第2種中高層住居専用地域（金谷地区を除く） 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域				近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域（金谷地区の一部）				工業地域（金谷地区の一部を除く） 工業専用地域			
その他の地域						都市計画区域内の用途地域の定めのない地域（初倉地区の一部を除く） 都市計画区域外の地域（川根地区の一部）				都市計画区域内の用途地域の定めのない地域（初倉地区の一部）							
工場騒音		朝	昼	夕	夜	朝	昼	夕	夜	朝	昼	夕	夜	朝	昼	夕	夜
		45	50	45	40	50	55	50	45	60	65	60	55	65	70	65	60
工場振動		昼間		夜間		昼間		夜間		昼間		夜間		昼間		夜間	
		60		55		65		55		70		60		70		65	

（騒音）朝：午前６時～午前８時まで　昼：午前８時～午後６時まで　夕：午後６時～午後10時まで
夜：午後10時～翌日午前６時まで
※騒音において、第１種区域と第３種区域又は第2種区域と第４種区域がその境界線が接している場合における当該第３種区域及び第４種区域の当該境界線から30mの区域内における規制基準は、上記の値から５dBを減じた値が基準値となる。
（振動）昼間：午前８時～午後８時まで　夜間：午後８時～翌日午前８時まで
※騒音及び振動において、学校、保育所、病院、図書館、特養老人ホームの敷地の周囲およそ50m以内の場合、上記の値からそれぞれ５dBを減じた値が基準値となる。

特定建設作業*によって生じる騒音及び振動の基準

平成9年3月28日静岡県告示第344号6（平成23年4月1日静岡県告示第360号）、平成9年3月28日静岡県告示第344号9（平成13年3月23日静岡県告示第362号）

基準値（敷地境界線における基準）	1号区域 2号区域	騒音：85dB　　振動：75dB
作業時間※	1号区域	午後７時から翌日の午前７時までは禁止
	2号区域	午後10時から翌日の午前６時までは禁止
１日の作業時間※	1号区域	10時間を超えないこと
	2号区域	14時間を超えないこと
作業期間※	1号区域 2号区域	連続６日を超えないこと
日曜日その他の休日※	1号区域 2号区域	禁　　止

１号区域・・・特定工場等の規制基準の第１種区域、第2種区域及び第３種区域並びに第４種区域のうち、学校、病院等の施設の周囲おおむね80m以内の区域
２号区域・・・第４種区域のうち、１号区域以外の区域
※災害等により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などは除く。

4-2　交通騒音・交通振動

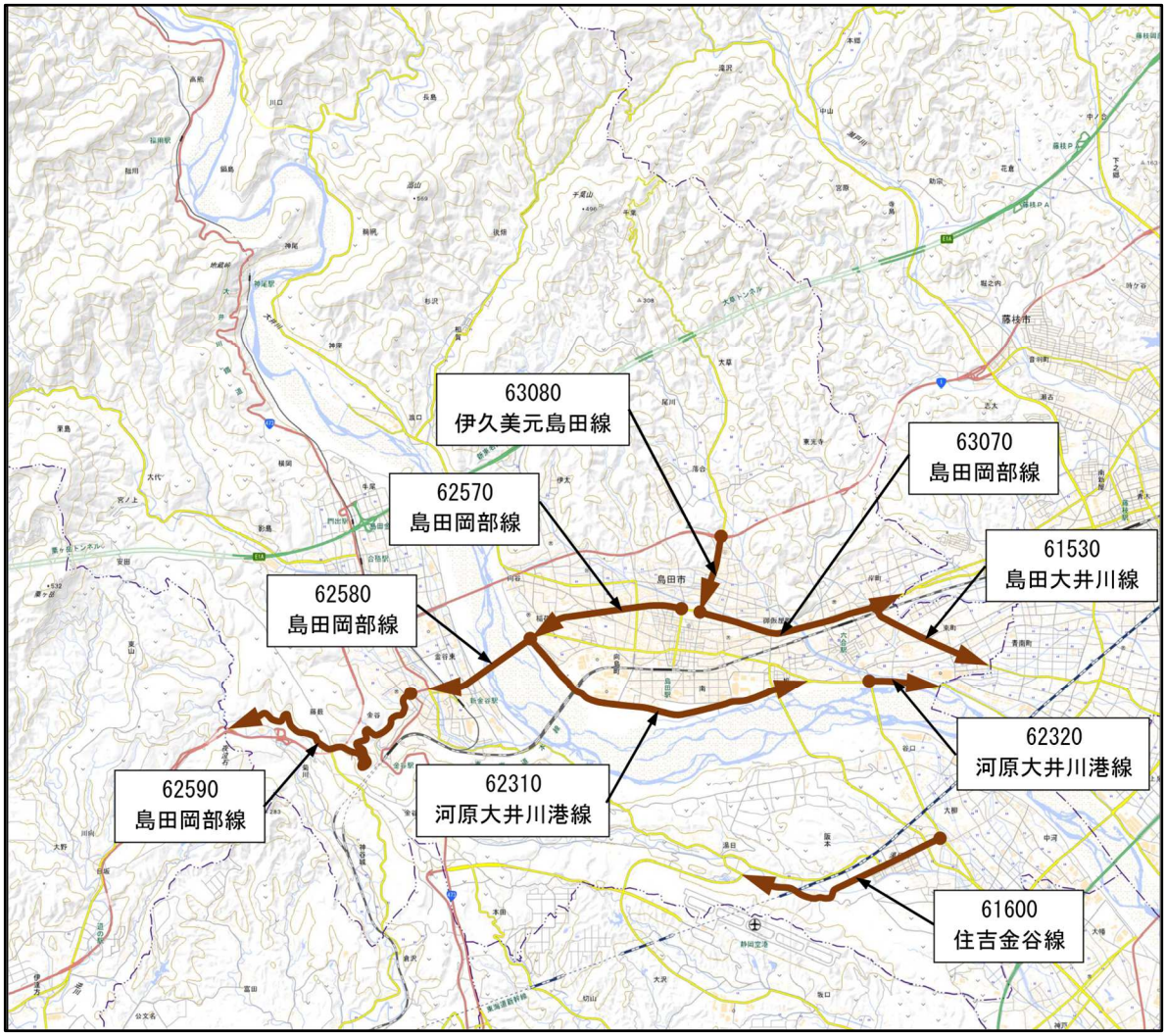
交通騒音・交通振動は、自動車が通行・アイドリングをする際のエンジン音、タイヤの摩擦音、クラクション音、通行に伴う揺れなど、交通に係る全ての騒音及び振動のことです。また、大型車の過剰な通行や、地盤が弱いなどの理由から陥没する場合もあります。

ただし、選挙活動や自動車による商業宣伝などは交通騒音には含まれません。

【自動車騒音調査について】

市民の要望を受け開始した、市独自の主要道騒音測定については、事業の重複及びに住民からの要望・苦情等がないため、令和５年度をもって廃止となりました。住民より苦情、要望が発生した場合、次項の自動車騒音常時監視、もしくは自動車騒音調査にて対応予定です。

自動車騒音常時監視に係る面的評価調査地点　及び航空機騒音調査地点



【自動車騒音常時監視結果について】

騒音規制法に基づき、平成24年度から市が実施している調査で、市内主要道路の道路端から50m以内に位置する建物への騒音レベルを評価し（面的評価）、環境基準の達成状況を環境省に報告しています。

令和７年度は、市内５路線９評価区間で実測調査を行い、面的評価をした結果、全ての調査単位区間で環境基準達成率が100%であり、非常に良好な状況を示しました。

自動車騒音の常時監視に係る面的評価結果

調査単位区間番号	道　路　名	環境基準達成率（%）		達成戸数（戸）		評価対象全戸数（戸）
		昼間	夜間	昼間	夜間	
61530	県道227号　島田大井川線	100	100	308	308	308
61600	県道230号　住吉金谷線	100	100	264	264	264
62310	県道342号　河原大井川港線	100	100	223	223	223
62320	県道342号　河原大井川港線	100	100	1	1	1
62570	県道381号　島田岡部線	100	100	442	442	442
62580	県道381号　島田岡部線	100	100	123	123	123
62590	県道381号　島田岡部線	100	100	106	106	106
63070	県道381号　島田岡部線	100	100	501	501	501
63080	県道217号　伊久美元島田線	100	100	256	256	256
			合計	2,224	2,224	2,224

4-3　航空機騒音

航空機騒音には、航空機の離陸及び着陸に伴って発生する飛行騒音と、飛行場内における航空機の運用や機体の整備に伴って発生する地上騒音とがあり、騒音レベルが高い上に影響の及ぶ範囲が広いという特徴があります。平成21年6月に富士山静岡空港が開港したことにより、本市でも新たに生じることとなった騒音です。航空機騒音については環境基本法に基づき、国及び静岡県により、下表のとおり環境基準値及び地域類型が定められています。市内の測定点ではいずれも環境基準*を達成しています。

航空機騒音の調査結果（令和７年度）

測定番号	調査地点	地域類型	環境基準値(Lden)	年平均(Lden)	評価（年平均）
①	原の平公民館付近（島田市湯日）	Ⅱ型	62dB	39.1dB	○
②	吹木茶農協緑茶加工工場付近（島田市湯日）			44.0dB	○
③	切山新田集会所付近(島田市切山)			42.5dB	○
④	向山付近（島田市船木）			47.3dB	○

※測定期間（夏季：令和７年７月１日～７月14日、冬季：令和７年11月２日～12月15日）

（資料：静岡県空港管理課）

4-4　工場騒音・振動

工場の操業による騒音と振動は、発生源も被害者も移動せず、加害者の特定が比較的容易ですが、加害者側の事情により改善への取組がなされない場合も多くあります。一定規模以上の設備を備えた工場は騒音規制法及び振動規制法により規制されますが、中小規模の工場については経済的な問題や立地条件などが厳しく改善が進んでいません。

騒音規制法及び振動規制法では、著しい騒音・振動を発生する可能性のある施設を「特定施設」と定め、騒音については「静岡県生活環境の保全等に関する条例」によって、クーリングタワー、集じん施設*、冷凍機などの施設を上乗せし範囲を広めています。これらの特定施設を有する工場、事業所は市への届出と規制基準（26ページ参照）の遵守義務が課せられており、規制基準に適合せず、周囲の環境が損なわれると市が認める場合は改善勧告などを行うことができます。

4-5　建設騒音・振動

土木工事にかかわる騒音・振動においては、工事が終了するまでの一過性のものではありますが、重機や作業機械を用いた建設作業は周囲の生活環境に与える影響が極めて大きくなります。また、日本では頻繁に土木工事が行われ、その期間も長期化しやすく、加えて周囲の住民への説明が不十分な場合があります。騒音規制法・振動規制法では、特定の重機や作業機械を用いる建設・解体作業等を市内で行う場合、その作業を特定建設作業*（下表参照）として、当該工事の概要と使用する重機などを市に提出することが定められています。

令和７年度騒音に係る特定建設作業の届出状況　（件）

作業の種類	騒音規制法該当区域	静岡県生活環境の保全等に関する条例該当区域
くい打機等を使用する作業 （アースオーガー※と併用する作業・圧入式を除く）	1	0
びょう打ち機を使用する作業	0	0
さく岩機を使用する作業 （1日における2地点間の最大距離が50mを越えない作業に限る）	0	0
空気圧縮機を使用する作業 （さく岩機の動力として使用する場合を除く）	5	2
コンクリートプラント等を設けて行う作業 （アスファルトプラントを含む・モルタル製造のための作業を除く）	0	0
バックホウを使用する作業 （定格出力８０kW以上）	12	3
トラクターショベルを使用する作業 （定格出力７０kW以上）	0	0
ブルドーザーを使用する作業 （定格出力４０kW以上）	1	2
延べ作業数合計	19	7

※建設機械の一つで、掘削ドリルや穴掘り機など。オーガー（auger）とは錐のこと。

令和７年度振動に係る特定建設作業の届出状況　（件）

作業の種類	振動規制法該当区域	静岡県生活環境の保全等に関する条例該当区域
くい打ち機等を使用する作業 （油圧式・圧入式を除く）	1	1
鋼球を使用して破壊する作業	0	0
舗装版破砕機を使用する作業	0	0
ブレーカーを使用する作業 （手持ち式のものを除く）	6	1
述べ作業数合計	7	2

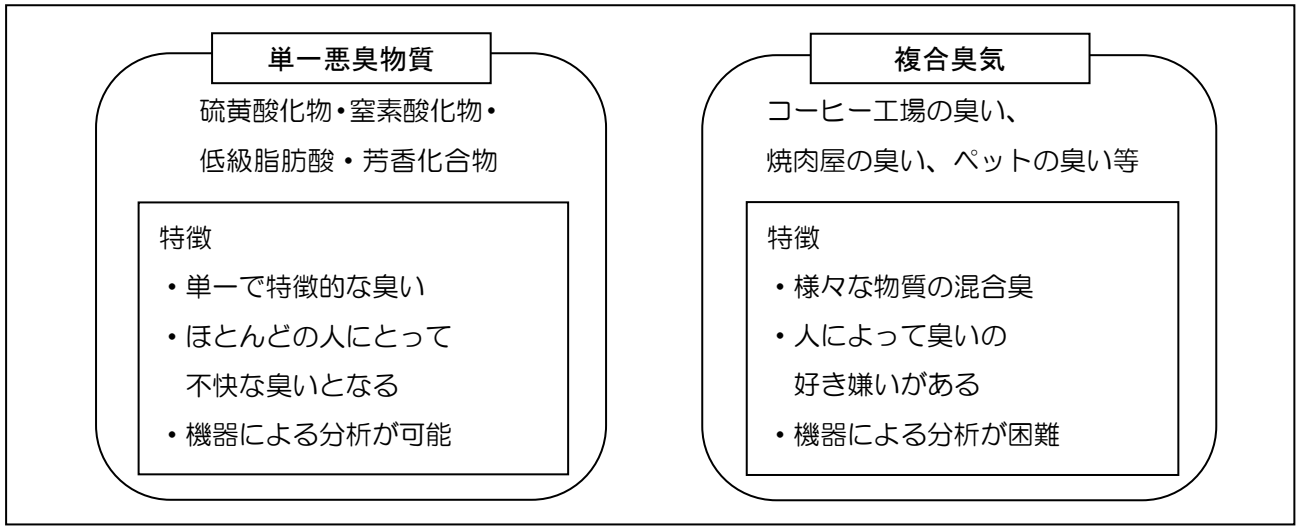
4-6　生活騒音・振動

生活騒音は、事業者でない市民が日常生活の中で発する音が、他の住民にとって騒音となってしまうもので、近所のピアノやステレオの音、住宅密集地でのエアコン室外機の旋風音などがあります。近所同士の今後の関係などの要素がからみ合うことや、基本的に犯罪性が乏しく当事者以外が被る影響が小さいものが多いことから、法律や条例による規制はありません。そのため日頃から隣人間で交流を図り、良好な近隣関係を築きあげておくことが必要です。

5　悪臭

悪臭とは、「人に不快感、嫌悪感を与えるものであって嗅覚に直接訴え、生活環境を損なうおそれのある臭い」とされ、昭和47年に制定された悪臭防止法によって、被害を防ぐよう取組がされています。悪臭公害の特徴として、騒音や振動と同じく感覚公害の１つとされていること、悪臭を構成する要素は空気中の化学物質であり、大別すると単一悪臭物質と複合臭気の２種類があります。

悪臭の種類



5-1　単一悪臭物質

主に化学薬品を使用する工場や、し尿処理場などでの過剰な悪臭の発生を抑制するために、悪臭防止法では22種類の物質を特定悪臭物質に指定しています。各地の工場等の立地条件を踏まえながら規制区分を指定して、その区分に従って敷地境界線上の濃度規制がなされています。

また、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」では、特に悪臭を発生するおそれのある10種類の施設について悪臭に係る特定施設と定め、届出と管理を義務付けています。

5-2　複合臭気

複合臭気は、その特性上測定が困難であることから研究が遅れ、基礎データの収集や防止対策の方法について、長い間法的措置がとられませんでしたが、平成８年から当時の環境庁によって官能試験法（三点比較式臭袋法）が採用され、人間の嗅覚を用いた分析も行われるようになりました。

本市では、平成21年度から市全域に臭気指数*規制を適用し、規制基準は臭気指数15と定めています。（平成21年3月17日静岡県告示第231号）

なお、旧金谷町では平成13年度から臭気指数制度を適用しており、合併後も金谷地区では平成20年度まで臭気指数18を規制基準としていました。

5-3　脱臭のための技術

悪臭は、空気中に含まれる悪臭物質によるものであり、悪臭物質を空気中から取り除くことで臭いを弱めることができます。悪臭防止法では、特定施設の管理項目の中に、脱臭装置の設置や防臭剤の散布を義務付けていますが、特定施設に当たらない小規模の事業所からの悪臭についても、必要に応じて設置するのが望ましいです。

脱臭は、目的の悪臭物質に適した方法を選択したり、組み合わせたりして行います。基本的には、吸着させる・化学反応させる・燃焼させる・より強い臭いで隠ぺいする、の４つの手法がとられています。

事業場等で使用される主な脱臭法

脱臭法	原　理	効果のある悪臭物質
ガス洗浄法	排ガスを水や薬品に通して悪臭物質を液側に移す方法で最も一般的な方法	ほとんどの悪臭物質
オゾン酸化法	悪臭物質をオゾンと反応させて無臭化させたり、オゾンの強い臭いで隠ぺいする方法	ほとんどの悪臭物質
直接燃焼法	悪臭ガスを800℃以上の高温で悪臭物質を完全に燃焼させる方法	燃焼能力の高い悪臭物質
接触酸化法	触媒を用いて260℃から320℃程度の低温で悪臭ガスを分解させる方法	燃焼能力の低い悪臭物質
吸着法	活性炭やシリカゲルを使って悪臭物質を吸着させる方法	アルコール類、油類
塩素処理法	悪臭物質を塩素化合物と反応させて無臭化する方法	生物系有機化合物
空気酸化法	一時的に空気にさらして無害化させる方法	硫化水素
マスキング法	悪臭よりも更に強い臭いをもつ芳香物質で隠ぺいする方法	ほとんどの悪臭物質
土壌酸化法	土壌細菌の働きにより、悪臭物質を分解する方法	アンモニア及びアミン類
イオン交換樹脂法	イオン交換樹脂により悪臭物質を吸着させたり、イオン反応によって除去する方法	下水・し尿

5－4　悪臭特定施設の届出状況

「静岡県生活環境の保全等に関する条例」によって悪臭に係る特定施設として定められた規模の施設を有する事業場等は、施設の設置についての届出が義務付けられ、特定施設の構造並びに使用及び管理に関する基準の遵守を求められます。

本市において届出のある事業所数は下表のとおりです。

悪臭に係る特定施設設置届出状況（令和８年３月末現在）

施設番号	特定施設の名称	件　数
３	パルプ又は紙の製造の用に供する蒸解施設	1
４	調味料の製造又は穀物の加工の用に供する乾燥施設	1
７	木材チップの堆積場であって、面積が1000㎡以上のもの	1

６　公害苦情

公害は、典型７公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）と、それ以外の公害（日照阻害、通風阻害、光害、香害など）に分けられます。

本市における公害苦情は、大気汚染、騒音、悪臭が主となっています。

基準に適合しない焼却炉での焼却や、地焼き・ドラム缶等を使用した焼却行為（いわゆる「野焼き」）から発生するばい煙による大気汚染に関する苦情や騒音の苦情が多く、令和７年度は、大気汚染に関する苦情が７件、騒音に関する苦情が５件ありました。

過去５年間の公害苦情件数

年度	合計件数	典型７公害							その他
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	
R3	31	15	0	0	9	0	0	7	0
R4	20	6	0	0	9	0	0	5	0
R5	29	15	2	0	6	0	0	6	0
R6	25	8	4	0	8	1	0	4	0
R7	22	7	5	0	5	0	0	5	0

令和７年度の地区別公害発生件数

地区名	川根	伊久身・大長	金谷	旧島田市内・大津	六合	初倉
件　数	0	1	4	9	5	3

令和７年度の主な公害苦情の内容

公害等の種類	発生源	対応	経過
大気汚染（野焼き）	農業	訪問指導を行った。	解決
大気汚染	製造業	近隣住民から年複数回、焼却に伴う白煙発生が原因の苦情である。事業者に焼却装置の適正な運転を申し入れた。	継続
騒音	建設業	建物解体工事において、防音対策と解体工法の変更により騒音抑制を高める対応を要請した。	解決
悪臭	製造業	工場から排出される臭気について、現地確認や原因者、申立者とそれぞれ協議を行った。	継続
水質汚濁	河川	魚の大量死の発生通報にて、現地で簡易測定を行ったが異常は認められなかった。原因不明事案（一時的な酸欠か）。	解決

7　環境保全協定*

市民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的として公害関連法令が制定されていますが、本市は、これらの法令を補完して、市内の主要工場と環境保全協定を締結しています。

協定書は、環境保全対策・環境保全計画の見直し、施設の設置等に関する協議、事故時の措置・報告及び検査、被害補償、工場緑化などの環境の保全及び創造に関する事項について定めています。

なお、協定工場と毎年、環境保全計画書の見直しの協議を実施しています。

環境保全協定締結工場一覧

事業所名	工場所在地	業　種	締結年月日
新東海製紙株式会社島田工場	島田市向島町4379	製紙業	昭和50. 9.11
株式会社ヤマシタ静岡事業所	島田市中河737	リネンサプライ業	昭和51. 7. 1
株式会社紀文食品静岡工場	島田市大柳297-1	食品製造業	昭和51.12. 3
矢崎計器株式会社島田製作所	島田市横井一丁目7-1	精密機械器具製造業	昭和54. 2.19
ダイオーペーパープロダクツ株式会社島田事業所	島田市宝来町8-1	家庭紙製造業	昭和56. 3. 3
ネスレ日本株式会社島田工場	島田市細島1700	食品製造業	平成元. 4.26
味の素食品株式会社静岡工場 味の素ベーカリー株式会社島田事業所	島田市大柳1177-1	食品製造業	平成3.11.19
株式会社あじかん静岡工場	島田市中河817-5	食品製造業	平成10. 3.20
トライ産業株式会社島田工場	島田市中河895-22	食品加工業	平成14.10.16
株式会社日本デリカサービス島田工場※	島田市中河895-21	食品製造業	平成17. 1.18
シミックＣＭＯ株式会社静岡工場	島田市金谷東一丁目588	医薬品製造業	平成18. 4. 3
沼津熔銅株式会社金谷工場	島田市金谷泉町21-1	荒引線加工製造業	平成18. 6.21
ジオスター株式会社金谷工場	島田市金谷東二丁目44-9	窯業コンクリート二次製品製造	平成19. 3.15
富士食品工業株式会社静岡金谷工場	島田市牛尾1600-1	調味料製造業	平成25. 3.26
サンコー精産株式会社島田工場	島田市横岡新田字堤間1番地11	金属加工業	令和3.12.22
株式会社ジャパンスリーブ島田工場	島田市大草492番地1	印刷業	令和3.12.22

令和８年３月末現在　16工場と協定締結

※令和６年７月　日本クッカリー株式会社と株式会社グルメデリカが合併、社名変更

8　自然環境

本市は南北に長い地形で、その中央に大井川が北から南東へ貫流し、人口の大半が大井川左岸の旧島田地区から六合地区及び大井川右岸の金谷地区の大井川扇状地最上流部に集中しています。市域を北から南へ概観すると、北部の急峻な山地が徐々になだらかになり、大井川扇状地を経て大井川、そしてそれより南の台地（中位段丘）を形成しています。

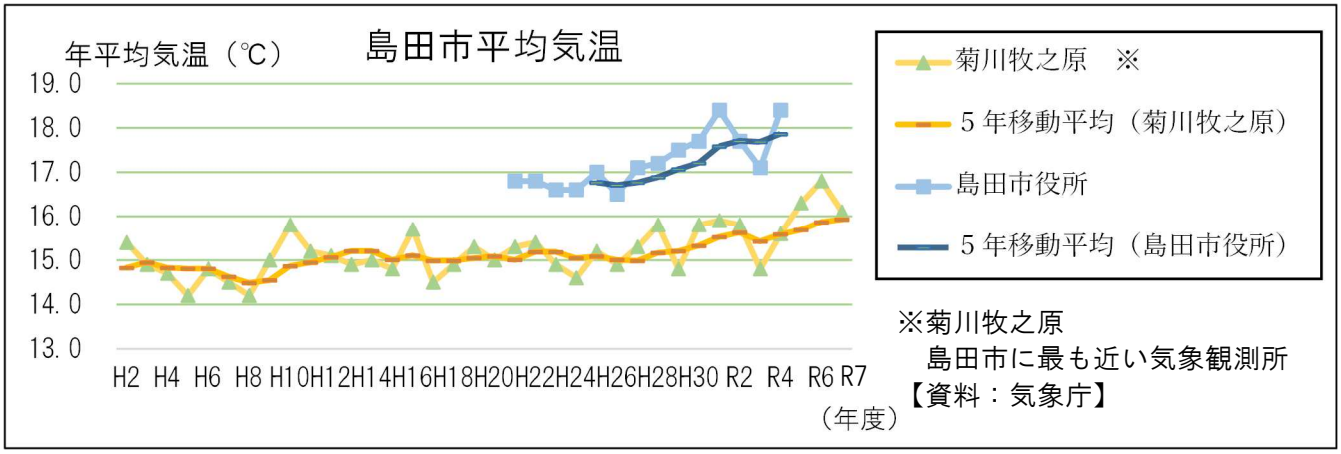
この地形を形成してきた最も重要な要素は大井川です。大井川は山梨県・長野県との県境にあたる赤石山脈に源を発し、駿河湾に注ぐ全長約168kmの１級河川で、本市よりも下流部では、川幅（河岸を含む）が１km以上にも達する大河川です。静岡県を流下する河川は、富士川、安倍川、天竜川など、いずれも日本有数の急流性の暴れ川であり、大井川もその特徴をもって川根山地と志太平野を形成しました。このため一般河川の流域に比べると、上流の川根山地は急峻で盆地や流域面積が狭く、下流の志太平野は流域全体の面積に対して狭く、三角州や自然堤防体が存在しません。

特に川根地区において、約４kmにわたり穿入蛇行を繰り返す地形は「鵜山の七曲り」と呼ばれ、全国的にも大変珍しく、県の天然記念物に指定されています。この蛇行は、しわのように隆起した地層に川が流れ込んでできたものです。そして志太平野は扇頂から河口部分にいたるまで小石の河原で覆われています。

8-2　気象

本市は太平洋側気候区に位置し、冬は北西の季節風の影響により、晴天で乾燥した日が続き、逆に夏は太平洋からの湿った暖かい風の影響で高温多湿となります。本市の気候の特色として、年間を通じて卓越した西風が吹き、冬期には特にこの傾向が著しく、夜の冷え込みが大きく霜の降りる地域も広くあります。これは風が、本市の北側や西側の山地から大井川の谷を吹き出し口として平野部に吹き降りてくるもので、気象条件よりも地形が大きく影響していると考えられます。このため平野部では冬期に乾燥し、雪が降るのはまれです。しかし、強風により北部山地に積もった雪が吹き送られ、雪がまばらに降るように見える「風花（かざはな）」は年に数回見られます。

島田市の平均気温の推移



※菊川牧之原
島田市に最も近い気象観測所
【資料：気象庁】

令和７年度　島田市の月別平均風速（参考値）　（単位：m/秒）

地　点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均
市役所	3.2	3.1	2.8	2.4	3.3	2.6	2.3	2.6	3.5	4.9	3.2	2.4	3.0

※令和５年度まで実施していた「初倉小学校」「六合小学校」は、機材の故障・劣化により測定を終了しました。
※気象データは研究用の測定のため、集計機器の検定を受けておらず、基本的に参考値になります。

８－３　水生生物

本市では、水生生物による河川水質調査を行っています。この調査は、河川に住む水生生物を調査することによって、そこで見られる指標生物（温度や湿度、水量、酸素量など、その生物が生息できる環境条件が特徴的であるため、その生物が生息していることがその地域の状態を示す証拠となる生物）の状況から調査地点の水質を４段階で評価するもので、複雑な器具や特別な専門知識を持たなくても調査できるため全国の学校・行政機関で広く行われています。

本市では、公益社団法人日本水環境学会から発行されているテキスト「川の生きものを調べよう～水生生物による水質判定～（環境省水環境部・国土交通省河川局編）」をもとに水生生物調査を行っております。

調査は市内７水系21か所で行っており、その結果は下表及び次ページ図のとおりです。

水生生物調査結果（大津谷川は毎年、他６河川は隔年で調査）

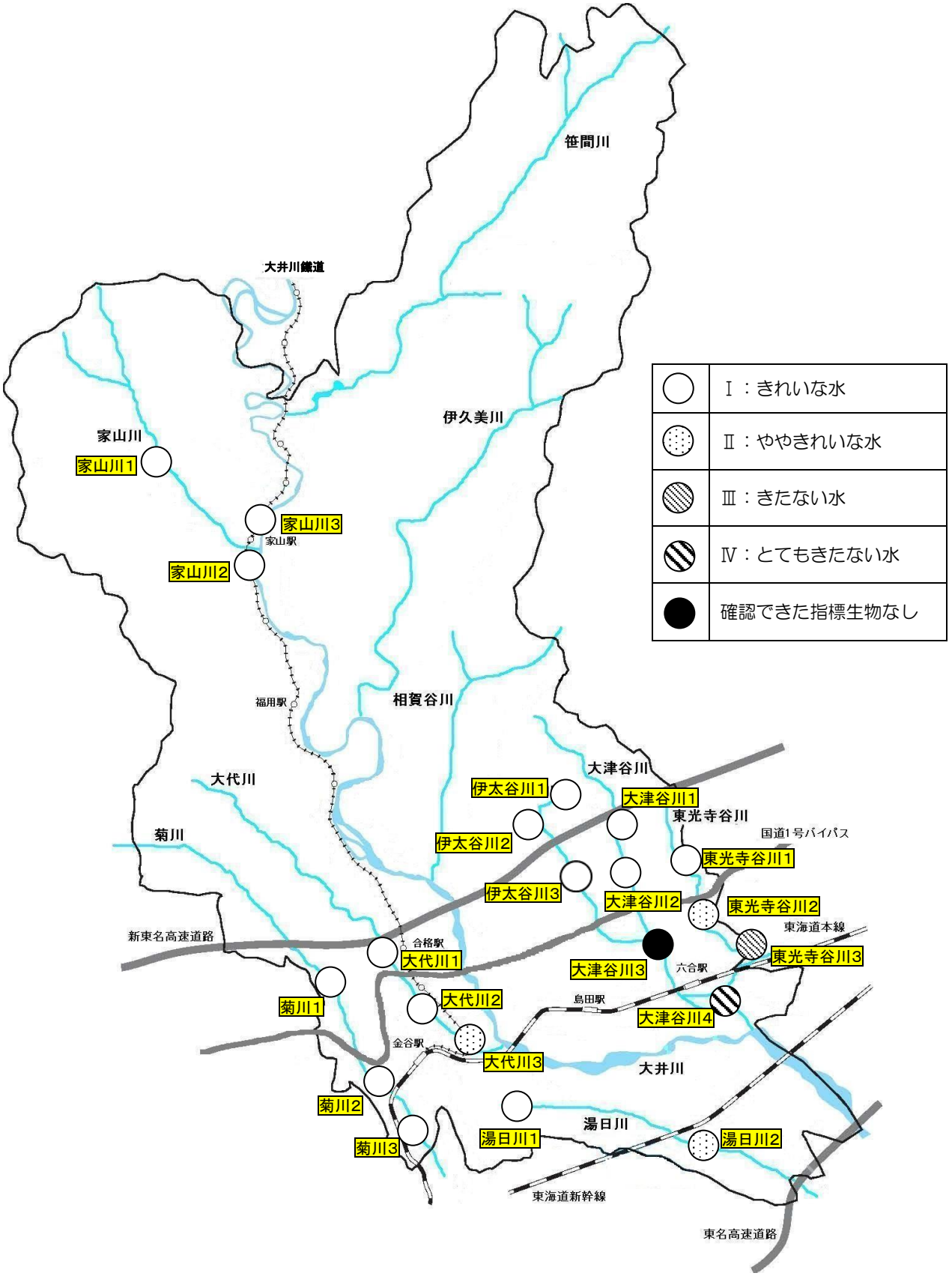
河川水系（調査日）	番号	調査箇所名（位置）	水質階級	主な指標生物
家山川（R.7.5.8）	1	新協和橋（家山祢宜島）	Ⅰ	ヘビトンボ、カワゲラ等
	2	家山橋（家山市場）	Ⅰ	カワゲラ類、ヒラタカゲロウ等
	3	堀川河口※1（家山市場）	Ⅰ	カワゲラ類、ナガレトビケラ等
大津谷川（R7.5.28）	1	天徳寺（大草）	Ⅰ	カワゲラ、サワガニ、ナガレトビケラ等
	2	大津小学校（落合）	Ⅰ	カワゲラ類、ナミウズムシ等
	3	千歳橋（元島田）	―	確認できた指標生物なし
	4	源助橋（細島）	Ⅳ	エラミミズ
伊太谷川（R6.9.13）	1	田代環境プラザ下（伊太田代）	Ⅰ	サワガニ、ヒラタドロムシ類
	2	ももの木沢（伊太上伊太）	Ⅰ	サワガニ、カワニナ類、ユスリカ
	3	用水合流点（伊太中村）	Ⅰ	ヒラタカゲロウ、ゲンジボタル
東光寺谷川（R7.6.4）	1	茶農協跡（東光寺）	Ⅰ	ヘビトンボ、ゲンジボタル等
	2	阿知ヶ谷東山（阿知ヶ谷）	Ⅱ	ゲンジボタル等
	3	宿島橋（岸町）	Ⅲ	ミズムシ等
大代川（R6.9.13）	1	昭代橋（竹下）	Ⅰ	カワゲラ、ヒラタカゲロウ等
	2	大代橋（金谷泉町）	Ⅰ	カワゲラ、ヒラタカゲロウ等
	3	往還下橋（金谷東二丁目）	Ⅱ	コガタシマトビケラ
菊川（R7.6.18）	1	佐夜鹿北（佐夜鹿）	Ⅰ	サワガニ、ヘビトンボ等
	2	菊水橋（菊川）	Ⅰ	ヒラタカゲロウ等
	3	浅川橋（神谷城）	Ⅰ	ヒラタカゲロウ等
湯日川（R7.8.27）	1	湯日川起点（湯日吹木）	Ⅰ	ナミウズムシ、ヘビトンボ
	2	月坂団地裏（月坂）	Ⅱ	ヒラタドロムシ類、コガタシマトビケラ等

※1 堀川は家山川とは独立した水系とされているが、大井川河川敷への流入地点が近接し、河原内で合流することが多いため便宜上同一の水系として扱う。

参考１：水質階級と指標生物

水質階級	指標生物
Ⅰ：きれいな水	アミカ類、ナミウズムシ、カワゲラ類、サワガニ、ナガレトビケラ類、ヒラタカゲロウ類、ブユ類、ヘビトンボ、ヤマトビケラ類、ヨコエビ類
Ⅱ：ややきれいな水	イシマキガイ、オオシマトビケラ、カワニナ類、ゲンジボタル、コオニヤンマ、コガタシマトビケラ類、ヒラタドロムシ類、ヤマトシジミ
Ⅲ：きたない水	イソコツブムシ類、タニシ類、ニホンドロソコエビ、シマイシビル、ミズカマキリ、ミズムシ
Ⅳ：とてもきたない水	アメリカザリガニ、エラミミズ、サカマキガイ、ユスリカ類、チョウバエ類

出典：「川の生きものを調べよう～水生生物による水質判定～（環境省水環境部・国土交通省河川局編）」



令和６、７年度水生生物調査結果図

参考２：国土交通省静岡河川事務所による大井川本流水生生物調査

調査地点	調査日	水質階級	主な指標生物
大代川、大井川合流部付近	R7.8.7	Ⅰ	ナガレトビケラ類、コガタシマトビケラ類 その他指標生物以外：スジエビ、シマトビケラ、ヨシノボリ、ボウズハゼ、ドジョウ等

※参考資料：静岡河川事務所ホームページ(https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/river/research/)
R7.8.7の調査結果（https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/cms/news/logs/20250821154631/20250821154631.pdf）

調査結果について、以下のとおり補足します。

家山川では、全地点において水質階級がⅠとなりました。堀川河口については、河川の流路が変更した影響で家山川と堀川は合流せず、それぞれが大井川に流入していたため、家山川単独の測定となり水質が改善し、水質階級がⅠとなりました。

大津谷川では、天徳寺及び大津小地点では水質階級がⅠとなりました。ただし、大津小付近では周辺の水田の高度基盤整備の影響により、指標となる水生生物の確認が難しいため、水質階級が安定しません。千歳橋については、生活排水や工場排水の流入があるためか、スジエビやタニガワカゲロウ等は確認できたものの、指標生物は確認できませんでした。源助橋については水質があまりよくなく、指標生物としてはエラミミズが確認されたのみであったため、水質階級はⅣとなりました。

東光寺谷川では、茶農協跡において、前回調査では水質階級Ⅱの指標生物であるカワニナが極めて多く生息していましたが、今回調査では確認できませんでした。しかし水質階級Ⅰの指標生物であるヘビトンボと水質階級Ⅱの指標生物であるゲンジボタルが同程度確認されたため、水質階級がⅠ～Ⅱとなりました。また、宿島橋付近において前回調査ではヒルなどの生活排水の影響が強い場所で見られる生物が確認できましたが、今回調査ではミズムシが多く確認できたため水質階級はⅢとなりました。

菊川では、全地点において水質階級がⅠとなりました。しかし菊水橋付近はすぐ下流にできた堰のため水の流れが非常に遅くなり、高温が続いた影響もあり川底には褐藻やアオミドロが貼りつくようになっていました。

水生生物調査では、川を四つの水質階級に分けておりますが、この結果は主に人間が川に流す生活排水の影響で変化する川の生物の様子をできるだけ反映するようにしています。生活排水の中でも川の水を汚す主な原因は食用油や食べ残し、飲み残しなどです。醤油や米のとぎ汁などを川に流した場合、魚が住めるような水になるまで薄めるためには、必要な水の量は以下の表のようになるといわれています。

各家庭でも浄化槽を適切に管理し、不要なものをみだりに水に流すことをせず、地域の川が極端に汚れることのないように心がけましょう。調理時の食品残渣を減らしてごみを出さないようなエコクッキングや、使用済みの食用油を回収して石鹸として再利用するなどの取組事例もあります。

食品などのBODと、魚が住めるような水になるまで薄めるのに必要な水の量

		汚れの程度（BOD）	必要な浴槽の水 （１杯は約300リットル）
しょうゆ	15ml	150,000mg/l	1.5杯
米のとぎ汁	2,000ml	3,200mg/l	4.2杯
味噌汁	200ml	35,000mg/l	4.7杯
マヨネーズ	10ml	1,200,000mg/l	8杯
牛乳	200ml	78,000mg/l	10杯
おでんの汁	500ml	74,000mg/l	25杯
天ぷら油	500ml	1,000,000mg/l	330杯

参考：静岡県環境衛生科学研究所発行「生きものでわかる　しずおかの川」

【参考】過去の水生生物調査結果との比較

河川水系	調査箇所名（位置）	R2	R3	R4	R5	R6	R7
家山川	新協和橋（家山祢宜島）		1		2		1
	家山橋（家山市場）		1		1		1
	堀川河口※（家山市場）		3		3		1
大津谷川	天徳寺（大草）	1	1	1	1	1	1
	大津小学校（落合）	3	1	4	1	1	1
	千歳橋（元島田）	3	3	3	3	-	ー
	源助橋（細島）	3	3	3	3	2	4
伊太谷川	田代環境プラザ下（伊太田代）	1		1		1	
	ももの木沢（伊太上伊太）	1		1		1	
	用水合流点（伊太中村）	4		2		1	
東光寺谷川	茶農協跡（東光寺）		1		2		1
	阿知ヶ谷東山（阿知ヶ谷）		2		2		2
	宿島橋（岸町）		3		3		3
大代川	昭代橋（竹下）	1		4		1	
	大代橋（金谷泉町）	1		-		1	
	往還下橋（金谷東二丁目）	3		1		2	
菊川	佐夜鹿北（佐夜鹿）		1		1		1
	菊水橋（菊川）		4		1		1
	浅川橋（神谷城）		1		1		1
湯日川	湯日川起点（湯日吹木）	-		4		1	1
	月坂団地裏（月坂）	2		2		2	2

※数値は、水質階級を示しています。

1：きれいな水　　2：ややきれいな水　　3：きたない水　　4：とてもきたない水

ー：確認できた指標生物なし

※降水量、河川工事、農業（農薬や施肥等）の影響等により、水質が安定しない場合があります。

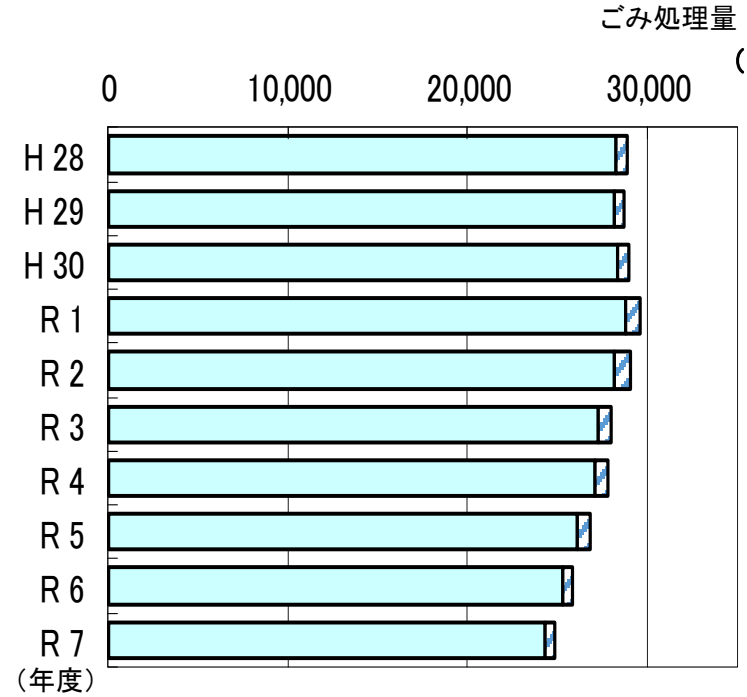
９　一般廃棄物*

9-1　ごみ

本市では、資源ごみの他に燃えるごみ（可燃ごみ）、燃えないごみ（廃家電や主に金属ごみ）を収集しており、平成18年度からペットボトル、白色トレイ、紙パックの集積所回収、平成26年度から古布類の拠点回収を開始しました。

令和元年以降のごみ処理量については、要因を特定することは困難ですが、人口減少や社会情勢等の影響を受けながら堅調に減少を続けています。

今後も3R*（リデュース（ごみの発生や資源の消費自体を減らす）、リユース（ごみにせず繰り返し使う）、リサイクル（ごみにせず再資源化する））の推進をしていく必要があります。



年度	燃えるごみ	燃えないごみ
H 28	28,265	644
H 29	28,140	604
H 30	28,332	680
R 1	28,794	838
R 2	28,213	862
R 3	27,240	756
R 4	27,102	743
R 5	26,108	697
R 6	25,298	585
R 7	24,316	515

9-2　リサイクル

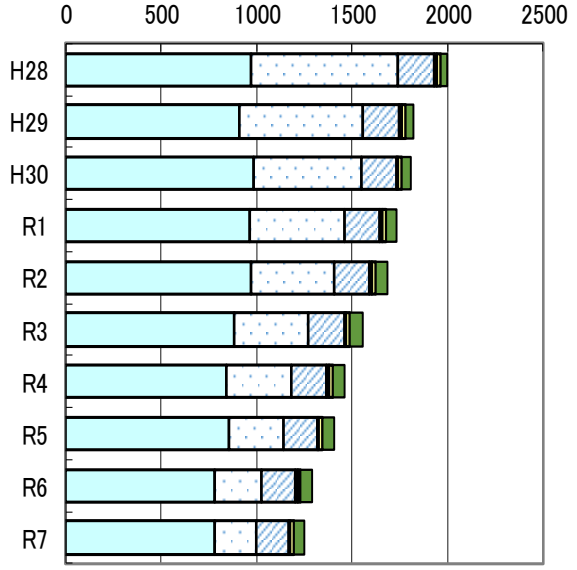
本市では、資源ごみとして市内約740か所の集積所（古紙類は704か所）で古紙類、ガラス類（空きびん、陶磁器及び雑ガラス）、乾電池、蛍光灯を収集しています。平成18年度からペットボトル、白色トレイ、紙パックなどの容器包装については、従来の店頭回収に加え、集積所でも収集、平成26年度からは古布類の拠点回収も開始し、リサイクルへの意識高揚を図っていますが、依然として、資源類が燃えるごみに混入されていることから、更なる分別の徹底が必要です。

また、近年、資源類の回収量が減少しており、特に古紙の回収量の減少が顕著となっています。これは、ペーパーレス化による全国的な古紙の激減が原因であると推測されます。新たなリサイクルの検討としては、平成30年度から試験的ではありますが自己搬入された使用済み羽毛布団のリサイクルを開始しています。

有害物質の対策としては、平成30年度から市役所、支所の窓口など（6か所）で、水銀式体温計、水銀式血圧計、水銀式温度計の拠点回収を開始し、燃えるごみへの混入を防ぎ、確実にリサイクルすることで、大気汚染防止に配慮しています。

また、田代環境プラザでは、溶融炉で燃えるごみを処理して排出されるスラグ及びメタルを売却して再資源化しています。スラグ及びメタルの再資源化により最終処分は処理灰のみとなり、最終処分量を従来の焼却施設より半分以下に抑えています。

リサイクル量　（民間の回収は含まない）



年度	ガラス類	古紙	ペットボトル	トレイ	紙パック	古布類
H28	975	768	189	12	23	34
H29	912	644	191	12	22	42
H30	983	566	183	12	20	48
R1	966	493	185	12	21	60
R2	969	437	183	13	21	63
R3	884	387	188	12	19	68
R4	844	339	185	11	19	61
R5	853	288	178	10	18	59
R6	783	244	177	10	18	61
R7	784	218	164	10	17	61

9-3　ごみ・資源の収集・処理体制

資源類とごみの収集は、市の直営と民間委託により行っています。島田地区の可燃ごみと不燃ごみ及び川根地区の全てのごみは市の直営、島田地区の資源類及び金谷地区の全てのごみは民間委託による収集となっています。

燃えるごみは、田代環境プラザで溶融処理し、処理灰は島田市一般廃棄物最終処分場へ埋め立て処理をしていましたが、平成28年度で搬入を終了したため、平成29年度からは民間施設に処理を委託しています。

資源類は、古紙類、びん（白色・透明、茶色のもの、リターナブル）、紙パック、古布類は売却し、容器包装リサイクル法対象のペットボトル、白色トレイ、売却できない色付きびんは民間委託により中間処理を行った後、指定法人ルートで再商品化事業者に処理を委託しています。また、陶磁器・ガラス屑は埋立処理せず、土砂の代替用として再商品化事業者に処理を委託しています。

ペットボトルは、平成18年度から入札拠出金として収入が発生しています。平成22年度からは回収したペットボトルについているペットボトルキャップの選別及び売却を開始しました。その他の品目も売却又は再商品化事業者に委託しリサイクルを行っています。

9-4　生ごみ処理容器補助金について

本市では、ごみ減量施策の一環として、家庭から排出される生ごみの減量を図るため、生ごみ処理容器やキエーロ等の購入者に対して補助金を交付しています。また、キエーロについては、レンタルによるお試しやプチっとキエーロの利用により、効果を検証してから購入される方もいます。

【参考】補助件数（過去5年）

年度	コンポスト・ボカシ	キエーロ等	生ごみ処理機器
R3	8台	6台	10台
R4	17台	23台	12台
R5	7台	14台	16台
R6	4台	14台	24台
R7	2台	9台	25台

第３章　島田市環境基本計画の進捗状況

第３次島田市環境基本計画では、目指すべき将来像を「大井川が育む 豊かな自然と暮らしを紡ぐ循環共生都市 しまだ　～未来を拓き活力を創造するゼロカーボンシティ～」と設定し、それを実現するための取組みを推進しています。５つの大きな取組ごとに数値目標を設定し、目指すべき将来像の実現を目指します。

目指すべき将来像

大井川が育む　豊かな自然と暮らしを紡ぐ循環共生都市　しまだ
～未来を拓き活力を創造するゼロカーボンシティ～

目指すべき将来像を実現するための基本方針

脱炭素の取組を通じた地域活性化

・エネルギー効率向上と再生可能エネルギーの導入促進
・環境政策に取り組む各主体の取組の実施と連携・協働
・自然と人が共生する豊かな環境の継承

ゼロカーボンシティ戦略
（2050 年脱炭素までのロードマップ）

〇エネルギー効率の向上
〇再生可能エネルギーの導入・利用促進
〇吸収源対策の推進

温室効果ガス排出量削減目標

2030 年度の目標
2013 年度比で 46%以上の削減

目指すべき将来像を実現するための施策

取組１ 脱炭素社会への挑戦	取組２ 循環型社会の構築	取組３ 自然との共生	取組４ くらし環境の向上	取組５ 環境教育・活動の充実

取組	基本施策	施策
取組１ 脱炭素社会への挑戦 【地球温暖化対策実行計画・気候変動適応計画】	１－１ エネルギー効率の向上	・家庭部門のエネルギー効率向上 ・産業・業務部門のエネルギー効率向上 ・運輸部門のエネルギー効率向上
	１－２ 再生可能エネルギーの導入・利用促進	・地域に裨益*する（地域主導型・協働型）再生可能エネルギーの導入促進
	１－３ 総合的な取組	・吸収源対策 ・環境配慮行動の促進 ・連携・協働
	１－４ 地球温暖化への適応	・農林業に関する適応策 ・水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策 ・人の健康や生活に関する適応策
取組２ 循環型社会の構築	２－１ ごみ減量・資源化の推進	・ごみの分別、減量化の推進 ・3Rの推進
	２－２ サーキュラーエコノミー・シェアリングエコノミーへの移行促進	・ごみの資源化 ・シェアリングの推進 ・資源循環の促進
	２－３ 廃棄物の適正処理	・ごみ処理施設の適正な運用 ・ごみのないまちづくりの推進
取組３ 自然との共生	３－１ 自然環境の保全	・健全な水循環の確保 ・緑地の保全 ・森林の保全・再生 ・農地の保全
	３－２ 生物多様性の保全	・生物の保全・管理 ・自然とのふれあいの促進 ・生態系の保全 ・里地里山の保全
取組４ くらし環境の向上	４－１ 生活環境の保全	・水資源の保全 ・大気の保全 ・良好な生活環境の確保
	４－２ ストックとしての価値の向上	・コンパクト・プラス・ネットワークなまちづくり ・ウォーカブルなまちづくり* ・グリーンインフラ*やEco-DRR*の推進
取組５ 環境教育・活動の充実	５－１ 環境に関わる学びの推進と活動の促進	・環境教育の推進 ・人材育成 ・環境情報の発信・活用

数値目標

指標	基準値 令和３年度	実績値 令和６年度	実績値 令和７年度	目標値 令和14年度
市域全体における温室効果ガスの排出量（千ｔ－CO_2/年）※	909.9 （2018）	759.4 （2022）	726.0 （2023）	579.5
１人１日当たりごみ排出量（ｇ）	844	796	766	760
森林整備面積（ha/年）	191.9	216.2	200.7	310
大井川の環境基準（BOD）達成率（%）	83	100	100	80
アース・キッズ事業累計参加者数（人）	4,561	6,021	6,261	10,000

※統計データ使用のため、括弧内の年度の実績を掲載しています。

各課取組内容

No.	基本施策	施策	計画書記載の取組内容	令和７年度取組計画	令和7年度取組実績	令和8年度取組計画	担当課
1	１－１ エネルギー効率の向上	家庭部門	住宅の高断熱・高気密化、家庭用機器の高効率化、ライフスタイルの転換の促進に向け、情報提供や補助制度の創設を検討します。	家庭用燃料電池への補助を行いつつ、補助対象の拡充を検討する。 電子申請（LoGoフォーム）での書類提出ができるよう整備する。	家庭用燃料電池（エネファーム）1件の補助を実施した。 すべての申請で電子申請フォームが使えるよう整備、周知した。	燃料電池（エネファーム）への補助を行いつつ、令和9年度からの補助対象の拡充にむけ準備を進めていく。	環境課
2	１－１ エネルギー効率の向上	家庭部門	市民の環境配慮行動を啓発します。	ごみ減量に関する講演会を開催する。	令和８年２月７日にマシンガンズ滝沢氏に講師を依頼し、環境講演会を開催。 参加者数104人	市民の環境配慮行動の啓発方法について検討する。	環境課
3	１－１ エネルギー効率の向上	産業・業務部門	省エネルギー設備・機器の導入、店舗・業務用ビルのＺＥＢ化の推進に向け、情報提供や補助制度の創設を検討します。	自治会等が、省エネ型照明器具による防犯灯に交換するための経費、または、新たに設置するための経費に対して補助金の交付を行い、市内の防犯灯の省エネ型照明器具導入の促進に努める。 予定灯数：340灯	防犯灯設置費補助灯数：360灯 （うち、297灯を従来型の防犯灯からLED防犯灯に交換）	引き続き、自治会等が、省エネ型照明器具による防犯灯に交換するための経費、または、新たに設置するための経費に対して補助金の交付を行い、市内の防犯灯の省エネ型照明器具導入の促進に努める。 予定灯数　290灯 ※LED化が進むにつれて、毎年の申請数は減少しているため目標を下方設定しております。	市民協働課
4	１－１ エネルギー効率の向上	産業・業務部門	公共施設の改修の機会を活用した積極的な省エネ化・ＺＥＢ化、未利用熱の利用に努めます。	公共施設の改修の機会を活用し、積極的な省エネ化・ＺＥＢ化、未利用熱の利用に努める。	市内小中学校に設置してある太陽光施設の修繕を検討したが、学校の今後の活用が不明確な点、費用対効果を検討した結果、難しいと判断した。	公共施設の改修の機会を活用し、積極的な省エネ化・ＺＥＢ化、未利用熱の利用に努める。	環境課
5	１－１ エネルギー効率の向上	産業・業務部門	事業者に対して、エコアクション21の認証取得支援や気候変動に対応した経営戦略の開示（ＴＣＦＤ）、脱炭素に向けた目標設定（ＳＢＴ）、電力を100%再生可能エネルギーで賄う取組（ＲＥ100）等、脱炭素経営への転換についての情報提供を行います。	事業者に対して、エコアクション21の認証取得支援を行う。	エコアクション21企業取得セミナーを企画したが、参加を希望する事業者がなかったため開催を見送った。	事業者に対して、エコアクション21の認証取得支援を行う。	環境課
6	１－１ エネルギー効率の向上	運輸部門	電気自動車などの次世代自動車の普及とゼロカーボンドライブの普及を推進します。	島田ガス㈱共同企業体との協定に基づく共同事業の推進。 EV車両のマルチユース実証の推進	EV車両を移動式蓄電池として、４件の電源供給を行った。 ・庁舎電気設備年次点検に伴う停電対応 ・マラソン大会ステージへの電源供給 ・医療センター電気設備年次点検に伴う停電対応 ・島五小児童クラブへの電源供給	島田ガス㈱共同企業体との協定に基づく共同事業の推進。 EV車両のマルチユース実証の推進。	資産活用課
	１－１ エネルギー効率の向上	運輸部門	電気自動車などの次世代自動車の普及とゼロカーボンドライブの普及を推進します。	普段、自動車・二輪車で通勤する職員(会計年度職員を含む)を対象として、毎月１回以上ノーカーデーを実施し、ゼロカーボンドライブの普及を推進する。 引き続きエコ通勤優良事業所制度にも申し込む。	実施率66.6%、CO_2排出削減量4,735.19㎏であり前年比がそれぞれ実施率1%増、削減量113.29㎏減であった。	普段、自動車・二輪車で通勤する職員(会計年度職員を含む)を対象として、毎月１回以上ノーカーデーを実施し、ゼロカーボンドライブの普及を推進する。また毎月の周知、半期ごとの集計結果の周知も行っていく。 エコ通勤優良事業所制度の更新手続きも行う。	環境課
7	１－１ エネルギー効率の向上	運輸部門	賑わい交流拠点整備の乗換利便性を向上させ、パーク＆ライドを推進するほか、環境負荷の低い交通手段への転換を図ります。	官民４者連携の協議を継続し、連携協定に掲げた連携項目の一つである『交通機関を活かした地域の観光振興』について、連携各者の取組を促していく。	取組内容について検討を進めた。	官民４者連携の協議を継続し、連携協定に掲げた連携項目の一つである『交通機関を活かした地域の観光振興』について、連携各者の取組を継続して検討を進める。	Ｒ８観光課 Ｒ７企業立地推進課（内陸フロンティア推進課）
	１－１ エネルギー効率の向上	運輸部門	賑わい交流拠点整備の乗換利便性を向上させ、パーク＆ライドを推進するほか、環境負荷の低い交通手段への転換を図ります。	ワークショップを開催し、「協働で実施できる取組」や「継続的に運用する仕組み」について地域住民と検討し、公共交通に係る地域の意識醸成等を図っていくとともに 、新たな公共交通サービスの導入が可能となった地区、路線については、交通事業者と協議することで既存公共交通サービスからの転換や新規導入など、地域住民の「移動の足」の確保に努めていく。	金谷地域の有志との意見交換や、川根地域にて複数回のワークショップを開催し、「移動に関する地域課題」や「今後必要となっていく取組」について地域住民とともに話し合った。	持続可能な公共交通の導入に向け「協働で実施できる取組」や「継続的に運用する仕組み」について地域住民と検討し、公共交通に係る地域の意識醸成等を図っていくとともに 、新たな公共交通サービスの導入が可能となった地区、路線については、交通事業者と協議することで既存公共交通サービスからの転換や新規導入など、地域住民の「移動の足」の確保に努めていく。	生活安心課
8	１－２ 再生可能エネルギーの導入・利用促進	地域に裨益する（地域主導型・協働型）再生可能エネルギーの導入促進	「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、再生可能エネルギーの活用について、調査検討を行い再生可能エネルギーの導入目標を定めます。その上で、地域での再生可能エネルギー設備の導入につなげます。	市有施設（建物、駐車場）での太陽光発電の導入を検討する。	島田市立総合医療センターの駐車場にＰＰＡによるソーラーカーポートの設置の検討をしたが、協議の結果、難しいと判断した。	市有施設（建物、駐車場）での太陽光発電の導入を検討する。	環境課

各課取組内容

No.	基本施策	施策	計画書記載の取組内容	令和７年度取組計画	令和7年度取組実績	令和8年度取組計画	担当課
9	１－２ 再生可能エネルギーの導入・利用促進	地域に裨益する（地域主導型・協働型）再生可能エネルギーの導入促進	ＰＰＡモデルやリース契約による初期投資なしでの屋根等への太陽光発電設備の導入などによる公共施設への太陽エネルギー利用設備の設置に努めるほか、ごみ焼却施設の廃熱や温泉付随ガスを利用して発電し、エネルギーの有効利用を図ります。	島田ガス㈱共同企業体との協定に基づく共同事業の推進。 ・本庁舎太陽光発電設備による電力の地産地消。 ・市民卒FIT電気（市民電力：再エネ）を市の公共施設で需給。 ・新たにカーボン・オフセット都市ガスの需給を開始する。	本庁舎太陽光発電設備（ＰＰＡ）による電力の地産地消 ・本庁舎：87,517kWh 市民電力需給量：216,279kWh ・協定に基づく47施設合計： カーボン・オフセット都市ガスの需給 ・本庁舎：8,258㎥	島田ガス㈱共同企業体との協定に基づく共同事業の推進。 ・本庁舎太陽光発電設備による電力の地産地消。 ・市民卒FIT電気（市民電力：再エネ）を市の公共施設で需給。 ・カーボン・オフセット都市ガスの需給。	資産活用課
10	１－２ 再生可能エネルギーの導入・利用促進	地域に裨益する（地域主導型・協働型）再生可能エネルギーの導入促進	家庭への太陽光発電設備の導入促進のため、県が実施する太陽光発電設備の共同購入事業や０円ソーラー事業の情報発信を行います。	県が実施する「太陽光発電設備等共同購入支援事業」に協力し、広報紙やホームページへの掲載、施設へのチラシの配架、ポスター設置などを行い、参加者を募る。	太陽光発電設備等共同購入支援事業について 登録者：21人 設置者：１人	県が実施する「太陽光発電設備等共同購入支援事業」に協力し、広報紙やホームページへの掲載、施設へのチラシの配架、ポスター設置などを行い、参加者を募る。	環境課
11	１－２ 再生可能エネルギーの導入・利用促進	地域に裨益する（地域主導型・協働型）再生可能エネルギーの導入促進	定置型蓄電池や電気自動車・プラグインハイブリッド車（ＥＶ・ＰＨＥＶ）、給湯機器等と組み合わせることによる再生可能エネルギーの利用の拡大を図ります。	家庭用蓄電池への補助を継続するほか、補助対象の拡充も検討する。電子申請（LoGoフォーム）での書類提出ができるよう整備する。	蓄電池123件の補助を実施した。 すべての申請で電子申請フォームが使えるよう整備、周知した。	蓄電池への補助を行いつつ、令和９年度からの補助対象の拡充にむけ準備を進めていく。	環境課
12	１－３ 総合的な取組	吸収源対策	市域から排出される温室効果ガスの削減に向けて、その吸収源となる森林・緑地の保全・整備を推進するとともに、スマート林業について調査研究を行います。	農林事務所が事務局を運営する「おおいがわスマート林業研究会」に参加し、スマート林業に関する情報交換や実証実験を行っていく。	農林事務所が主催する「おおいがわスマート林業研究会」に出席し、スマート林業に係る見識を深めるとともに、林業経営体等と情報交換を行った。	農林事務所が事務局を運営する「おおいがわスマート林業研究会」に参加し、スマート林業に関する情報交換や実証実験を行っていく。	農林整備課
13	１－３ 総合的な取組	吸収源対策	大井川流域産材を活用した新築木造住宅に対する支援を促進します。	大井川流域産材を使用した住宅等の工事（新築・増改築・木質化）を行う個人または法人等に対して補助金を交付する。 大井川流域産材の利用を促進することで、森林環境の保全を図るとともに、木材利用の喚起による林業・木材業・建築業などの地域産業の経済活性化に取り組む。	31件の補助金申請者に対して補助金の交付を行った。 補助金申請者による大井川流域産材総使用量は544.7㎥であった。 建築資材の価格高騰等による影響があったが、令和７年度から補助対象を拡大したため、前年度より補助金交付件数・大井川流域産材使用量ともに増加した。	大井川流域産材を使用した住宅等の工事（新築・増改築・木質化）を行う個人または法人等に対して補助金を交付する。 大井川流域産材の利用を促進することで、森林環境の保全を図るとともに、木材利用の喚起による林業・木材業・建築業などの地域産業の経済活性化に取り組む。	農林整備課
14	１－３ 総合的な取組	吸収源対策	公共施設や道路、工場敷地内の緑化などのグリーンインフラの導入を推進するほか、緑地の確保や生け垣づくりの支援等みどり豊かなまちづくりを進めます。	市ホームページ等に生け垣づくり補助金制度について掲載し、事業の周知を図る	市ホームページ及び広報しまだ５月号、11月号に補助金制度について掲載した。 補助件数：７件	広報しまだ５月号及び市のLINE配信に生け垣づくり補助金制度について掲載し、事業の周知を図る	建設課
	１－３ 総合的な取組	吸収源対策	公共施設や道路、工場敷地内の緑化などのグリーンインフラの導入を推進するほか、緑地の確保や生け垣づくりの支援等みどり豊かなまちづくりを進めます。	緑地の設置が要件となる土地利用事業計画承認申請案件について、適切に指導を行う。	緑地の設置を指導した件数　10件	緑地の設置が要件となる土地利用事業計画承認申請案件について、適切に指導を行う。	都市政策課
15	１－３ 総合的な取組	環境配慮行動の促進	市民への環境配慮行動や地産地消を啓発するとともに、市役所でのグリーン購入調達を推進します。	市の物品購入は可能な限りグリーン購入とし、グリーン調達率90%以上を目標とする。	①用紙類：96.8%　②文具類：96.5%　③OA機器：99.7% ④電気・ガス・石油商品（OA機器以外）：95.7% ⑤自動車：100%　⑥印刷物の発注：98.9%　⑦総合：96.9%	市の物品購入は可能な限りグリーン購入とし、グリーン調達率90%以上を目標とする。	環境課
15	１－３ 総合的な取組	環境配慮行動の促進	市民への環境配慮行動や地産地消を啓発するとともに、市役所でのグリーン購入調達を推進します。	「ゼロカーボンシティ宣言」に合わせて、地球温暖化防止対策・省エネルギー対策の推進行動のひとつとしてクールビズ・ウォームビズ（働きやすい服装）の通年実施を行っていく。 議会や市民参加の会議、式典への出席など、社会通念上必要と考えられる場合のネクタイ、上着の着用については、必要に応じて対応する。	クールビズ・ウォームビズ（働きやすい服装）を通年実施した。 議会や市民参加の会議、式典への出席など、社会通念上必要と考えられる場合のネクタイ、上着の着用については、必要に応じて対応した。	引き続き、「ゼロカーボンシティ宣言」に合わせて、地球温暖化防止対策・省エネルギー対策の推進行動のひとつとしてクールビズ・ウォームビズ（働きやすい服装）の通年実施を行っていく。 議会や市民参加の会議、式典への出席など、社会通念上必要と考えられる場合のネクタイ、上着の着用については、必要に応じて対応する。	人事課

各課取組内容

No.	基本施策	施策	計画書記載の取組内容	令和７年度取組計画	令和7年度取組実績	令和8年度取組計画	担当課
16	１－３ 総合的な取組	環境配慮行動の促進	地産地消に関する情報を提供して消費者の関心を高めるとともに、各種イベントや学校給食を通して地場産物の消費拡大を図ります。	市のホームページや関係団体に朝市や地産地消イベントの開催情報を発信し、地産地消の推進を図っていく。 各種イベントに参加し、生産者と消費者が直接交流する機会をつくることにより地産地消の推進を図る。 野菜栽培講習会を開催し、地産地消への関心を高める。 農業祭を開催し、地産地消の推進を図る。	・野菜栽培講習会開催 令和７年７月19日（土）：参加者28人 令和８年２月21日（土）：参加者33人 ・農業祭開催 令和７年11 月８日（土）９日（日）：出店団体８	市のホームページや関係団体に朝市や地産地消イベントの開催情報を発信し、地産地消の推進を図っていく。 各種イベントに参加し、生産者と消費者が直接交流する機会をつくることにより地産地消の推進を図る。 野菜栽培講習会を開催し、地産地消への関心を高める。 農業祭を開催し、地産地消の推進を図る。	農業振興課
	１－３ 総合的な取組	環境配慮行動の促進	地産地消に関する情報を提供して消費者の関心を高めるとともに、各種イベントや学校給食を通して地場産物の消費拡大を図ります。	学校給食において島田市産（米を除く）の農産物を使用し、地産地消の推進を図る。	金額ベースに換算して島田市産（米を除く）の農産物の割合は年間18.2%だった。目標値である18.7%以上に届かなかった。	学校給食において島田市産（米を除く）の農産物を使用し、地産地消の推進を図る。	学校給食課
17	１－３ 総合的な取組	連携・協働	地球温暖化対策の推進のため、（仮称）ゼロカーボンシティ推進協議会を設置し、情報共有と事業の加速を図ります。	ゼロカーボンシティの実現に向けた情報収集に努め、必要に応じて、環境審議会で協議する。	環境審議会での協議なし。	市内事業所と連携しながら、ゼロカーボンシティの実現・共創を目指す。	環境課
18	１－４ 地球温暖化への適応	農林業に関する適応策	国・県等の情報を基に、気候変動による林業への影響についても把握できるよう検討していきます。	国・県等の情報を基に、気候変動による林業への影響について把握できるよう検討していく。	気候変動による林業への影響を把握するため、国・県等からの情報提供のほか、林業経営体に対し、人工林の生育状況や災害発生時の被害状況等の聞き取りを行った。	気候変動による林業への影響について、国・県をはじめ林業経営体等から情報収集に努める。	農林整備課
19	１－４ 地球温暖化への適応	水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策	今後の影響を考え、大井川地域地下水協議会が行う湧水量調査に協力します。	揚水設備管理者に対して適切な届出を求めていく。 また、大井川地域地下水利用対策協議会の事務局として大井川地域の地下水位・塩水化・湧水量の監視を実施する。	現状確認及び是正を行った。 地下水位、湧水量及び塩水化については、特に問題はない。	揚水設備管理者に対して適切な届出を求めていく。 また、大井川地域地下水利用対策協議会に協力して大井川地域の地下水位・湧水量の監視を実施する。	環境課
20	１－４ 地球温暖化への適応	水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策	地下水涵養のため、雨水浸透施設の普及に努めます。	雨水浸透ます設置　40基	雨水浸透ます設置実績数　39基	雨水浸透ます設置　40基	都市政策課
21	１－４ 地球温暖化への適応	水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策	表流水は季節変動を受けやすいため、渇水期に不足が生じた際には予備水源からの取水による補完を検討します。	渇水期の降雨の減少及びR８年１月、ダム法定点検及び塩郷ダムゲート補修工事の実施に伴い稲荷浄水場での取水制限を行い、配水量とのバランスを考えながら必要に応じて不足分を予備水源から取水する。	R８年１月、中部電力による川口発電所設備の法定点検に伴い稲荷浄水場の取水が停止された。年度末の渇水期においては極端な降雨の減少による５%の取水制限も実施した。不足分は予備水源から取水することで配水量を確保した。	渇水期の降雨の減少及びR９年１月、水管理システム等更新実施、神座分水工における盛土対策工・目地補修工の実施に伴い稲荷浄水場での取水制限を行い、配水量とのバランスを考えながら必要に応じて不足分を予備水源から取水する。	水道課
22	１－４ 地球温暖化への適応	水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策	野生鳥獣による農作物被害状況報告に基づき、気候変動の影響についても検討していきます。	防護柵等設置事業費補助金の交付実績等を基に鳥獣による被害状況の把握に努める。	防護柵等設置事業費補助金の交付実績等を基に鳥獣による被害状況を把握した。 被害状況（補助金申請件数）:66件	引き続き防護柵等設置事業費補助金の交付実績等を基に鳥獣による被害状況の把握に努める。	農林整備課
23	１－４ 地球温暖化への適応	水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策	外来種については情報不足のため、現状の調査を行うほか、新たに特定外来生物が発見された場合は県と情報共有し、対応を検討していきます。	外来種については、県の説明会等に参加し、新たに発見した場合は駆除や県と情報提供するなど適切に対応する。 現在、確認されているものについても、駆除又は生息域がこれ以上拡大しないように対応していく必要がある。	特定外来生物及び条件付き特定外来生物の取り扱いに関する周知を庁内、庁外に向けて行った。 また特定外来生物の研修にも参加した。 なお、R7年度は市内において緊急性の高い特定外来生物（ヌートリア、クビアカツヤカミキリなど）の目撃情報はない。	外来種については、県の説明会等に参加し、新たに発見した場合は駆除や県と情報提供するなど適切に対応する。 また近隣市町で新たに侵入が確認されたものについても対策を進めていく。 現在、確認されているものについても、駆除又は生息域がこれ以上拡大しないように広報、HPなどを積極的に活用して周知していく。	環境課
24	１－４ 地球温暖化への適応	水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策	洪水ハザードマップを作成・配布し、洪水のリスク周知を行うとともに、市独自で水位計を設置して市民が自ら避難の判断ができるよう情報提供を行います。	随時受け付ける出前講座で洪水・土砂災害ハザードマップの説明会を行い、ハザードマップの見方や活用方法の周知を図る。	出前講座を20回実施した。そのうち、ハザードマップに関する説明を４回行った。	引き続き市民からの申し出に応じて出前講座を実施するとともに、ハザードマップの説明も併せて周知する。	危機管理課
25	１－４ 地球温暖化への適応	水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策	地区の防災マップ作成の推進・援助をして、地域の危険箇所を住民に周知します。	自主防災組織に対して危機管理課職員を派遣し、作成時の支援を引き続き実施していく。	２地区で防災マップの作成を行った。	引き続き自主防災組織に対して危機管理課職員を派遣し、作成時の支援を実施していく。	危機管理課
26	１－４ 地球温暖化への適応	水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策	治山・林道施設の整備を推進し、森林を有する水源涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮を図っていきます。	治山・林道施設の整備を行い、森林を有する水源涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮を図る。	治山・林道施設の整備を行い、森林を有する水源涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮を図った。	治山・林道施設の整備を行い、森林を有する水源涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮を図る。	農林整備課
27	１－４ 地球温暖化への適応	水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策	出前講座等を通して災害の特徴や身を守る方法を啓発するとともに、土砂災害を対象とした避難訓練を実施して人的被害の軽減に努めます。	出前講座の実施を通じ、災害対応や防災意識の向上を図る。 また、６月に相賀地区において土砂災害防災訓練を実施する。	出前講座を20回実施した。そのうち、土砂災害に関する説明を７回行った。	引き続き市民からの申し出に応じて出前講座を実施するとともに、土砂災害の説明も併せて周知する。	危機管理課
28	１－４ 地球温暖化への適応	水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策	正確な情報の収集に努め、避難情報等、的確な情報提供を迅速に実施します。	同報無線放送や島田市防災メール、島田市公式ＬＩＮＥ等で災害を予防するために迅速に情報提供をする。 また、島田市防災メールのX（旧Twitter）との連携や多言語配信に取り組む。	注意報・警報等が発令された際に迅速にSNS、メール等で周知を行った。またX（旧Twitter）と連携した情報発信も行った。	令和８年度に同報無線の整備を行うため、聞き取りやすい同報無線放送や防災アプリ、島田市防災メール及び島田市公式ＬＩＮＥ等で災害を予防するために迅速に情報提供をする。 また、島田市防災メールのX（旧Twitter）との連携や多言語配信に取り組む。	危機管理課

各課取組内容

No.	基本施策	施策	計画書記載の取組内容	令和７年度取組計画	令和7年度取組実績	令和8年度取組計画	担当課
29	１－４ 地球温暖化への適応	人の健康や生活に関する適応策	気温35℃以上でホームページへの掲載と同報無線で熱中症に対する注意喚起を行うとともに、静岡地方気象台から熱中症警戒アラートが発表された場合ホームページを更新します。	熱中症警戒アラートが発表された際、同報無線により注意喚起を行う。併せて庁内への情報提供を行う。 当課主催の行事において出席者に啓発用うちわを配布の上、熱中症防止の呼びかけを行う。 島田市夏のお休み処（クーリングシェルター）の設置を行う。 気温が著しく高くなる時期に市内の施設を「ひんやりスポット」として認定・公表し、市民が涼しく過ごせる環境を提供することで、熱中症による健康被害を予防する。併せてエアコンを集中利用することでCO_2削減につなげる。	熱中症警戒アラートが発表された際の市民への啓発として、ホームページへの掲載及び同報無線による注意喚起を行った。 当課主催の行事において、出席者に啓発用チラシを配布し、熱中症予防に関する啓発を行った。 熱中症の正しい知識と予防・対策法を普及させるため、大塚製薬と連携し熱中症対策アンバサダー講座を実施した。41人。 厳しい暑さから避難できる場所として、夏のお休み処（クーリングシェルター）を設置した。38か所。 気温が著しく高くなる時期に市内の公会堂等の施設を「ひんやりスポット」として認定・公表し、市民が涼しく過ごせる環境を提供することで、熱中症による健康被害を予防した。27か所。	熱中症警戒アラートが発表された際、同報無線により注意喚起を行う。併せて庁内への情報提供を行う。 当課主催の行事において出席者に啓発用チラシ等を配布の上、熱中症防止の呼びかけを行う。 熱中症の正しい知識と予防・対策法を普及させるため、大塚製薬と連携し熱中症対策アンバサダー講座を実施する。 島田市夏のお休み処（クーリングシェルター）の設置を行う。 気温が著しく高くなる時期に市内の公会堂等の施設を「ひんやりスポット」として認定・公表し、市民が涼しく過ごせる環境を提供することで、熱中症による健康被害を予防する。併せてエアコンを集中利用することでCO_2削減につなげる。	健康づくり課
30	１－４ 地球温暖化への適応	人の健康や生活に関する適応策	市民・事業者によるグリーンカーテンの設置を推進します。	６月の環境月間について、広報しまだで周知し、島田図書館の展示スペースに環境啓発に関連する図書やグリーンカーテン用のアサガオの種を配置するなど、市民・事業者に対し、環境活動を促す。	６月の環境月間について、広報しまだで周知し、島田図書館の展示スペースに環境啓発に関連する図書やグリーンカーテン用のアサガオの種を配置し、市民への普及及び周知を図った。 田代環境プラザでもアサガオ、ゴーヤ、キュウリを用いてグリーンカーテンを設置した。	６月の環境月間について、広報しまだで周知し、島田図書館の展示スペースに環境啓発に関連する図書やグリーンカーテン用のアサガオの種を配置するなど、市民・事業者に対し、環境活動を促す。 また、継続的に田代環境プラザにグリーンカーテンを設置し、市民に向けて周知を行っていく。	環境課
31	１－４ 地球温暖化への適応	人の健康や生活に関する適応策	ヒトスジシマカによるデング熱などの感染症について、ホームページへ掲載し、情報提供を行います。	県から感染症に係る情報提供がなされた際、ホームページに掲載し、情報提供を行う。併せて庁内への情報提供を行う。	感染症に係る情報が提供された際に、市民への注意喚起のためホームページの更新を行った。併せて庁内でも情報提供を行った。	県から感染症に係る情報提供がなされた際、ホームページに掲載し、情報提供を行う。併せて庁内への情報提供を行う。	健康づくり課
32	１－４ 地球温暖化への適応	人の健康や生活に関する適応策	硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気中濃度の変化について注意し、引き続き観測を続けます。	市内の大気中における硫黄酸化物濃度および窒素酸化物濃度を測定する。	市では、硫黄酸化物濃度は市内３箇所、窒素酸化物濃度は市内９箇所で年４回の測定を実施し、結果はいずれも環境基準を達成した。 なお、県が市役所敷地内の観測所にて大気の常時観測を実施している。	市内の大気中における硫黄酸化物濃度および窒素酸化物濃度を測定する。	環境課
33	１－４ 地球温暖化への適応	人の健康や生活に関する適応策	急性期・救急医療体制として、志太榛原医療圏内の４病院で連携・補完しあい診療を行います。	志太榛原地域救急医療体制協議会 年２回（令和７年７月、令和８年２月開催予定）	志太榛原地域救急医療体制協議会 年２回（令和７年７月22日、令和８年２月３日開催）	志太榛原地域救急医療体制協議会 年２回（令和８年７月、令和９年２月開催予定）	医事課
34	１－４ 地球温暖化への適応	人の健康や生活に関する適応策	ライフラインの断絶に備え、備蓄資機材等の整備を進めるとともに、住民自身にも備蓄の啓発を行います。	避難所への想定避難者数に対して、不足している資機材の整備を進める。	可搬ポンプを６台、ろ水機を６台貸与（更新）した。	引き続き避難所への想定避難者数に対して、不足している資機材の整備を進める。	危機管理課
35	１－４ 地球温暖化への適応	人の健康や生活に関する適応策	災害時は早急に被害情報を把握し、迅速に道路啓開や応急復旧を実施できるような体制を整えます。	国や県など関係機関と、道路啓開体制の充実・強化に努める。	国や県など関係機関と、道路啓開体制の充実・強化に努めた。	引き続き国や県など関係機関と、道路啓開体制の充実・強化に努める。	危機管理課
36	１－４ 地球温暖化への適応	人の健康や生活に関する適応策	歴史的価値の高い文化財や文化伝統を継承する活動を行い、自然景観の保全や保存、維持する行動を継続します。	昔の生活体験啓発事業　４回 指定文化財環境整備啓発事業　１回 リサイクル体験　５回 その他　２回	昔の生活体験啓発事業　５回 指定文化財環境整備啓発事業　０回 リサイクル体験　３回 その他　３回 平和啓発事業　１回	昔の生活体験啓発事業(ちょっと昔の面白体験)　４回 リサイクル体験(機織り)　３回 その他(博物館講座)　３回 啓発事業(諏訪原城応援隊イベ・地域計画講演会)２回	博物館課
37	１－４ 地球温暖化への適応	人の健康や生活に関する適応策	静岡県から食中毒警報が出された場合、同報無線等で注意喚起を行うとともに、ホームページの更新も行います。	県から食中毒警報が出された場合、同報無線等で注意喚起を行うとともに、ホームページの更新も行う。併せて庁内への情報提供を行う。 食中毒が多発する時期に広報誌に掲載し注意喚起を行う。 食中毒防止強化月間（８月）にデジタルサイネージに掲出し、注意を呼び掛ける。	食中毒について、同報無線での広報・ホームページの更新により注意喚起を行った。 広報しまだ７月号に食中毒予防の記事を掲載し予防の周知を図った。 ８月の食中毒防止強化月間に本庁舎のデジタルサイネージに掲出し注意を呼び掛けた。	県から食中毒警報が出された場合、同報無線等で注意喚起を行うとともに、ホームページの更新も行う。併せて庁内への情報提供を行う。 食中毒が多発する時期に広報誌に掲載し注意喚起を行う。 食中毒防止強化月間（８月）にデジタルサイネージに掲出し、注意を呼び掛ける。	健康づくり課
38	２－１ ごみ減量・資源化の推進	①ごみの分別、減量化の推進	市民・事業者に対して、日常的なごみ減量に向けた取組の普及を図るとともに、市民参加型のごみ減量・資源化の取組を推進します。	令和６年度に開催できなかった自治会を中心に出前講座による啓発を実施していく。また、必要に応じてワークショップを開催していく。	ごみ減量出前講座について、自治会を中心に28回実施。 次のとおりワークショップを開催。 12/27キエーロ作成を兼ねたワークショップ 2/14市民ワークショップ	自治会を中心とした「ごみ減量出前講座」の実施が令和７年度で完了したため、「ふれあい　しまだ塾」搭載事業として希望団体等に「ごみの現状と減量の取組について」を実施する。	環境課
39	２－１ ごみ減量・資源化の推進	①ごみの分別、減量化の推進	食べきり運動や、企業・飲食店からこども食堂への食材提供などを通じて、食品ロスの発生抑制に向けた広報・啓発に努めます。	生まれ育った環境により、子どもの将来が左右されることなどがないよう、特別な事情により社会的支援を必要とする子どもと家庭への支援を行う。 企業、市民等から提供された食品を子ども食堂を通し、提供し、食品ロスの抑制を図る。	企業と協定を結びアルファ化米の寄付をいただいたほか、学校教育課から非常時用のレトルトカレー（賞味期限が近い）の寄付、一般の市民から消費できないジャガイモをいただき、こども食堂へ提供した。	生まれ育った環境により、子どもの将来が左右されることなどがないよう、特別な事情により社会的支援を必要とする子どもと家庭への支援を行う。 企業、市民等から提供された食品を子ども食堂を通し、提供し、食品ロスの抑制を図る。	子育て応援課
40	２－１ ごみ減量・資源化の推進	①ごみの分別、減量化の推進	使い捨てプラスチックごみの発生抑制、紙等の環境への影響が少ない素材への転換などの取組を、市民・事業者の様々な主体とともに推進します。	使い捨ての発生抑制として、家庭で不要な家具や家電等をリユースにつなげる「おいくら？」を周知徹底することで、リユースを推進し、ごみの発生抑制を図る。	「おいくら？」の利用促進を図った。 R7　申込件数203件、申込点数　514点	使い捨ての発生抑制として、家庭で不要な家具や家電等をリユースにつなげる「おいくら？」を周知徹底することで、リユースを推進し、ごみの発生抑制を図るため、市民のさらなる利用促進を図る。	環境課

各課取組内容

No.	基本施策	施策	計画書記載の取組内容	令和７年度取組計画	令和7年度取組実績	令和8年度取組計画	担当課
41	２－１ ごみ減量・資源化の推進	②３Ｒの推進	市民に対するごみ分別の普及を図るとともに、市民団体などによる自発的な資源物回収やフリーマーケット・バザーなどの活動を支援し、ごみの資源化を推進します。	古紙等資源を集団回収する団体に対し、その実績に応じて奨励金を交付する。	古紙等資源を555,283kg回収し、98団体（延べ624団体）に奨励金2,252,823円を交付した。	古紙等資源を集団回収する団体に対し、その実績に応じて奨励金を交付する。	環境課
	２－１ ごみ減量・資源化の推進	②３Ｒの推進	市民に対するごみ分別の普及を図るとともに、市民団体などによる自発的な資源物回収やフリーマーケット・バザーなどの活動を支援し、ごみの資源化を推進します。	多くの市民がリユースに参加できるよう無料配布日の周知を行い、残った資料は、その後も引き続き図書館内に配置しリユースを推し進める。 【島田図書館】配布率96% 【金谷図書館】配布率95% 【川根図書館】配布率85%	【島田図書館】 来場者数：390人（前年度：356人） 配布資料数：5,142冊 配布実績数：4,000冊（令和８年３月末時点） 配布率：77.8% 【金谷図書館】 来場者数：312人（前年度：365人） 配布資料数：2,771冊 配布実績数：2,756冊（令和８年３月末時点） 配布率：99.5% 【川根図書館】 来場者数：98人（前年度：86人） 配布資料数：1,501冊 配布実績数：1,059冊（令和８年３月末時点） 配布率：70.6%	多くの市民がリユースに参加できるよう無料配布日の周知を行い、残った資料は、その後も引き続き図書館内に配置しリユースを推し進める。 【島田図書館】配布率：80% 【金谷図書館】配布率：95% 【川根図書館】配布率：75%	図書館課
42	２－１ ごみ減量・資源化の推進	②３Ｒの推進	事業者に対しては、事業系一般廃棄物の資源化の取組の指導、事業系食品廃棄物等の資源化推進に努めます。	田代環境プラザ搬入検査により廃棄物の適正処理を指導する。また、環境衛生自治推進協会会合や商工会議所等の広報誌による啓発を継続する。市内の飲食店に対しては、食品廃棄物削減の方法を検討し、啓発実施に向けた準備を行う。	一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者に対して、田代環境プラザ搬入検査を１回実施した。（R8.2実施）	田代環境プラザ搬入検査により廃棄物の適正処理を指導する。また、環境衛生自治推進協会会合や商工会議所等の広報誌による啓発を継続する。市内の飲食店に対しては、食品廃棄物削減の方法を検討し、啓発実施に向けた準備を行う。	環境課
43	２－１ ごみ減量・資源化の推進	②３Ｒの推進	ペーパーレス化、行政手続きのＤＸ化により、紙ごみを削減します。	文書の電子化及び庁内の事務手続きのペーパーレス化に継続して取組、紙の使用量及び古紙の廃棄量の削減を図る。	「ファイリングの日」の共通テーマ等を通じて「紙有フォルダの減少（電子データに移行できるものはないか）」を全庁的に呼びかけしたこと等で紙の使用量が減少した。 ※令和６年度　OA用紙（A4）購入量：4,884,500枚 令和７年度　OA用紙（A4）購入量：4,617,000枚 ＝267,500枚減少	引き続き、文書の電子化及び庁内の事務手続きのペーパーレス化に継続して取組、紙の使用量及び古紙の廃棄量の削減を図る。	行政総務課
44	２－２ サーキュラーエコノミー・シェアリングエコノミーへの移行促進	①ごみの資源化	地域で発生した有機廃棄物の地域資源としての活用を図ります。	市内で排出された廃食用油について、回収の啓発を図り、燃料として活用するため売却する。	各家庭から6,270L（売払金額206,910円）の廃食用油を回収し、市民への啓発を図った。	市内で排出された廃食用油について、回収の啓発を図り、リサイクルするため売却する。	環境課
45	２－２ サーキュラーエコノミー・シェアリングエコノミーへの移行促進	①ごみの資源化	家庭から排出される生ごみの資源化を促進するため、生ごみ処理容器などの購入に対して補助金の交付を行うとともに、生ごみ資源化の手法について調査・研究を行います。	生ごみ処理容器等の購入に対して補助金を交付し、家庭から排出される生ごみの資源化を促進する。	コンポスト２台、キエーロ９台、生ごみ処理機器25台の計36台に対して補助金を交付した。	生ごみ処理容器等の購入に対して補助金を交付し、家庭から排出される生ごみの再資源化・減量化を促進する。	環境課
46	２－２ サーキュラーエコノミー・シェアリングエコノミーへの移行促進	①ごみの資源化	田代環境プラザでのごみ資源化（スラグ・メタル）、食品関連事業者から排出される生ごみや剪定枝の堆肥化を推進します。	田代環境プラザでのごみ資源化（スラグ・メタル）を推進し、全量有効利用を図る。 田代環境プラザにおいて生ごみの堆肥化、販売、配布を実施し、有効利用を図る。 なお、剪定枝の市民への販売、配布は、搬入量の低下等により安定した生産ができないため令和5年度で終了した。	スラグ　再生砂として埋戻等に利用 売払量　1,449.10ｔ/年　売払金額 239,102円 メタル　カウンターウェイトとして建設重機のおもりに活用 売払量　269.34ｔ/年　売払金額　44,438円 生ごみ・剪定枝を堆肥化し販売、配布を実施 生ごみ　搬入量　69.36ｔ　売払金額　22,500円 剪定枝　搬入量　14.25ｔ　売払金額　0円 ※剪定枝の堆肥は、官公庁への配布のため売上無し。	田代環境プラザでのごみ資源化（スラグ・メタル）を推進し、全量有効利用を図る。 田代環境プラザにおいて生ごみの堆肥化、販売、配布を実施し、有効利用を図る。 なお、剪定枝の堆肥は、搬入量の低下等により安定した生産ができないため、市民への販売、配布を令和5年度で終了した。令和7年度から官公庁への無償配布を行っている。	環境課

各課取組内容

No.	基本施策	施策	計画書記載の取組内容	令和７年度取組計画	令和7年度取組実績	令和8年度取組計画	担当課
47	２－２ サーキュラーエコノミー・シェアリングエコノミーへの移行促進	②シェアリングの推進	市民一人ひとりが持つ、モノ・場所・技能などをシェアする経済の普及について、広報紙やホームページ等を通じた啓発と市民や事業者の活動支援に努めます。	共有経済（シェアリングエコノミー）について情報収集し、普及方法を検討する。	共有経済（シェアリングエコノミー）について情報収集し、普及方法を検討した。 なお、技能のシェアについて「環境人材バンク」、モノのシェアについて「おいくら？」を活用している。 環境人材バンク：派遣回数３件　参加人数74人 おいくら？：申込件数203件、申込点数514点	共有経済（シェアリングエコノミー）について情報収集し、普及方法を検討する。	環境課
48	２－２ サーキュラーエコノミー・シェアリングエコノミーへの移行促進	③資源循環の促進	資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指す「循環経済（サーキュラーエコノミー）」について、啓発と普及に努めます。	循環経済（サーキュラーエコノミー）について、普及させるための効果的なＰＲ方法を検討する。	特種東海製紙株式会社、新東海製紙株式会社と島田市による地域循環共生圏の構築に向けた共創に関する協定締結をし、地域資源の循環の方向性について広くアピールした。	地域循環共生圏について活動を進め、取組内容を周知する。	環境課
49	２－３ 廃棄物の適正処理	①ごみ処理施設の適正な運用	田代環境プラザを適正に維持管理します。	排ガスに含まれる①ばいじん、②硫黄酸化物、③窒素酸化物、④塩化水素、⑤水銀について２カ月に１回以上（ダイオキシン類は炉毎年２回）の検査を実施し、地元協定値以下の環境目標値を維持した運転を実施する。	排ガスに含まれるばいじん・硫黄酸化物等は年６回の測定、また、ダイオキシン類は炉毎年２回の測定を実施し、いずれも地元協定値を下回る運転管理を維持することができた。	排ガスに含まれる①ばいじん、②硫黄酸化物、③窒素酸化物、④塩化水素、⑤水銀について２カ月に１回以上（ダイオキシン類は炉毎年２回）の検査を実施し、地元協定値以下の環境目標値を維持した運転を実施する。	環境課
50	２－３ 廃棄物の適正処理	②ごみのないまちづくりの推進	「ごみのない美しいまちづくり条例」に基づき、不法投棄の防止に向けて、パトロールを定期的に実施するとともに、市民・事業者・行政の連携による監視体制の強化を図ります。	島田市環境衛生自治推進協会と協力して地域別に5回不法投棄パトロールを実施し、地域の環境美化活動の推進に努める。	島田市環境衛生自治推進協会の活動の計画に協力して、初倉地区、金谷地区、島田東部地区、島田西部地区、川根地区の不法投棄パトロールを実施した。	島田市環境衛生自治推進協会と協力して地域別に5回不法投棄パトロールを実施し、地域の環境美化活動の推進に努める。	環境課
51	２－３ 廃棄物の適正処理	②ごみのないまちづくりの推進	広報紙・パンフレット等の活用、看板掲示物等の設置を通じて、不法投棄防止のＰＲに努めます。	広報紙・パンフレット等の活用、看板等の設置行い、ごみのポイ捨て、ごみの散乱を防ぎ資源の再利用化を促進する。	不法投棄パトロール実施時に不法投棄防止啓発カンバン等の設置や清掃を行い、ごみの散乱を防ぎ資源再利用化を促進した。	広報紙・パンフレット等の活用、看板等の設置行い、ごみのポイ捨て、ごみの散乱を防ぎ資源の再利用化を促進する。	環境課
52	２－３ 廃棄物の適正処理	②ごみのないまちづくりの推進	市内一斉環境美化活動や地域住民によるごみ拾いなどの環境美化活動を推進します。	市内一斉環境美化活動（川ざらい）の実施については、必要物資の配布や使用車両の補助金等で協力する。 また、地域住民や団体等の自主的な活動による環境美化活動に協力する。	市内一斉環境美化活動（川ざらい）の実施については、土のう袋、石灰等の必要物資の配布や使用車両の補助金を交付し協力した。 また、地域住民や団体等の自主的な活動による環境美化活動に対し集められたごみの回収を行い協力した。	市内一斉環境美化活動（川ざらい）の実施については、必要物資の配布や使用車両の補助金等で協力する。 また、地域住民や団体等の自主的な活動による環境美化活動に協力する。	環境課
53	３－１ 自然環境の保全	①健全な水循環の確保	良質な地下水を確保するため、市街地への雨水浸透施設の整備や、雨水浸透ますの設置等を支援し、地下水の涵養を図る一方で、有害物質の地下浸透を防止するための指導を行います。	雨水浸透ます設置　40基	雨水浸透ます設置実績数　39基	雨水浸透ます設置　40基	都市政策課
	３－１ 自然環境の保全	①健全な水循環の確保	良質な地下水を確保するため、市街地への雨水浸透施設の整備や、雨水浸透ますの設置等を支援し、地下水の涵養を図る一方で、有害物質の地下浸透を防止するための指導を行います。	地下水のダイオキシン類濃度の測定を実施する。 予定地：島田第三小学校	市内１箇所（島田第三小学校）の地下水のダイオキシン類濃度の測定を実施し、結果は基準値以内であった。	地下水のダイオキシン類濃度の測定を実施する。 予定地：初倉中学校	環境課
54	３－１ 自然環境の保全	①健全な水循環の確保	流域市町との広域的な連携を図り、大井川の水資源の確保と水質の保全に取り組みます。	大井川の水資源は流域の生活や産業等を支えるかけがえのないものであるため、水質や流量等が今後も維持されるよう、取組を継続していく。	リニア中央新幹線の建設工事中及び供用後における大井川の水資源等に与える影響を継続的に確認し、将来にわたって環境が保全されるよう、県や流域市町と連携しながら対応した。	大井川の水資源は流域の生活や産業等を支えるかけがえのないものであるため、水質や流量等が今後も維持されるよう、取組を継続していく。	戦略推進課
55	３－１ 自然環境の保全	②緑地の保全	公園・緑地について、市民参加による維持管理などを通じて、身近で利便性の高い施設づくりに努めます。	公園愛護団体で、市内公園の清掃、除草等の作業を予定するとともに、公園愛護団体のない公園について、会の設立を図っていく。また必要な作業用品の配布を行う。	公園愛護デーの実施や必要な作業用具の配布といった支援を行い、公園愛護団体の自発的な活動を促した。	公園愛護団体で、市内公園の清掃、除草等の作業を予定するとともに、公園愛護団体のない公園について、会の設立を図っていく。また必要な作業用品の配布を行う。	建設課
56	３－１ 自然環境の保全	③森林の保全・再生	間伐等の森林整備に対する補助を行うなど、林業の振興と合わせた森林の保全・再生を推進します。	間伐等の森林整備に対する補助を行い、林業振興及び森林の有する公益的機能の維持・増進を図る。	次の事業について補助金の交付を行った。 ①しずおか林業再生プロジェクト推進事業による間伐8.79ha ②直接支援事業による間伐24.7ha、作業道7,551m ③森林・山村多面的機能発揮対策事業による広葉樹林等の整備1.4ha ④ぬくもりのある森林づくり事業による間伐45.99ha	間伐等の森林整備に対する補助を行い、林業振興及び森林の有する公益的機能の維持・増進を図る。	農林整備課
57	３－１ 自然環境の保全	④農地の保全	農地集積や担い手の育成などを通じた農地の保全と農業振興に取り組み、生物多様性に配慮した農業を推進するほか、農業体験の場を提供することにより、荒廃農地を解消し、多面的機能の発揮に向けて農地の適切な維持管理を促進します。	令和６年度に策定した地域計画について、随時見直しを行っていく（農業を担う者の更新、目標地図の変更等）。 また、前回実施した農地利用のアンケート調査の対象外だった農地所有者へのアンケート追加実施や、担い手への農地集積・集約化を図るため、関係機関による情報交換や貸借あっせん等を行う（仮称）島田市農地有効活用会議の設置運営を図る。	・令和６年度に策定した地域計画について、2回見直しを行った（農業を担う者の更新、目標地図の変更等）。 ・前回実施した農地利用のアンケート調査の対象外だった農地所有者へアンケートを追加実施した（回収率77.17%）。 ・担い手への農地集積・集約化を図るため、関係機関による情報交換や貸借あっせん等を行う島田市農地有効活用会議の設置運営を11回開催した。	・地域計画の見直しを2回行う。 ・農業者等との協議の場として地区別座談会（７地区８会場）を開催する。 ・農地有効活用推進会議を毎月開催する。	農業振興課

各課取組内容

No.	基本施策	施策	計画書記載の取組内容	令和７年度取組計画	令和7年度取組実績	令和8年度取組計画	担当課
58	３－２ 生物多様性の保全	①生物の保全・管理	環境に配慮した開発指導などにより、野生動植物の生息環境の確保に努めます。	調整池及び緑地の設置が必須となる土地利用事業計画承認申請（開発）案件について、適切に指導を行う。	調整池、緑地の設置を指導した件数　８件	調整池及び緑地の設置が必須となる土地利用事業計画承認申請（開発）案件について、適切に指導を行う。	都市政策課
	３－２ 生物多様性の保全	①生物の保全・管理	環境に配慮した開発指導などにより、野生動植物の生息環境の確保に努めます。	生物の多様性を保存していくために、開発の候補地が多様な生物が多く生息する場所であれば、その場所に対して，人の利用や開発などに制限をかけていく。	田代地区の開発事業に対して、担当課に周辺域の野鳥の生息状況を共有した。	生物の多様性を保存していくために、開発の候補地が多様な生物が多く生息する場所であれば、その場所に対して，人の利用や開発などに制限をかけていく。	環境課
59	３－２ 生物多様性の保全	②自然とのふれあいの促進	自然とふれあえる場として河川や里地里山などの地域資源を生かし、授業やイベント等を通じて環境教育の推進に取り組みます。	・サタデーオープンスクール　25回 ・サマーオープンスクール　　5回 ・移動教室は、７日実施　（島一小、島二小、島三小が参加）	・サタデーオープンスクール　21回（４回中止） ・サマーオープンスクール　　5回 ・移動教室は、８日実施　（島一小、島二小、島三小が参加）	・サタデーオープンスクール　25回 ・サマーオープンスクール　　5回 ・移動教室は、７日実施　（島一小、島二小、島三小が参加）	学校教育課
	３－２ 生物多様性の保全	②自然とのふれあいの促進	自然とふれあえる場として河川や里地里山などの地域資源を生かし、授業やイベント等を通じて環境教育の推進に取り組みます。	野外活動センター山の家を会場にしたキャンプを行う。火起こし体験や川遊びを通じた自然とのふれあいから環境保護への関心を高める。	雨天により一部内容を変更して実施したが、屋内でヤマメのつかみ取りや環境に配慮した調理を体験する機会を提供。自然と触れ合い、環境保護意識を高めることができた。	野外活動センター山の家を会場にしたキャンプを行う。火起こし体験や川遊びを通じた自然とのふれあいから環境保護への関心を高める。	社会教育課
60	３－２ 生物多様性の保全	③生態系の保全	外来種に関する情報収集や市民参加型のモニタリング調査などにより、動植物の生息環境の状況把握に努めるほか、河川全体の自然の営みを視野に入れた多自然川づくりの調査・研究に努めます。	外来種については、県の説明会等に参加し、新たに発見した場合は駆除や県と情報提供するなど適切に対応する。 現在、確認されているものについても、駆除又は生息域がこれ以上拡大しないように対応していく必要がある。 田代の郷整備事業については、野鳥観察及び水生生物調査等をはじめとする環境学習講座及び田代の郷野鳥ギャラリーを開催する。 水生生物調査については、大津谷川、菊川、家山川、東光寺谷川の河川調査を実施する。	外来種については県の研修会や説明会に積極的に参加し、外来種に係る国の補助金事業についても検討した。 現在確認されている外来種についても、HPを用いて周知した。 田代の郷整備事業については、野鳥観察及び水生生物調査等をはじめとする環境学習講座及び田代の郷野鳥ギャラリーをイベント一回、座学を一回開催した。 水生生物調査については、大津谷川、菊川、家山川、東光寺谷川の河川調査を実施した。	外来種については、県の説明会等に参加し、新たに発見した場合は駆除や県と情報提供するなど適切に対応する。 現在、確認されているものについても、駆除又は生息域がこれ以上拡大しないように対応していく必要がある。 田代の郷整備事業については、野鳥観察及び水生生物調査等をはじめとする環境学習講座及び田代の郷野鳥ギャラリーを開催する。 水生生物調査については、大津谷川、湯日川、大代川、伊太谷川の河川調査を実施する。	環境課
	３－２ 生物多様性の保全	③生態系の保全	外来種に関する情報収集や市民参加型のモニタリング調査などにより、動植物の生息環境の状況把握に努めるほか、河川全体の自然の営みを視野に入れた多自然川づくりの調査・研究に努めます。	県と連携して自然環境に配慮した計画及び整備を推進していく。	対象となる事業がなかったため、実績なし。	県と連携して自然環境に配慮した計画及び整備を推進していく。	建設課
61	３－２ 生物多様性の保全	③生態系の保全	生物多様性を保全するため、世界農業遺産に認定された伝統的な茶草場農法の維持、継承を推進します。	・茶草場農法認定者更新１件 ・グリーンティツーリズム（茶草場農法体験）1件 ・ＰＲ出展1件 ・推進協議会への負担金支出及び事業遂行	・茶草場農法認定者更新９件 ・グリーンティツーリズム（茶草場農法体験）1件 ・ＰＲ出展１件 ・推進協議会への負担金支出及び事業遂行	・茶草場農法認定者更新１件 ・グリーンティツーリズム（茶草場農法体験）１件 ・ＰＲ出展１件 ・推進協議会への負担金支出及び事業遂行	農業振興課
62	３－２ 生物多様性の保全	④里地里山の保全	荒廃農地対策や間伐の支援、鳥獣被害の防止など、農業や林業の振興に向けた支援を行うとともに、里地里山の保全活動を体験する機会の創出に努めます。	【荒廃農地対策】農地パトロールの実施により、荒廃農地の現状把握に努めるとともに、荒廃農地の所有者に対して、耕作の再開や草刈等を行うよう農地管理の指導を行い、あるいは担い手を見つけて集積を促すように努めている。	・農地パトロールを実施し管理指導を行った。 ・荒廃農地の再生や非農地判断等により、1.96haを解消したが、荒廃農地は増加している。	【荒廃農地対策】農地パトロールの実施により、荒廃農地の現状把握に努めるとともに、荒廃農地の所有者に対して、耕作の再開や草刈等を行うよう農地管理の指導を行い、あるいは担い手を見つけて集積を促すように努めている。	農業振興課
	３－２ 生物多様性の保全	④里地里山の保全	荒廃農地対策や間伐の支援、鳥獣被害の防止など、農業や林業の振興に向けた支援を行うとともに、里地里山の保全活動を体験する機会の創出に努めます。	【鳥獣被害防止】 防護柵等設置事業費補助金による防除対策支援及び被害防止を目的とした捕獲対策により、野生鳥獣による農林業被害の軽減に努める。 【林業振興】 林業関係団体の支援や間伐等の森林整備に対する支援を行っていく。	【鳥獣被害防止】 ① 農家や集落に対して、防護柵やわな等の設置に要する経費の３分の１以内（上限100,000円）で補助金を交付した。（有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金） 件数　66件　補助金額　2,358,000円 ② 市内の３猟友会に捕獲業務を委託した。また、被害防止を目的として捕獲を実施した狩猟者団体へ捕獲報償金を交付した。 委託金合計　1,485,000円 捕獲内訳（有害・猟期・カモシカ個体調整） イノシシ446頭、ニホンジカ222頭、サル12頭、 タヌキ78頭、アナグマ56頭、ハクビシン48頭、 カラス５羽、カモシカ11頭 報償金合計　7,278,000円 【林業振興】 次の事業について補助金の交付を行った。 ①しずおか林業再生プロジェクト推進事業による間伐8.79ha ②直接支援事業による間伐24.7ha、作業道7,551m ③森林・山村多面的機能発揮対策事業による広葉樹林等の整備1.4ha ④ぬくもりのある森林づくり事業による間伐45.99ha	【鳥獣被害防止】 防護柵等設置事業費補助金による防除対策支援及び被害防止を目的とした捕獲対策により、野生鳥獣による農林業被害の軽減に努める。 【林業振興】 林業関係団体の支援や間伐等の森林整備に対する支援を行っていく。	農林整備課
	３－２ 生物多様性の保全	④里地里山の保全	荒廃農地対策や間伐の支援、鳥獣被害の防止など、農業や林業の振興に向けた支援を行うとともに、里地里山の保全活動を体験する機会の創出に努めます。	里地里山の整備を考える中で、生物多様性、保護すべき生物についても周知啓発していく。また、現状を整理した上で関係課と連携し、対応を検討していく必要がある。	県の関連説明会等に出席した。 環境教育を通じて、田代周辺の野鳥や水生生物等、生物多様性の周知啓発を行った。	里地里山の整備を考える中で、生物多様性、保護すべき生物についても周知啓発していく。また、現状を整理した上で関係課と連携し、対応を検討していく必要がある。	環境課
63	３－２ 生物多様性の保全	④里地里山の保全	30by30やＯＥＣＭ認定について調査研究を行うとともに、事業者や団体が認定を受けられるように支援します。	環境省主催の「生物多様性見える化」プロジェクトの研修等に参加し、県内のＯＥＣＭ地域について理解を深める。	環境省や県主催の研修会やイベントに多く参加した。	島田市内にＯＥＣＭ地域を設定すべきかどうか慎重に考えていく。	環境課

各課取組内容

No.	基本施策	施策	計画書記載の取組内容	令和７年度取組計画	令和7年度取組実績	令和8年度取組計画	担当課
64	４－１ 生活環境の保全	①水資源の保全	地下水の涵養に向けた森林整備を支援します。	地下水の涵養のためだけではないが、間伐等の森林整備に対する補助を行い、林業振興及び森林の有する公益的機能の維持・増進を図る。	次の事業について補助金の交付を行った。 ①しずおか林業再生プロジェクト推進事業による間伐8.79ha ②直接支援事業による間伐24.7ha、作業道7,551m ③森林・山村多面的機能発揮対策事業による広葉樹林等の整備1.4ha ④ぬくもりのある森林づくり事業による間伐45.99ha	地下水の涵養のためだけではないが、間伐等の森林整備に対する補助を行い、林業振興及び森林の有する公益的機能の維持・増進を図る。	農林整備課
65	４－１ 生活環境の保全	①水資源の保全	水質の定点監視を継続し、調査結果を広く公表するとともに、事故などによる有害物質や油の流出の未然防止に努めます。	市内河川の水質調査を実施する。	23箇所25地点での調査を年４回実施し、数値は基準値以内であった。 なお、令和８年２月の渇水の影響により、野守の池の４m地点の測定が実施できなかった。	市内河川の水質調査を実施する。	環境課
66	４－１ 生活環境の保全	①水資源の保全	生活排水による水質悪化を低減させるため、事業計画が定められた公共下水道の管渠整備を推進するとともに、当該区域及びコミュニティプラントの整備地域以外は、合併処理浄化槽の設置及びくみ取り便槽、単独処理浄化槽からの付け替えを促進します。	公共下水道管渠整備 中溝町・向島町・南町地区の下水道管整備を行う。 合併処理浄化槽への付替促進 補助対象基数見込み301基（新設194基、付替107基）	公共下水道管渠整備 中溝町・向島町・南二丁目・宮川町地区の下水道管整備を行った。 管路工　φ400mm　L=81m 　　φ200mm　L=1,481m 合併処理浄化槽への付替促進 補助対象基数実績305基（新設194基、付替111基）	公共下水道管渠整備 中溝町・向島町地区の下水道管整備を行う。 合併処理浄化槽への付替促進 補助対象基数見込み270基（新設170基、付替100基）	下水道課
67	４－１ 生活環境の保全	②大気の保全	市内の定点における大気質の常時監視等を継続し、調査結果を広く公表します。	市内における二酸化硫黄濃度の測定を実施する。	市内９箇所の地点の調査を年４回実施し、結果はいずれも基準値以内であった。	市内における二酸化硫黄濃度の測定を実施する。	環境課
68	４－１ 生活環境の保全	③良好な生活環境の確保	公害苦情に速やかに対応するとともに、公害発生源には立入調査などの適切な指導を行います。	公害苦情に対して対応する。また、環境保全協定締結事業所への立入調査を実施する。	大気汚染７件、水質汚濁５件、騒音５件、悪臭５件　計22件に対応した。 また、保全協定を結んでいる各工場において、騒音・振動調査、必要に応じ水質・大気調査を実施した。	公害苦情に対して対応する。また、環境保全協定締結事業所への立入調査を実施する。	環境課
69	４－１ 生活環境の保全	③良好な生活環境の確保	事業者と環境保全協定を締結し、公害の未然防止を図ります。	環境保全締結事業所からの騒音・振動その他の公害を抑制するため、環境測定を実施する。また、環境保全計画についての見直し協議を実施する。	市内16事業所にて、環境保全協定における見直し協議を実施した。	環境保全協定締結事業所からの騒音・振動その他の公害を抑制するため、環境測定を実施する。また、環境保全計画についての見直し協議を実施する。	環境課
70	４－２ ストックとしての価値の向上	①コンパクト・プラス・ネットワークなまちづくり	持続可能な都市経営を行うため、「島田市立地適正化計画」や「島田市地域公共交通計画」に基づいた、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進します。	島田市立地適正化計画に基づき、居住誘導区域への居住誘導及び都市機能誘導区域への都市機能の誘導と充実を図るため、本計画の趣旨と必要性について講座等を通じて市民に周知し、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりについて理解を広げる。	市内中学校の授業支援としてまちづくりの講座を実施 実施件数　１件	島田市立地適正化計画に基づき、居住誘導区域への居住誘導及び都市機能誘導区域への都市機能の誘導と充実を図るため、本計画の趣旨と必要性について講座等を通じて市民に周知し、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりについて理解を広げる。	都市政策課
	４－２ ストックとしての価値の向上	①コンパクト・プラス・ネットワークなまちづくり	持続可能な都市経営を行うため、「島田市立地適正化計画」や「島田市地域公共交通計画」に基づいた、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進します。	引き続きワークショップを開催し、新たな公共交通サービスの導入が可能となった地区、路線については、交通事業者と協議することで既存公共交通サービスからの転換や新規導入など、地域住民の「移動の足」の確保に努めていく。	公共交通網の充実にむけ、公共交通計画に基づく地域ワークショップの開催や、地域有志との意見交換を実施した。	持続可能な公共交通の手法を検討すべく、地域との意見交換等を行い、新たな公共交通サービスの導入が可能となった地区、路線については、交通事業者と協議することで既存公共交通サービスからの転換や新規導入など、地域住民の「移動の足」の確保に努めていく。	生活安心課
71	４－２ ストックとしての価値の向上	②ウォーカブルなまちづくり	既存の道路や歩道等の都市空間を活用した、居心地が良く歩きたくなるまちづくりを推進するため、道路段差の解消や歩行者、自転車走行空間の整備を推進します。	大井町静居寺橋線 歩道拡幅、セミフラット化、点字シートの設置　L=88m 自転車走行空間 自転車ネットワーク空間である日之町～大井町に矢羽根を設置 L=2.5km	○大井町静居寺橋線 ・歩道拡幅、セミフラット化、点字シートの設置　L=135m ○自転車通行空間 自転車ネットワーク空間である日之町～若松町区間、若松町区間から～三ッ合町区間、稲荷一丁目区間において、矢羽根型路面標示の整備を行った。L=2.1ｋm	自転車通行空間 令和７年度に整備した区間である、日之町～若松町区間、若松町区間から～三ッ合町区間、稲荷一丁目区間において、整備後の利用状況を調査し、整備効果の検証を行う。	建設課
	４－２ ストックとしての価値の向上	②ウォーカブルなまちづくり	既存の道路や歩道等の都市空間を活用した、居心地が良く歩きたくなるまちづくりを推進するため、道路段差の解消や歩行者、自転車走行空間の整備を推進します。	前年度に作成した職員案と併せて、住民を対象とした意見聴取を実施してウォーカブル施策等の都市再生に寄与する事業を検討する。また、自転車走行空間の整備を推進するとともに、歩道のバリアフリー化を行い利用者の利便性や安全性の向上を図る。	人流形成に寄与できる対象の選定を行い、「高校生」と「子育て世帯」に対象を当てて意見聴取を実施した。また、建設課と共に自転車走行空間整備をL=2.1km、大井町静居寺橋線の歩道バリアフリー化をL=110m実施した。大井町静居寺橋線については整備を完了した。	高校生・子育て世帯からの意見聴取を踏まえて、電車の待合室がないこと、気楽に使える学習空間がないこと、こどもと休憩できるところがないことを理由に駅前における滞留空間の創出を検討する。また、自転車走行空間の整備を推進するとともに、次期バリアフリー化路線の検討を進め、利用者の利便性や安全性の向上を図る。	都市政策課
72	４－２ ストックとしての価値の向上	②ウォーカブルなまちづくり	移動の円滑化に向け、ＭａａＳの導入について引き続き調査・研究を行います。	地区ごとに異なるニーズに合わせた、新たな公共交通の導入に向け、引き続き調査・研究を行う。	市域のコミュニティバス路線においてOD調査及びアンケートを実施した。	地区ごとに異なるニーズに合わせた、新たな公共交通の導入に向け、引き続き調査・研究を行う。	生活安心課
73	４－２ ストックとしての価値の向上	③グリーンインフラやＥｃｏ-ＤＲＲの推進	多自然川づくり、田んぼダムなど、自然環境のもつ多様な機能を人工的なインフラの代替手段や補完手段として活用するグリーンインフラや、生態系を活用した防災・減災（Ｅｃｏ-ＤＲＲ）について調査・研究を行います。	流域関係者と連携し自然環境に配慮した計画及び整備を推進していく。	国および静岡県が事務局となっている各流域の協議会に参加した。	流域関係者と連携し自然環境に配慮した計画及び整備を推進していく。	建設課

No.	基本施策	施策	計画書記載の取組内容	令和７年度取組計画	令和7年度取組実績	令和8年度取組計画	担当課
74	５－１ 環境に関わる学びの推進と活動の促進	①環境教育の推進	学習指導要領に則した関係教科等での継続した環境教育や自然体験教室を実施するほか、エコクッキングの普及、食品ロス削減の普及啓発に努めるとともに、ＳＤＧｓを考慮した健康づくりに関する取組を検討します。	各学校の実状に応じて、総合的な学習の時間や関連教科において環境に関わるテーマを取り上げ、環境教育を実践する。	各学校の実状に応じて、総合的な学習の時間や関連教科において環境に関わるテーマを取り上げ、環境教育を実践した。	各学校の実状に応じて、総合的な学習の時間や関連教科において環境に関わるテーマを取り上げ、環境教育を実践する。	学校教育課
	５－１ 環境に関わる学びの推進と活動の促進	①環境教育の推進	学習指導要領に則した関係教科等での継続した環境教育や自然体験教室を実施するほか、エコクッキングの普及、食品ロス削減の普及啓発に努めるとともに、ＳＤＧｓを考慮した健康づくりに関する取組を検討します。	諏訪原城跡で忍者体験を行う。自然とのふれあいにより環境保護への意識を高める。	諏訪原城跡での忍者体験を通じて、自然に触れながらその大切さを実感することができた。楽しみながら野外活動を行い、環境保護の重要性を学ぶ良い機会となった。	稚鮎放流体験や生き物観察を通じ、川の生態系や環境の特徴とその働きについて学ぶ機会を提供し、生態系保護への意識を高める。	社会教育課
	５－１ 環境に関わる学びの推進と活動の促進	①環境教育の推進	学習指導要領に則した関係教科等での継続した環境教育や自然体験教室を実施するほか、エコクッキングの普及、食品ロス削減の普及啓発に努めるとともに、ＳＤＧｓを考慮した健康づくりに関する取組を検討します。	地域での健康教育･出前講座や働く場の企業、地域の子育てグループ、居場所等の場において低栄養予防や免疫力向上の食事や食材を含めた栄養教育及びエコクッキングや食品ロス削減,食の安全と安心について普及啓発を行う。	地域の公民館や高齢者居場所等で低栄養予防の食育講座を実施した。13回　200人 市内の高校で、やせ防止の食育講座を実施した。２回35人	地域の子育てグループ、居場所等の場において低栄養予防や免疫力向上の食事などの栄養教育及び食品ロス削減,食の安全と安心について普及啓発を行う。	健康づくり課
75	５－１ 環境に関わる学びの推進と活動の促進	①環境教育の推進	環境保全活動に取り組む市民・事業者を環境人材バンクに登録し、環境に関する各種講座・体験教室及び学校教育現場に派遣します。	田代の郷環境ゼミナール、田代の郷野鳥ギャラリー、夏休み親子環境学習講座等における市の事業内で環境人材バンクの人々の協力を仰ぎ、子供にも理解しやすい環境学習の場を提供していく。	環境人材バンク事業を活用し、松下氏を講師に招き夏休み親子環境学習講座を実施した。 また、田代の郷整備事業については、野鳥観察及び水生生物調査等をはじめとする環境学習講座及び田代の郷野鳥ギャラリーを開催した。	令和８年度も、引き続き親子環境学習講座等を実施する予定。 また、様々な機会を捉えて周知啓発を行っていく。	環境課
76	５－１ 環境に関わる学びの推進と活動の促進	②人材育成	環境保全に関する交流の場を提供し、環境保全活動に興味を持つ市民や団体の支援や、子どもたちの環境保全活動の推進・支援に努めます。	親子環境学習講座及び環境講演会等を実施する予定。 また、様々な機会を捉えて周知啓発を行っていく。	以下のとおりイベント等を開催し、周知啓発を行った。 出前講座　年間通して28回実施 夏休み親子環境学習講座（8/15） プチっとキエーロ作成親子講座(8/16) ごみ減量ワークショップ(12/26、12/27、2/14) 環境講演会(2/7)	親子環境学習講座及び環境講演会等を実施する予定。 また、様々な機会を捉えて周知啓発を行っていく。	環境課
77	５－１ 環境に関わる学びの推進と活動の促進	②人材育成	地球温暖化対策に取り組む新たな担い手を育成するため、アース・キッズ事業を推進します。	令和7年度もアースキッズを実施する。しかし事業参加希望の小学校が減少傾向にあるため、アースキッズに代わる新たな環境学習講座の取組の検討を始めていきたい。	市内小学校5年生を対象に行い、参加校は４校、参加人数は240人であった。市内小学校からの需要の減少、少子化の影響もあり参加者数自体は減少傾向にある。	令和8年度もアースキッズ事業を市内3校を対象に実施していく。それと並行して令和9年度から完全移行する予定である「環境課独自の環境講座」も随時仮実施していく。	環境課
78	５－１ 環境に関わる学びの推進と活動の促進	③環境情報の発信・活用	広報紙、ホームページなどの多様な広報媒体を活用して、環境関連情報の提供に努めます。このほか、環境月間における広報活動に取り組みます。	島田市LINE公式アカウントや広報しまだ、島田市公式ホームページ等を活用し、環境に関するイベントや環境情報を市民に周知し啓発する。加えて周知をする時期を再検討し、より効果的な方法になるようにする。	環境月間や夏休み親子環境講座、住宅用省エネルギー補助金等の周知を広報しまだ、島田市公式ホームページ、島田市LINE公式アカウントを利用して行った。夏休み親子環境講座に関しては、しまいく+を用いてチラシの配布も行い、例年よりも参加者数が増加した。	島田市LINE公式アカウントや広報しまだ、島田市公式ホームページ等を活用し、環境に関するイベントや環境情報を市民に周知し啓発する。加えて周知をする時期を再検討し、より効果的な方法になるようにする。	環境課

第４章　地球温暖化対策実行計画の進捗状況

１　市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量（事務事業編）

１-１　令和７年度の点検・評価結果の総括

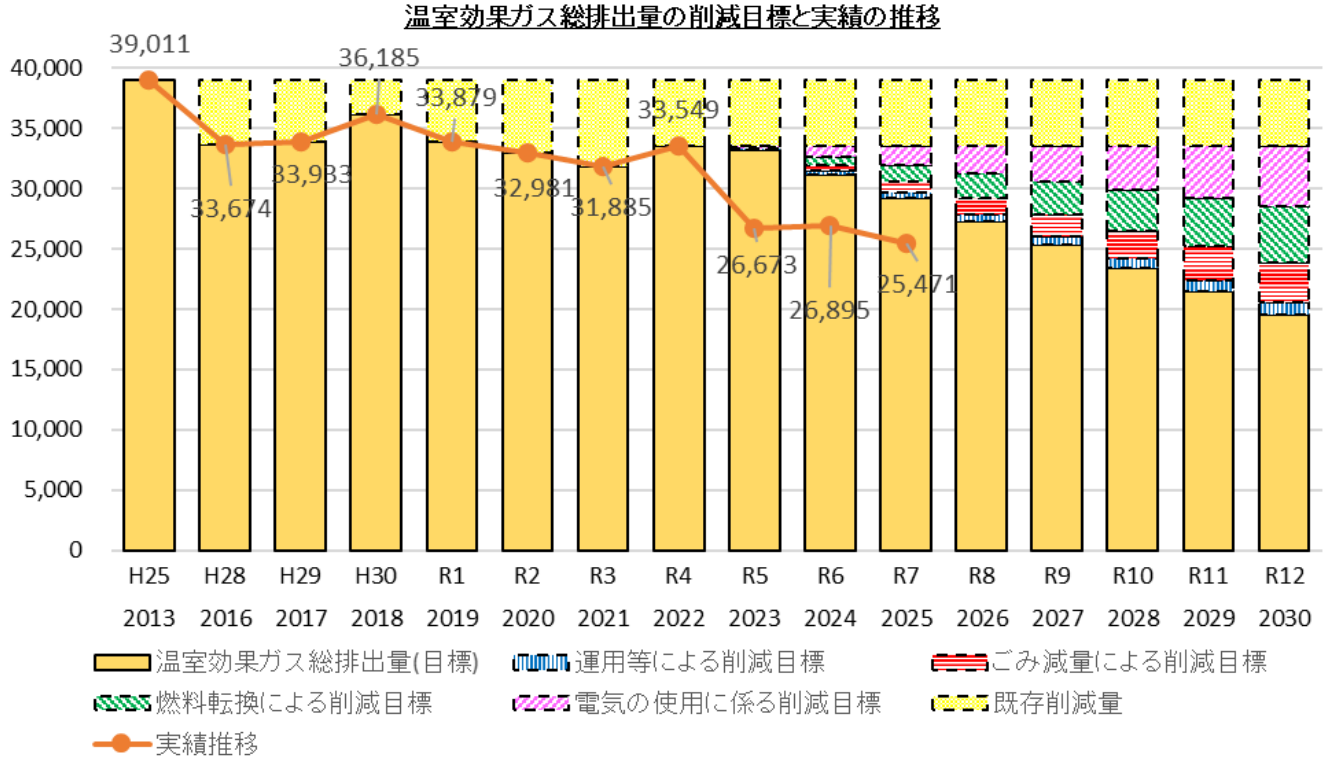
・令和７（2025）年度に市役所全体の事務・事業から排出された温室効果ガスの排出量は、二酸化炭素換算で25,471t-CO_2 でした。基準年度である平成25（2013）年度と比べて34.7%減少しています。前年度と比較すると5.3%（約1,424t-CO_2）減少しました。これは、一般廃棄物量の減少に伴い、廃棄物処理時の温室効果ガス排出量が減少したことが主な要因だと推測されます。

・今後も、これまでの取組を着実に推進するとともに、2050年ゼロカーボンシティの実現へ向けて、さらなる温室効果ガスの排出量の削減に努めていきます。

温室効果ガス総排出量の推移（二酸化炭素換算）　（単位：t-CO_2/年）

項目＼年度	基準年度	昨年度実績	最新実績	中間目標	最終目標
	H25（2013）	R6（2024）	R7（2025）	R8（2026）	R12（2030）
温室効果ガス総排出量（目標）	－	31,198	29,249	27,300	19,505
温室効果ガス総排出量（実績）	39,011	26,895 （26,895）	25,471 （25,952）	－	－
対基準年度比増減率	－	△31.1%	△34.7%	△30.0%	△50.0%

※括弧内は調整後排出係数を用いて算出



温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は活動量ごとに以下の式で算定します。

活動量　×　排出係数　×　地球温暖化係数

※活　　動　　量：電気、熱などの使用量
　排　出　係　数：活動量あたりの排出量
　地球温暖化係数：各温室効果ガスの「地球の温暖化をもたらす程度」が、二酸化炭素の「地球の温暖化をもたらす程度」を１としたときに、何倍に当たるかを表した値

地球温暖化係数

温室効果ガス		地球温暖化係数
ガス種別	化学式	
二酸化炭素	CO_2	1
メタン	CH_4	28
一酸化二窒素	N_2O	265
ハイドロフルオロカーボン	HFC	－
1・1・1・2 － テトラフルオロエタン	HFC-134a	1,300

※ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ（HFC）については、１・１・１・２ － テトラフルオロエタン（HFC-134a）のみ対象
※ﾊﾟｰﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ（PFC）及び六ふっ化硫黄（SF_6）、三ふっ化硫黄（NF_3）については、本計画では対象外

ガスの内訳

・排出された温室効果ガスの種類別内訳をみると、二酸化炭素が全体の約97%を占めています。

温室効果ガスの種類別排出状況　（単位:t-CO_2）

温室効果ガス		基準年度 H25(2013)	前年度実績 R6（2024）	最新実績　R7（2025）	
ガス種別	化学式			排出量	構成比
二酸化炭素	CO_2	38,074	26,077	24,697	96.97%
メタン	CH_4	219	270	261	1.02%
一酸化二窒素	N_2O	714	545	509	2.00%
ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ	HFC	3	3	3	0.01%
合　　計		39,010	26,895	25,470	100%

※端数処理の関係上、温室効果ガス排出量の和や比が合計値と合わない場合があります。

1-2　活動ごとの進捗状況

・温室効果ガスの排出量は燃料の使用、電気の使用、一般廃棄物の燃焼によるもので約99%を占めています。

（単位:t-CO_2）

活動ごとの温室効果ガス排出量

項目	基準年度 H25(2013)	前年度実績 R6（2024）	最新実績　R7（2025）		
			実績値	増減率	
				対基準年度比	対前年度比
燃料の使用	10,158	7,563	7,239	−28.7%	−4.3%
電気の使用	15,005	11,221	10,805	−28.0%	−3.7%
一般廃棄物の焼却	13,478	7,761	7,083	−47.4%	−8.7%
公用車の走行	16	8	9	−43.8%	+12.5%
下水・し尿・雑排水処理	351	337	332	−5.4%	−1.5%
その他	3	3	3	±0.0%	±0.0%
温室効果ガス総排出量	39,011	26,895	25,471	−34.7%	−5.3%

排出活動①：燃料の使用

・燃料を使用した際に排出された二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素が算定対象となります。

・木材は田代環境プラザ及び田代の郷温泉で使用しています。田代環境プラザでは、令和３年度末から試験導入を行い、令和４年10月から本格的に使用しています。木材の使用によりコークスの使用量を減少させることができ、温室効果ガスの排出量を削減しています。

・ガソリン使用量の約９割は、自動車での使用が占めています。自動車での使用量は前年度から約2%減少しました。

・灯油の主な使用施設は、田代環境プラザ、島田市斎場、川根温泉です。これらの施設で使用量の約９割を占めています。全体の使用量は前年度と比べて約２.5%増加し、ディーゼル機関での使用量は約4.4%増加しています。灯油の使用量は、冬季に使用する暖房やボイラーの使用頻度等によって増減します。

・軽油使用量の約９割以上は自動車での使用が占めています。自動車での使用量は前年度と比べて約3.5%減少しました。

・Ａ重油の使用施設は、総合医療センター、南部学校給食センター、山の家です。ボイラーの運転時間により使用量が増減しています。

・LPガスの主な使用施設は、田代の郷温泉、中部学校給食センター、川根温泉ホテル、川根温泉です。これらの施設で使用量の約９割を占めています。全体の使用量は前年度と比べて約3.4%増加しました。

・都市ガスの主な使用施設は、プラザおおるり、保健福祉センター、総合医療センター、六合小学校です。これらの施設で全体の約７割を占めています。

・本市では、令和７年４月にゼロカーボンシティの実現を目指して、島田ガス株式会社と契約を結び、市役所本庁舎及び現業詰所で使用している都市ガスを「カーボンオフセット・都市ガス」に切り替えました。今後も、二酸化炭素排出の削減に努めていきます。

燃料の種類別使用状況

項目	単位	基準年度 H25(2013)	前年度実績 R6（2024）	最新実績　R7（2025）		
				実績値	増減率	
					対基準年度比	対前年度比
木材	kg	－	1,038,240	867,200	－	−16.5%
コークス	kg	1,407,282	1,254,096	1,133,614	−19.4%	−9.6%
ガソリン	L	149,893	68,650	66,895	−55.4%	−2.6%
灯油	L	483,161	290,448	297,791	−38.4%	+2.5%
軽油	L	155,497	96,286	92,670	−40.4%	−3.8%
A重油	L	974,347	297,773	304,893	−68.7%	+2.4%
LPガス	m^3	126,768	199,959	206,807	+63.1%	+3.4%
都市ガス	m^3	126,377	143,776	138,271	+9.4%	−3.8%
温室効果ガス排出量	$t-CO_2$	10,158	7,563	7,239	−28.7%	−4.3%

排出活動②：電気の使用

- 電気事業者から供給された電気の使用に伴って、発電所で排出された二酸化炭素が算定対象となります。
- 発電による自家消費も含めて電気の使用量の多い施設は、田代環境プラザ、総合医療センターです。この２施設が全体の約５割を占めています。電気事業者から供給された電気（買電）に限定すると、この２施設が約３割を占めています。その他に使用電力量（買電）の多い施設には、クリーンセンター、ローズアリーナ、稲荷浄水場、島田浄化センターなどがあります。
- 令和７年度は全体での使用電力量（買電）が減少したうえ、電気事業者の排出係数が低くなったため、温室効果ガス排出量は減少しましたが、昨年度との変化は大きくありません。
- 廃棄物発電や太陽光発電等による発電設備での自家消費により、買電と自家消費を合わせた全体の使用電力量の約４分の１が賄われています。田代環境プラザは使用電力量（買電＋自家消費）の最も多い施設ですが、そのうちの約９割を自家消費で賄っています。

他人から供給された電気の使用状況

項目	単位	基準年度 H25(2013)	前年度実績 R6（2024）	最新実績　R7（2025）		
				実績値	増減率	
					対基準年度比	対前年度比
使用電力量（買電）	kWh	29,079,412	27,413,062	27,100,434	−6.8%	−1.1%
温室効果ガス排出量	$t-CO_2$	15,005	11,221 （11,221）	10,813.1 （11,273.7）	−27.9%	−3.6% （+0.5%）
1kWh あたりの排出量	$t-CO_2/kWh$	0.000516	0.000409 （0.000409）	0.000399 （0.000416）	−22.7%	−2.4% （+1.7%）

※使用電力量（買電）にはPPAによる電力購入分を含んでいません

※括弧内は調整後排出係数を用いて算出

島田市が電力供給を受けている電気事業者別排出係数

電気事業者	基礎排出係数（非化石電源調整済）（※1）（t-CO_2/kWh）	調整後排出係数（※2）（t-CO_2/kWh）
イーレックス株式会社	0.000422	0.000422
エバーグリーン・マーケティング株式会社	0.000374	0.000374
ミツウロコクリーンエネルギー株式会社	0.000436	0.000436
静岡ガス&パワー株式会社 通常メニュー	0.000489	0.000489
〃 特別メニュー(※3)	0.000349	0.000349
鈴与商事株式会社	0.000649	0.000639
株式会社U－POWER	0.000483	0.000483
中部電力ミライズ株式会社	0.000411	0.000411

※1　電気事業者が供給したメニューごとの電気の発電に伴うCO_2排出量に再生可能エネルギー電力等の調達による調整を反映し、供給した電力量で除した係数。令和７年度報告分から算定方法変更。

※2　基礎排出係数に、他者の排出の抑制に寄与した量等による調整を反映させたて算出した係数。

※3　特別メニューでは、ごみ処理施設「田代環境プラザ」の排熱で発電する「ゼロカーボン電力」の一部及び、一般家庭の太陽光発電の余剰電力を市有施設へ供給しています。

発電設備による発電等の状況（発電種類別）

施設名	発電種類	発電出力（kW）	発電電力量（kWh・年）	自家消費電力量（kWh・年）	売電電力量（kWh・年）
田代環境プラザ	バイオマス（廃棄物）	1,990	8,961,170	7,451,058	1,510,112
川根温泉ホテル	温泉付随ガス（メタン）	100	239,869	239,869	－
島田第二中学校等7施設	太陽光	127	20,818	20,818	62
市役所本庁舎等 10 施設	太陽光(PPA)	355.05	－	423,034.1	－

※太陽光(PPA)は第三者所有により電力を自家消費するモデル。

排出活動③：一般廃棄物の焼却

・一般廃棄物を焼却する際に排出された二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素が算定対象となります。
・令和７年度は令和６年度に比べ、ごみの焼却量は大きく減少し、それに伴い温室効果ガス排出量も大きく減少しました。
・近年の傾向として一般廃棄物の焼却量は減少傾向にあります。一般廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出は、事業者や住民から搬入される焼却物に起因するものであるため、引き続き傾向を注視する必要があります。

一般廃棄物の焼却状況

項目	単位	基準年度 H25(2013)	前年度実績 R6（2024）	最新実績　R7（2025）		
				実績値	増減率	
					対基準年度比	対前年度比
田代環境プラザ 焼却処理量※	t	33,376	28,078	25,830	−22.6%	−8.0%
うち合成繊維	t	897	469	431	−52.0%	−8.1%
うちプラスチックごみ	t	3,928	2,266	2,064	−47.5%	−8.9%
温室効果ガス排出量	t−CO_2	13,428	7,761	7,085	−47.2%	−8.7%

※基準年度にはクリーンセンターでの汚泥焼却分を含みます。令和２年７月からはクリーンセンターの脱水汚泥を田代環境プラザで処理しています。

１−３　職員による省エネルギー・省資源等の環境に配慮した取組の実施状況

・全庁的な取組として、節水、ごみ減量、ペーパーレス化、グリーン購入等に取り組んでいます。

省資源等の取組状況

	単位	前年度実績 R6（2024）	最新実績 R7（2025）	対前年度比 増減率
水道使用量	㎥	349,207.5	347,648	−0.4%
燃えるごみ排出量	kg	522,235.6	475,267.9	−9.0%
用紙使用量（A4 換算）	枚	21,210,800	20,479,184	−3.4%
グリーン購入率	%	99.9	96.9	−3.0%

2　市内からの温室効果ガス排出量（区域施策編）

2-1 島田市全域からの温室効果ガス排出量の現状と目標

（１）温室効果ガス排出量の現状

・令和５（2023）年度における市内の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算で726千tで、基準年度と比較して、33.3%減少しています。

（２）温室効果ガス排出量削減目標

・令和12（2030）年度の目標は、基準年度比で46%以上削減です。

・令和32（2050）年度に排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指します。

温室効果ガス排出量の推移（二酸化炭素換算）　（単位：千t-CO_2/年）

起源	部門	基準年度 H25(2013)	R4（2022）	R5（2023）		
				実績値	増減率	
					対基準年度比	対前年度比
エネルギー起源 CO_2	産業部門	531.5	383.2	368.8	−30.6%	−3.8%
	業務その他部門	142.5	96.6	97.1	−31.9%	＋0.5%
	家庭部門	145.1	114.4	92.4	−36.3%	−19.2%
	運輸部門	244.9	151.1	149.9	−38.8%	−0.8%
エネルギー起源 CO_2 以外	農業分野	5.0	4.1	4.0	−20.0%	−2.4%
	廃棄物分野	15.0	15.4	9.2	−38.7%	−40.3%
	代替フロン類	4.3	4.7	4.6	＋7.0%	−2.1%
排出量合計		1,088.3	769.5	726.0	−33.3%	−5.7%

※端数処理の関係上、温室効果ガス排出量の和や比が合計値と合わない場合があります。

※最新のデータ、係数で再計算しているため、以前公表した数値と異なります。

ガスの内訳

・排出された温室効果ガスの種類別内訳をみると、二酸化炭素が全体の約98%を占めています。

温室効果ガスの種類別排出状況　（単位:千t-CO_2）

温室効果ガス		基準年度 H25(2013)	R4（2022）	R5（2023）	
ガス種別	化学式			排出量	構成比
二酸化炭素	CO_2	1,076.4	757.6	714.3	98.4%
メタン	CH_4	6.3	5.8	5.8	0.8%
一酸化二窒素	N_2O	1.5	1.4	1.3	0.2%
ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ	HFC	4.3	4.7	4.6	0.6%
合　　計		1,088.3	769.4	726.0	100.00%

※端数処理の関係上、温室効果ガス排出量の和や比が合計値と合わない場合があります。

※最新のデータ、係数で再計算しているため、以前公表した数値と異なります。

2-2 再生可能エネルギーの導入状況

市内に導入されている再生可能エネルギーは、令和７年３月末現在、太陽光発電が59,857kW、水力発電が7,258kW、バイオマス発電が41,330kW導入されています。

近年では、太陽光発電が増加しており、特に家庭用とされる出力10kW未満の導入が堅調に増加していますが、太陽光発電以外の新規導入はありません。

市内の再生可能エネルギーの導入容量（発電出力）　（単位:kW）

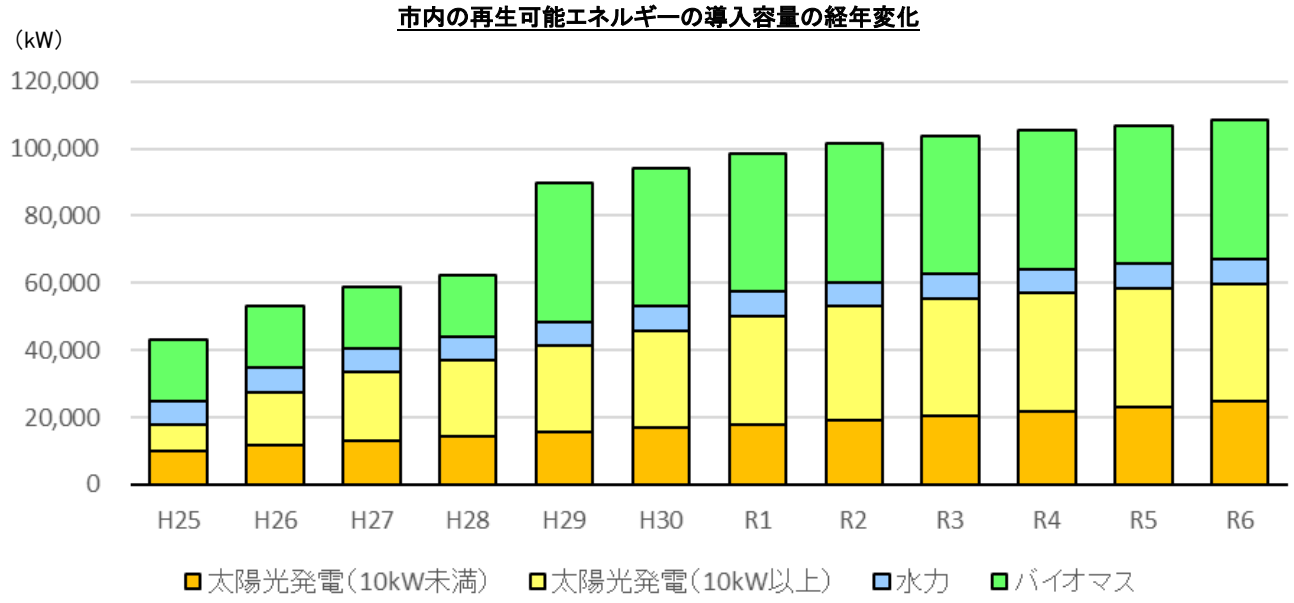
発電種別	H25(2013)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
太陽光発電（10kW未満）	10,126	19,003	20,310	21,730	23,211	24,677
太陽光発電（10kW以上）	7,585	34,102	35,003	35,170	35,199	35,180
水力発電※	7,203	7,258	7,258	7,258	7,258	7,258
バイオマス発電※	18,290	41,330	41,330	41,330	41,330	41,330
合計	43,205	101,693	103,901	105,488	106,998	108,445

※端数処理の関係上、温室効果ガス排出量の和や比が合計値と合わない場合があります。

※大規模水力を除きます。市内には中部電力㈱の大規模水力発電が稼働していますが、供給エリア全域で使用するためのものであるため除いています。

※バイオマス比率を考慮していません。

市内の再生可能エネルギーの導入容量の経年変化



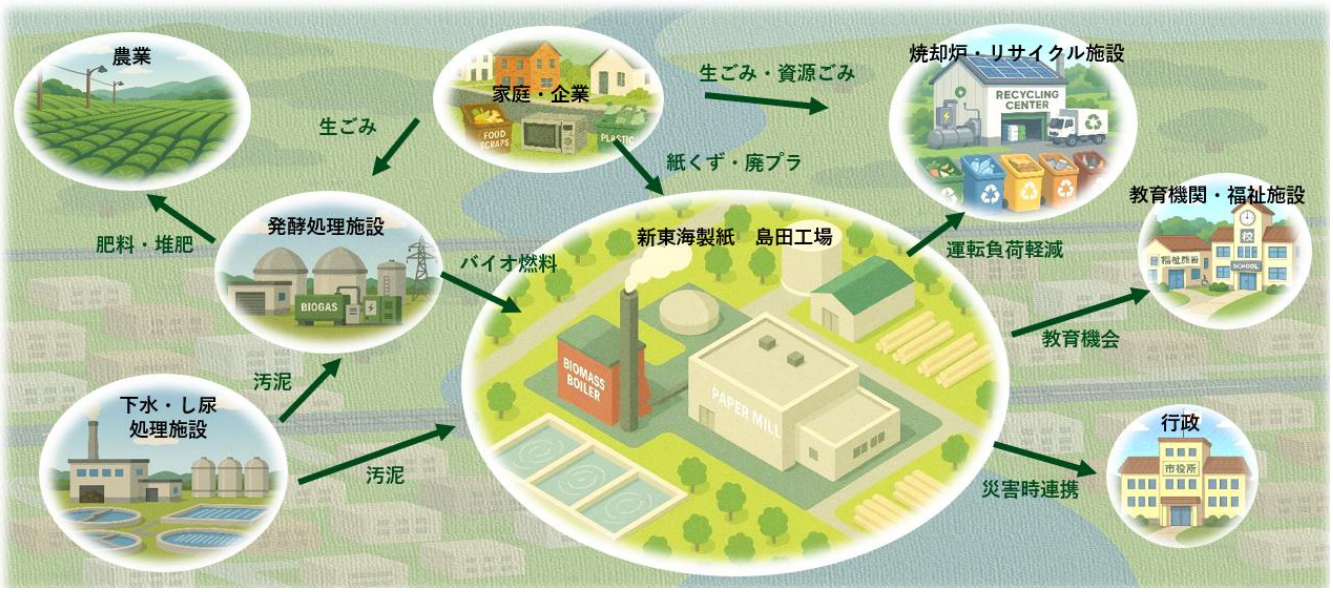
３　地域との取組（地域循環共生圏）について（区域施策編）

地域循環共生圏は、2018年に国が策定した第5次環境基本計画にはじめて位置づけられた概念であり、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで、地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。本市の地域課題を解決するために、民間事業者との「共創」により、既存施設の活用や民設民営の施設の整備などを視野に入れた取組を進めていきます。

本市では、特種東海製紙株式会社、新東海製紙株式会社と令和８年３月に「地域循環共生圏の構築に向けた共創に関する協定」を締結しました。今後、３者で協議を重ね、市内の生活インフラの継続性確保や既存施設の活用、脱炭素社会の実現に向け、様々な活動に取り組んでいきます。

循環のイメージ

※ 本図に記載した施設・連携内容等はあくまでイメージです。



資料　しまだエコ活動レポート

令和７年度に登録及び報告された「しまだエコ活動」を紹介します。なお、各活動については、島田市公式ホームページにも掲載しています。

※各団体からの報告は原文のまま掲載しています。

ＮＰＯ法人　しまだ環境ひろば

◎活動名　　竹林の保全・管理

●活動実績

島田市伊太地区の八幡宮西の果樹園は、しまだ環境ひろばが耕作放棄地（荒廃竹林）を開墾再生し維持管理している４ヵ所の農園の一つです。放置竹林（主に孟宗竹）の暴走が止まりません。藤枝バイパス（国道一号線）沿いの山の多くは頂上まで孟宗竹に覆われています。竹の根は地下３０ｃｍの浅い所をはって行きますので丈夫そうに見えて実は表層雪崩を起こし易い。特に放置竹林は根が密集し竹同志の共倒れを招き土壌が弱くなり、大雨の時は雪崩の危険が大きい。島田市でもこの兆候を察知して放置竹林の暴走を食い止めるべく、市民活動団体と協働して「竹破砕機」を購入する等対策に努め今日に至っています。当しまだ環境ひろばでは、嘗ては数ヵ所の放置竹林の再生とその維持管理をして来ましたが、現在は「伊太八幡宮西竹林　約６００坪」の一ヶ所に止まっています。当竹林は「果樹園」に再生し、土壌改良・枝の剪定・収穫作業に努めています。

令和７年度も次の様な活動をしましたので以下の通り報告します。

（１）日常は主担当のＳさんが草刈りを行っていますが、令和７年５月１５日（木）・７月４日（金）の２日間、会員の有志が出動して一斉草刈りを行いました。

（２）当該果樹園は市民のハイキングコース（矢倉山登山道）に面しており、ハイカーさん用の杖置き場と椅子を整備しサービスしています。

（３）果樹園内は柑橘類中心（ミカン・柚子・ネーブル等）で維持管理していますが、１月１５日（木）、一般市民と会員とその家族を集めて会費制で「ミカン狩り」を行い、地産地消の意義を学習しました。柚子は今年も豊作でしたので地元の福祉団体に提供しました。

■　今年もミカン・柚子等が良くなりました。



■　令和８年１月１５日（木）ミカン狩り。



■園内はいつも樹木の手入れを行い整備されています。



■　休憩時間は環境談義に花が咲きます。



◎活動名　　梅林の保全・管理

●活動実績

島田市伊太地区の観音様奥の梅林（約３００坪）は、しまだ環境ひろばが維持管理している４ヵ所の農園の一つで、元々は梅林が放置され矢竹がうっそうと蔓延り、とても手が付けられない状態でした。そんな中、地元農家の K さんからしまだ環境ひろばに放置梅林の再生と維持管理を託されました。島田市の伊太地区は梅の産地（南高梅や八房梅など）として名前を知られるようになって来ました。見る梅ではなく食べる梅なので２月に咲く花は白色で地味ですが白色の梅林は綺麗で地元の市民団体が毎年「梅まつり」を開催する等 PR に努めています。その一方で農家の高齢化と後継者難で放置梅林が目立ち始めました。当会会員の中には梅に詳しい人は皆無でしたが講習会に参加したり、独学で勉強したりして今年は１１年目を迎えました。令和７年度も次のような活動をしましたので以下報告します。

⑴ 令和７年５月３１日（土）、市民・児童たち・会員が集まり「梅狩り」を行いました。

■　腰に籠を吊るし分散して梅狩り開始！



■　今年の梅の出来具合はどうかな。



■　親子で協力、高い所は脚立に昇り



■　最後は小梅・大梅に分けて計量



⑵ 令和８年２月、今年も手入れの甲斐があって花がしっかり咲きました。
収穫は５月下旬が予想されます。収穫が楽しみです。





◎活動名　御仮屋市民農園の開設と維持管理

●活動実績

御仮屋市民農園はしまだ環境ひろばが耕作放棄地を開墾再生して開園した４ヵ所の農園の一つです。平成２４年（２０１２年)、地主が放置した耕作放棄地を、御仮屋自治会や当時の島田市農林課さんからの強い要請があって、しまだ環境ひろばが市民農園に再生したもので、以来１３年間に渡り維持管理してきました。農園は総面積約６００坪、一区画約２０㎡（約６坪）が４１区画あり、一般市民が２５名程（複数区画使用者あり）が思い思いの野菜や穀物を栽培し、自分で作る喜び、地産地消への貢献、今では高齢者や家族の有益な居場所になっています。一昨年度から島田社協さんが農園参加しました。令和７年度は次のような活動をしましたので以下報告します。

尚、当農園は令和 7 年8月３１日をもって島田市に返還し、維持管理業務と付帯設備は無償で新しい事業者に引継ぎました。よって島田市環境課さんに令和８年３月３１日（新事業者が業務に精通するまで当農園の責任者のHさんが応援を継続中です。）付けで活動抹消申請書を提出し活動を停止しました。

■　園内は今年もきれいに整備して来ました。



■　今年は猛暑で水タンクへの補充が大変！



■　一昨年から島田市社協さんの高齢男性の居場所づくり「みんなのチャレンジ農園プロジェクト」に協力して２区画を提供、社協さんは参加者やサポータと協力して、玉ねぎ・エンドウ・じゃがいも、サツマイモ等の栽培を開始し収穫の喜びを共有しました。





■　一般市民１番さんの畑は今年も健在です。



■　１７番さんは旬の野菜をうまく作ります。



◎活動名　休耕田を利用した「中溝町コミュニティ農園」で地産地消

●活動実績

現在、日本の各地で耕作放棄地（田んぼ・茶畑・竹林等）が拡大しています。しまだ環境ひろばでは嘗ては７ヶ所、現在は４ヶ所の耕作放棄地を開墾し、市民農園や果樹園に再生して維持管理しています。
平成２１年６月（２００９年）、幹線道路沿い（市内中溝町はなみずき通り）の約３５０坪の休耕田の地主に掛け合い無償で借り受け、会員総出でしぶとい雑草を抜き、耕して市民農園を開設、２７０坪は市民の共同畑として菜の花や大豆を栽培、８０坪は一区画２坪強を２０区画作り一般市民に無料で貸出ました。その後共同畑は地主に返還後駐車場に転用され、現在は個人畑のみで維持管理しています。
当農園は、しまだ環境ひろばが維持管理している４ヵ所の一つで、開園から令和７年度で丸１６年目となっています。

令和７年度も一般市民３名が参加して次のような活動をしましたので以下報告します。

⑴令和８年３月、農園の全景です。
夏野菜の植え込みの準備が完了しました。



⑵令和７年１１月、Ｋさんの畑で獲れた大豆の天日干しです。



⑶今年は猛暑で草取りと水やりに苦労しました。



⑷令和８年３月、Ｍさんの畑では玉ねぎが順調に育っています。６月の収穫が楽しみです。



⑸Ｋさんは毎年エンドウ豆をうまく作ります。
垣根づくりも見事！



⑹しまだ環境ひろばの「腐葉土式生ごみ処理」で作った堆肥はここで有効利用しています。



◎活動名　小水力発電の研究と導入促進

●活動実績

２０１５年パリで開催した、第２１回国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP２１）では「産業革命以前からの気温上昇を２度未満に抑え、努力目標として１．５度以内とする」を定め、以降この「パリ協定」は参加国の殆どが自国の基本計画として採択し批准しています。

我が国も「２０３０年度に２０１３年度比で温暖化ガス排出量を４６％減らし、５０年までに実質ゼロとする」を基本決定し、これを実現するために「第７次エネルギー基本計画」を令和７年２月に閣議決定、再生可能エネルギーを２０４０年までに４０～５０％に引き上げ、基本エネルギーに位置付けて、不退転の決意をもって目標を実現して行くことになりました。

再生可能エネルギーは当然ながら自然エネルギーが基になり、それに恵まれている国や地域が本気になって頑張る必要があります。持てる国や地域の責任は大きいものと言わざるを得ません。そういう意味で自然環境に恵まれている日本や静岡県や島田市のその責任は大きい。

島田市でも環境基本計画（第一次～第三次）に再生可能エネルギーの創出のための活動を掲げ、市・市民・事業者が協働して取り組んで来ました。そんな中でしまだ環境ひろばも小水力発電創出のための活動を掲げて、大井川用水路を活用した小水力発電の創出活動を過去２０年間続けて今日に至っています。２０年間の活動は以下の通りです。

（１）平成２７年、ゆめ・みらい百人会議で小水力発電の創出チームを結成し答申しました。
（２）平成２９年、市と協働して「島田市小水力発電ハンドブック」を制作しました。
（３）令和５年、小水力発電の発電機メーカと協働して「大井川用水を利用した小水力発電計画」を作り上げ、商工会議所・商工会・有力会社に働き掛けをして来ました。
（４）当計画は、候補地に於いて出力１０Kw が発電できることが前提で策定されたものであるが結局、現存している発電機では出力が出ないこと、また初期投資金は出資金（確保済み）と国・県の補助金が前提となるが現在、補助金が１０KW クラスの小規模発電は対象外になっており、静岡県所轄課（エネルギー政策課・農地保全課）を訪問し対象の枠を広げるよう要請中である。
（５）またこうした市民レベルの小規模発電所の設置計画も大事にして、再生可能エネルギー創出の気運を盛り上げて行くように、当局には働き掛けを継続して行きたい。

太陽光・風力発電が今一不安定であることが問題視される中で、安定的発電ができる小水力発電に期待されるが、取り巻く環境（発電機や付帯設備のコスト高）は今一思わしくない。

しかしこうした環境を乗り越えていくのは、成功事例の地道な積み上げが大事であり、小水力と言う自然エネルギーを持っている国や地域の使命であると考え活動を継続して行きます。

■島田川向谷水門
うぐいす橋付近の候補地



■予定している
発電機のイメージ



■平成２９年に市と協働して
制作したパンフレット



◎活動名　市民の環境意識向上のための広報活動

●活動内容

しまだ環境ひろばは、第一次島田市環境基本計画の策定に関わった環境百人会議を母体にして設立した市民環境活動団体です。そこに書いた豊かな水を活かし、みどりあふれるまち、ごみのないまち、自然エネルギーいっぱいのまち、健康な文化を育むまちなど望ましい環境像の実現をするための活動を行い、これをベースとして、地球環境の改善に寄与することを理念としています。しかしどんなに良い活動をしても、それが日頃の市民生活に定着して行かなければ意味がありません。ひとりよがりの活動にならないように、広報誌・新聞・展示会等々広報媒体を広く活用して広報活動をしています。

令和７年度も次のような広報活動を行いましたので以下報告します。

⑴ 令和７年５月２５日（日）、島田市地域交流センター歩歩路に於いて、ゼロウェイスト研究会主催の「ごみフェス静岡」に出展し、しまだ環境ひろば考案の「腐葉土式自家生ごみ処理器」を実物展示し市民にアッピールしました。当会場には染谷市長も訪れて激励されました。

■テーマは「ごみの４R で市民の意識改革」を訴えました。実物展示は好評でした。



■会場には、ごみの減量を訴える多くの市民環境活動団体が出展しました。



⑵ 島田市社協さんより高齢男性の居場所づくりの協力要請があり「みんなのチャレンジ農園プロジェクト」を昨年６月より展開することになり今年は２年目、しまだ環境ひろばは２区画の畑の提供とアドバイザー（指導員）を担いました。今年も参加市民が力を合わせて大豆・玉ねぎ・エンドウ・じゃがいも・サツマイモ等を作り、一部は子供食堂に寄付する等、目的を実現しつつ今日に至っています。

■令和８年１月１６日、参加者がデザインした看板を掲げ協働をアッピール。



■　農園 Project の大豆畑でバンザイ！



■農園 Project のジャガイモの収穫



■　農園 Project のジャガイモの収穫



⑶ 令和７年１０月、島田市市民活動センター主管の「市民活動アンケート調査」と「市民活動団体活動シート」を提出。活動シートは島田市役所玄関ホールに掲示されて市民に広く告知されました。
また同時に島田市市民活動センターが発行している「市民センター通信　秋号」にも掲載されました。

■　しまだ環境ひろば活動シート



■　市役所玄関ホールに展示（１２月）



⑷ 令和７年１１月号「広報しまだ」に、島田市農振課さんと共催した「手づくり味噌の体験会」の参加者公募の記事を掲載しました。多くの市民から応募があり開催会場は盛況でした。





⑸ しまだ環境ひろばでは、地域交流センター歩歩路の常設掲示板をお借りして、ごみの減量や地球温暖化防止等の活動紹介を年に２～３回メンテナンスして市民に見て頂いています。

⑹ 島田市にはしまだエコ活動制度があり、これに登録すると活動が「島田市環境報告書」に紹介されます。しまだ環境ひろばでは９件の活動を写真付きで活動レポートを提出しました。環境報告書は市役所の閲覧室やホームページで市民に広く公開されています。

⑺ しまだ環境ひろばでは、ブログ「しまだ環境ひろばの日記」を投稿しています。残念ながら現在は有料化を要求されて中断していますが、過去４，０００回余りの投稿記事を見て今年、金谷中の先生から島田市野田地域に存在する「釣耕苑の襖絵について詳細を知りたい」、第五小の先生からは、生徒に市内大津谷川の野鳥観察をさせたい。しまだ環境ひろばが製作した「野鳥観察パンフレット」が残っていたら是非頂きたいとの事。幸いどちらも資料が保存されていたので、二人の先生にお会いしコピーを手渡し大変喜ばれました。
　またブログを読んだ一般市民から、しまだ環境ひろばが考案した「腐葉土式生ごみ処理」について教えて欲しいとの問い合わせが何件かあり、都度実物を使って対応して来ました。過去の苦労が報われました。

◎活動名　　しまだ環境ひろば塾の開催（テーマ・目的・参加人数などは一覧表を参照）

●活動実績

しまだ環境ひろばは、平成１５年（２００３年）～平成２４年までの１０年間、島田市から「市民環境塾業務」を委託され、年間１５回程開催して来ました。結果は「島田市環境報告書」で毎年公開されて来ました。平成２５年（２０１３年）から委託業務は打ち切られ、以来しまだ環境ひろば独自の「しまだ環境ひろば塾」に衣替えして年間１０回程開催し今日に至っています。環境塾の開催はしまだ環境ひろばの原点です。

令和７年度も次の通り「しまだ環境ひろば塾」開催しましたので報告します。

⑴ 令和７年５月３１日（土）、しまだ環境ひろばが維持管理をしている伊太の観音様奥の梅林にて「梅を収穫しながら自然について考えてみよう」を開催しました。集まったのは一般市民７名（内児童３名）と会員５名です。地球温暖化による気候変動によって、年々梅の収穫時期が繰り上がっています。

■梅林管理の責任者より梅の栽培について説明。



■　親子で梅の収穫体験！うまく採れたかな。



⑵ 令和８年１月７日（水）・１７日（土）の２日間、農業振興課さんと共催して、「手づくり味噌の会」を東光寺の園田農園さんで開催しました。集まったのは２日間で一般市民２４名、コロナ過で体験形式を避けて来ましたが、令和４年度から希望者のみ解禁しました。

⑶ 令和７年１２月８日（月）・令和８年１月６日（火）・１０日（土）・１１日（日）・１２日（月）１８日（日）・２０日（火）の７日間は、しまだ環境ひろば独自で「手づくり味噌の会」を開催、市民６１名が集まりました。

⑷ 令和８年１月３１日（土）、島田市社協「みんなのチャレンジ農園プロジェクト」の皆さん６名、手づくり味噌を美味しく食べる会の皆さん１２名、一般市民５名、計２３名が集まりました。

■　毎回朝礼を行い、主催者及び講師から味噌づくりの目的と作り方を説明



■　早朝から大鍋で間伐材のマキを使って大豆の煮炊き



■　児童達も煮炊き体験、大豆の味を点検



■　煮上がった大豆の冷まし作業



■　お米に麹菌の植付け、この後２昼夜保温庫へ
（米麹は園田農園さんが事前準備してくれる）



■　保温庫から出した米麹と塩の混ぜ合わせ



■　米麹と大豆の混ぜ合せ



■　ミンチ機にかけて練り合わせ



■　容器（理想は瀬戸物カメ）に詰めていく



■　仕込みを終えた味噌は密閉して完成



※ 手づくり味噌は、日本古来の伝統食の継承が主目的ですが、地産地消や地球温暖化防止にも貢献しています。しまだ環境ひろばが市民に呼び掛けて始めてから今年で 14 年目、フアンも増え定着して来ました。これからも口コミで参加者を増やし貢献して行きたい。

対象者	番号	テーマ名	目的(狙い)と経緯	出席者	講 師	所要時間	開催日	開催場所	参加人員	プログラム・実施内容
一般市民	1	「梅の収穫を通じて自然について考えてみよう」	平成26年、耕作放棄された荒廃梅林を地主からの依頼で再生し、梅の実がついて11年目、梅の収穫という自然体験をしながら、農家の苦労を分かち合うことを目的とする。	一般市民	しまだ環境ひろば	4時間	令和7年5月31日(土)	伊太・観音様奥 しまだ環境 ひろば梅園	市民7名 ひろば5名 計12名	当日はしまだ環境ひろばの里山の再生活動を説明後、児童3名(参加人員に含む)も加わり梅の収穫作業を体験してもらいました。
	2～3	「手づくり味噌の会 NO. 1. 2」 2回開催	手づくり味噌は日本古来の伝統食であり地産地消の最たる農産物である。農業振興課さんと協働して、毎年この時期に市民を集めて講座を開いてすっかり定着しました。	一般市民	農業振興課 しまだ環境ひろば 東光寺園田農園 園田巳義さん	延べ6時間	令和8年1月7日(水) 17日(土)	東光寺園田農園	市民24名 ひろば2名 計26名	今年度の方式は昨年同様の「質疑応答と完成品引き渡し方式」を基本としつつも、希望者は体験に応ずる方式としました。その結果2日間で16名の市民が体験をしました。
	4～11	「手づくり味噌の会に参加しよう」 NO. 3. 4. 5. 6. 7. 8・9 7回開催	園田農園さんの計らいで、有機・無農薬の大豆・米麹を使用し、安心安全で地産地消の手づくり味噌を確保できています。	一般市民	しまだ環境ひろば 東光寺 園田農園 園田巳義さん	述べ2 1時間	令和7年12月8日(月) 令和8年1月6日(火)・10日(土)・11日(日)・12日(月)・18日(日)・20日(火)	東光寺園田農園	市民61名 ひろば8名 計69名	今年度も「質疑応答・完成品引き渡し方式」を基本とし、希望者のみ体験に応ずる方式としました。参加者は仕込み用のカメを持参し、仕込んだ味噌の保存法などを聞いて自宅に持ち帰りました。7日間で24名が体験をしました。
	12	「農園プロジェクト・手づくり味噌の体験会」	高齢男性の居場所づくりを目的として、耕作放棄地を活用して、無農薬で安心・安全な大豆を栽培、収穫をした大豆を使って手づくり味噌を仕込み、自分で作る喜びを味合うと共に、引いては持続可能な循環型社会づくり・地産地消に貢献する。	島田市社協「農園プロジェクト」＋手づくり味噌を美味しく食べる会	島田市社協 しまだ環境ひろば 手づくり味噌を美味しく食べる会 東光寺 園田農園 園田巳義さん	3時間	令和8年1月31日(土)	しまだ環境ひろば仮屋市民農園 東光寺園田農園	市民23名・ひろば2名 計25名	大豆の種まき・苗の移植・収穫を体験し大豆を使って最後は手づくり味噌に加工する予定でしたが、収穫量が少なく、しまだ環境ひろばが収穫した大豆を足して完成、自分用の味噌を自宅に持ち帰りました。体験者は21名でした。

手づくり味噌の作業工程　　計132名

講師から手順の説明



大豆の煮炊き



米麹と塩の混ぜ



豆・米麹を混ぜミンチ機に



カメに詰めて完成



◎活動名　　生ごみ堆肥化の普及活動と生ごみ分別収集の調査・研究

●活動実績

しまだ環境ひろばは生ごみの減量策の一環として、平成１９年（２００７年）から２つの方式「さんさんBOX 方式」と「腐葉土方式」で自家生ごみの堆肥化活動に取り組んで来ました。

当時の島田市は、いくつかの市民環境活動団体が競って生ごみの堆肥化方式を考案（ボカシ方式・ダンボールコンポスト方式・杉チップ方式等）し花盛りでしたが、いつの間にか無くなり今日では２～３団体が細々取組んでいるのみですっかり淋しくなりました。嘗てしまだ環境ひろばでは市のまちづくり助成金を頂いて各方式の実証実験を試みました。各方式とも上質の堆肥が出来る事が判明しましたが反面、基本に忠実にやらないと虫が湧くとか悪臭が出るとか挫折するケースも多い事も分かりました。生ごみの自家処理は挫折させない為の側面支援体制の確立が必要である事も分かりました。全国の自治体の中には、市が生ごみ処理工場を建設するケースも多々ありますが、島田市は市民による自家処理方式（キエーロ・市民考案方式）の普及を目指しており、しまだ環境ひろばは大賛成です。

以下はしまだ環境ひろばが今年も取り組んで来た「腐葉土式自家生ごみの堆肥化」の紹介です。

■「腐葉土式生ごみ処理」の道具は、２つのバケツ・計量カップ・小型スコップのみ。



■基材は腐葉土・米ヌカ・使用済み天ぷら油の３つのみ。



■生ごみと基剤（規定量）をバケツの中で良く混ぜて袋に詰める。



■生ごみ処理箱（スチロール箱でも良い）入れて１ヶ月程保管、袋のごみは発酵して上質な堆肥になります。



■堆肥の出来上がり。袋から出し良くほぐして自家菜園で堆肥として使う。



■しまだ環境ひろばのもう一つの生ごみ処理器「さんさんＢＯＸ方式」です。多量で上質な堆肥ができますので、沢山欲しい人向けです。



島田市は「ごみの減量問題」に直面しています。ごみの減量策は、ごみの種類別に分別しそれを資源化する事に尽きます。金属類・ビン・缶・新聞・ダンボール等資源ごみの分別は島田市でも常識ですが、生ごみ・プラスチック類・雑紙の一部は可燃ごみとして焼却処理しています。
その量は高止まりし、焼却処理コストも年々増加しています。全国の多くの自治体が既に実施している「ごみの有料化」を島田市も模索中ですが、市長は「やる事をやってからだ」と言い実施のタイミングを見計らっています。やる事とは何か、それは市民の　”ごみを減らそう”　と言う環境改善意識の向上と、それが現実にごみの減量に結び付けば有料化は回避するし、そうでなければ有料化を決断すると思われます。それをやるのは市民であり、市民の実行力にかかっています。毎日ごみを出しているのは市民であり、どうすればごみを減らせるか、なぜそれはごみになるのか、は実は市民が一番知っています。それを市民自らが具体的な行動に落とし込んで、それをみんなで協力して着実に実行して行けばごみは減って来ます。
しまだ環境ひろばでは、過去２０年間に渡ってごみの種類別（生ごみ・雑紙等）減量策を提案し自らも実行して来ましたが、市民を挙げての一大運動にならずもどかしさを感じて今日に至っています。
「ごみの減量問題」は最近稀薄化している、市民・事業者・行政の「連携・協働」のうってつけの課題であり是非共連携・協働の活動テーマに取り上げて、全ての市民（市民・事業者・行政）を挙げて連携・協働の成果にしたいものです。

◎活動名　　環境保全活動の進行管理の推進

●活動実績

島田市には平成１３年（２０００年）に発令した「環境基本条例」があり、市長に対してこれを実現するための「環境基本計画」の策定・施行・実行を命じています。

市長は平成１３年に環境基本計画策定のため市民・事業者を１００人公募し「環境百人会議」を編成して環境基本計画の策定に当たらせました。

策定なった第一次環境基本計画は平成１５年に発令されましたが、計画の中に書いた市民の取組（活動）を実行に移すため、使命を終えた百人会議を母体として「しまだ環境ひろば」が設立されました。環境基本条例及び環境基本計画には、計画の立案とフォローのための進行管理（P・D・C・A）が義務付けられ、市は毎年度、市庁舎内は基より市民・事業者の活動実績も調査し「環境報告書」の発行をもって島田市の環境活動の進捗状況を公表しています。第一次環境基本計画（第一次１０年計画）時代、市からの指示で市民・事業者の活動調査を担ったのがしまだ環境ひろばです。

第二次環境基本計画（第二次１０年計画）からは市民・事業者の活動は「しまだエコ活動制度」に受け継がれて、同制度に参加している市民（グループ）・事業者から直接市に報告されており、「環境報告書」に掲載され広く公開されています。

尚、第三次環境基本計画（第三次１０年計画）は本年度で３年目ですが、前述の様な進行管理は営々と受け継がれて今日に至っています。

これに習って、環境基本計画の策定に関わった「しまだ環境ひろば」内部でも、設立以来毎年度進行管理を実施して来ました。

令和７年度（２０２５年）も次の通り進行管理（ＰＤＣＡ）を行いましたので報告します。

⑴ 令和７年４月１４日（月）、監査役から令和７年度の会計監査を受け、会計帳簿及び決算報告書の的確性について承認されました。

⑵ 令和６年度の事業報告書及び令和７年度事業計画書・予算計画書を立案、令和７年４月１９日（土）、「令和７年度通常総会」を開催し事業報告・計画は満場一致で承認されました。

⑶ 通常総会の事業報告・決算報告・その他を、所轄官庁の「静岡県くらし環境部県民生活課ＮＰＯ班」へ提出し、また島田市税務課にも提出しました。

議案書には当年度活動報告と翌年度計画を掲載、「しまだエコ活動報告書（写真入り）」を島田市環境課に提出、「環境報告書」にも原文のまま紹介されています。

＜５年間の議案書＞



＜１３年間のエコ活動報告書＞



大鐘測量設計株式会社

◎活動名　大鐘測量設計㈱　エコアクション 21

●活動実績

エコアクション 21 活動の中心は、総 CO_2排出量、総排水量、総廃棄物量の削減であり、エコドライブの実践、エコカーの導入、電気や LPG、水道の節約、ごみの減量、地域清掃活動等に努めています。

具体的には、

① 毎月のガソリン、電気、ガス、水道の使用量のチェック
② 紙類、ダンボール、可燃ごみの排出量のチェック
③ ガス・電気ヒートポンプの簡易点検、浄化槽の保守点検
④ 全社員による研修会の実施
⑤ 伊太谷川の清掃活動 2025/ 4/16　静居寺橋～菰川橋間_460m　23 人参加
2025/12/12　無名橋～伊太谷川橋間_530m　２７人参加
などを実施しています。

①②は毎月のデータを把握して、経年変化を見える化し、次年度の目標設定や、エコカー買い替えの参考資料等にしています。

また４か月ごとの研修会（④）では、ea21 活動の取組リーダーからの自己評価発表や、地球温暖化についての勉強会も行っています。

2025.4.16 静居寺橋～菰川橋間を清掃




2025.7.25 無名橋～伊太谷川橋間を清掃




定期的にエコアクション 21 研修会を実施




ふるさとの森

◎活動名　森のクラフト教室

●活動実績

ふるさとの森では、自然素材である地元の木材を利用して工夫を行う「森のクラフト」を実施しています。子どもから高齢者まで、自分で木を伐り、形を工夫して作成します。令和７年度につきましても下記のとおり開催しました。その他にも年間 12 回野菜作り講座を開催しています。

活動名	開催日時	開催場所
森のクラフト	令和７年８月	三ツ合町　一期一会デイ三ツ合

JA 大井川女性部島田ブロック

◎活動名　環境美化ごみ拾い運動

●活動内容

活動日：令和７年９月６日（土）午前８時～９時

参加者：女性部島田ブロック部員および役職員　６５名（女性部員５３名・役職員 12 名）

場　所：大井川河川敷　島田市博物館南側・マラソンコース・緑地公園・駐車スペース

ＪＡ大井川女性部島田ブロックでは、平成 8 年より大井川河川敷にて、環境美化活動（ゴミ拾い運動）を行なっています。今年は９月の第１土曜日に行いましたが、たくさんの方にご参加いただきました。

昨年は花火大会の翌日ということもあり、ゴミが多かったようですが、今年は少なかったです。

いつも綺麗な河川敷ということで安心しました。これからも継続して活動していきたいです。













特定非営利活動法人　里山仕事・しょんた塾

◎活動名　地域の環境保全・整備

●活動内容

⑴ 金谷神谷城塩ノ田地区の里山環境の修復と保全に関する事業

塩ノ田の草刈り、剪定、伐採、植栽：主に４月から 11 月にかけて、不定期に耕作地、道路沿い、水路回り、法面の草刈りを行った。剪定は塩ノ田の道路沿いに張り出した木々の枝打ち。植栽は塩ノ田上部の民地で、地ならしの後、広葉樹の苗を植えた。約 16 回。

⑵ 島田市及びその周辺のまちづくりの活性化に関する事業

① 童っぱ沢親水公園の草刈り、剪定：公園の入り口から約 200mの範囲の道路沿い。6，7，9，10 月の各月１回の作業。公園愛護会としての活動。

② 諏訪原城跡のヒノキ間伐、除伐：12 月から 2026 年３月にかけて、月１回４日間の作業。惣曲輪内の北西、茶畑の民地との境に立つヒノキの除伐、支障木。約 41 本の伐倒。

③ 金谷宮崎町の八雲神社境内にある枯れた大黒松の伐倒と処理。倒しやすい場所のため私たちでできた。レンタカーを借りて処分した。２日の作業。









里山どんぐりの会

◎活動名　森づくり活動

●活動実績

活動内容		活動時期	回数	活動場所	活動内容評価	活動詳細						
						１回目	２回目	３回目	４回目	５回目	６回目	合計
1	集落隣接放置竹林・侵入竹林の整備（1）	４月	5	島田市大草八幡南	侵入した竹の伐採、整備し環境改善した（約0.1ha）	4/5 ７人	4/10 ３人	4/12 ６人	4/17 ４人	4/19 ６人		５回 26人
2	植林された森への進入路（歩道）の造成	６月 7月	6	島田市大草天徳寺	植林された森への進入路(歩道)を造成し森への進入の利便を図った	6/5 ３人	6/7 ６人	6/28 ８人	6/29 ５人	7/3 ５人	7/13 ３人	６回 30人
3	森の力再生事業	7月 ８月	3	島田市野田	森の力再生事業を３年前に実施した場所の現状調査	7/30 １人	8/2 ４人	8/3 １人				３回 ６人
4	集落隣接放置竹林・侵入竹林の整備（2）	10月	5	島田市大草八幡南	侵入した竹の伐採、整備し環境改善した（再び荒廃してきたため再度実施）（約0.1ha）	10/11 ６人	10/18 ４人					２回 10人
5	どんぐりの植樹場所の草刈	10月	1	島田市大草菅ケ谷	どんぐりの苗の植樹地の下草刈りを行い樹木の生育を図った（約0.1ha）	10/30 ４人						１回 ４人
6	集落隣接放置竹林・侵入竹林の整備（3）	３月	2	島田市阿知ケ谷	侵入した竹の伐採、整備し環境改善した（約0.1ha）	3/8 3人	3/28 5人					２回 8人

集落隣接放置竹林・侵入竹林の整備（１）









植林された森への進入路（歩道）の造成





森の力再生事業（作業中）





集落隣接放置竹林・侵入竹林の整備（２）






どんぐりの植樹場所の草刈






集落隣接放置竹林・侵入竹林の整備（３）





島田ガス株式会社

◎活動名　エネルギー・環境事業

●活動実績

次世代を担う子供たちを中心に、エネルギーや環境についての重要性を学んでいただくための取り組みとして島田ガスでは出張授業を実施しています。

・実施事業：夏休み親子環境学習講座　(43 人参加)

令和７年８月 15 日(金)に、田代環境プラザで、「夏休み親子環境学習講座」を島田市と共同開催しました。静岡ガスの小早川氏による、「大人気！天然ガスに見立てた液体窒素実験～-196℃の超低温の世界を体験！！」で、マイナス 196℃の液体窒素を用いて花や食べ物を凍らせてみるなど、物質の状態変化についてわかりやすい実験を行いました。

参加者は、冷却実験を通して、都市ガスがどのように状態変化をして皆様の元に運ばれているのかを楽しく学びました。

＜当日の様子＞場所：田代環境プラザ





しまだローズパートナーズ

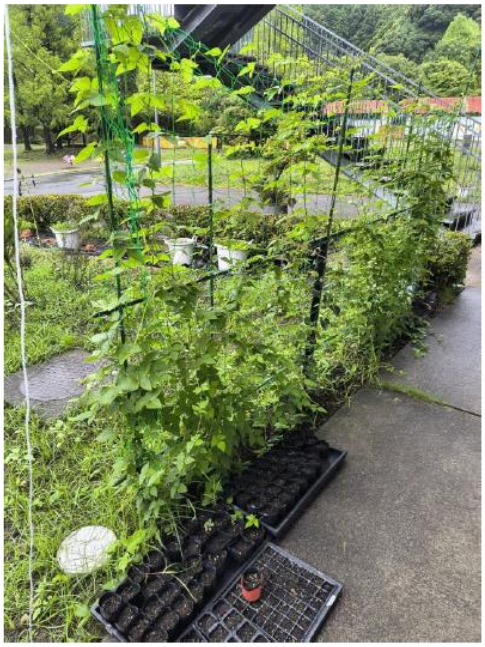
◎活動名　地球にやさしいエコ活動

●活動実績

- ３Ｒの推進
- エコドライブの推進
- ノーカーデーの推進
- グリーンカーテンの設置（写真）
- 冷暖房の期間設定
 - 3月～6月/10 月～11 月　自然換気
 - 7月～9月　　冷房
 - 12 月～2月　　暖房
- 子供水泳教室　シャワー10 カウントの推奨

グリーンカーテンの設置





シャワー10 カウントの推奨



３Ｒの推進



水と里山を守る会

◎活動名　水と里山を守る会（水源林と里山を整備）

●活動実績

①耕作放棄田畑の整備・活用

②荒廃竹林の整備

2025年4月16日（水）

後輩竹林の整備

2025年 4月16日(水) 竹の子 会 開催『荒廃竹林整備事業』一貫.
「水と里山を守る会」佛天野喜弘　（島田市環境基本計画の一貫）













2025年6月6日（金）
耕作放棄田畑の整備・活用の成果（ホタル観賞）

水と里山を守る会（代表 天野喜弘）

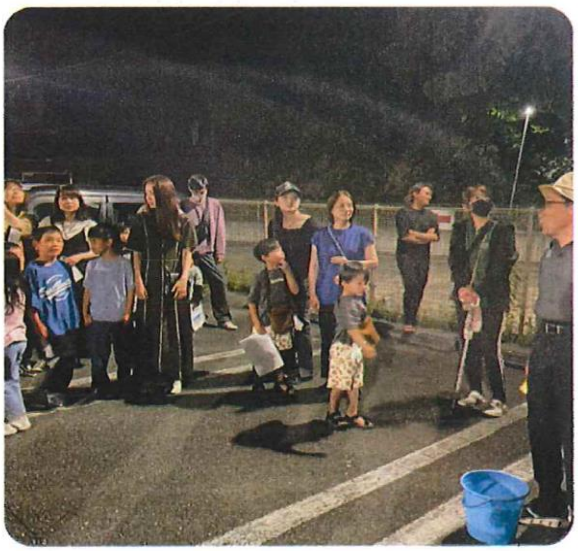




ホタルを手で包む 大喜び

80人ほど参加





源氏ボタルは、カワニナしか食さない、毎年 放入





通常80匹乱舞

資料　島田市環境報告書に寄せられた意見と回答

市民及び事業者は、公表した島田市環境報告書について、意見を提出することができます。令和７年度に作成した環境報告書に対するご意見やご質問はありませんでした。

資料　植物相・動物相

1　植物相

本市における近年の植物相を見る資料としては、「静岡空港整備事業に係る環境影響評価準備書（付属資料）」（平成６年７月、静岡県）があり、その資料の中では帰化植物を含む124科521種が確認されています。

本市では宿場町や林業の発達によって中世ごろから人口の集中があったために、山間部ではスギやヒノキの植林が行われ、居住地周辺では水田や雑木林の造成、茶の生産など人間による土地の改変が比較的古くから進められてきたとみられます。現在の島田市の地形を概観すると、北から南にかけて山地から中山間地、平野、河川、そして台地というように遷移する地形に合わせてそれぞれの植物相を形成しています。

山地では、商品木材として植林されてきたスギやヒノキといった針葉樹林が多くなっています。しかし近年、林業の不振から林業従事者の後継者不足・高齢化が進み、間伐などの植林地の手入れが行われず、暗く密生した林が増えています。

中山間地では、市内の人々が日々の薪炭に用いるためのコナラやスダジイなどの雑木林の利用や、茶畑やミカン畑のような農作物の栽培などが行われ、適度に人の手が加えられる形で農村的な二次的自然がつくられてきました。しかし、近年では雑木林も薪炭として利用されなくなったため、手入れが行われなくなって荒れており、現在では雑木林に変わって竹林が拡大しているところや、つる性植物のクズが繁茂しているところも目立つようになってきました。

平野部は、河原や草原を開墾した水田と都市部を形作っていますが、近年の都市化や農業従事者の担い手不足によって放置されるところが増え、セイタカアワダチソウやイネ類・マメ類などの荒地に生える植物が進出しています。また、水田に水を流したり、材木の運河として利用したりするため市街地に張り巡らせた用水路は、防災上の観点から直線化・暗きょ化が進み、市街地から水辺環境は縮小しています。

大井川河川敷は、かつては大井川の氾らんの度に上流から流されてくる種子の発芽によって適度な生態系のかく乱が行われていたと考えられますが、ダム建設や河川改修などに伴って流量の減少・定量化が進み中州や河川敷の樹林化が著しく、湿地も高水敷の高度利用により大部分が消滅しました。川口から神座付近及び赤松付近に比較的まとまったヤナギ林が見られますが、礫質の土壌に生育するヤナギ類やアカメガシワが多く、それより下流では堤防によって河川敷は乾燥し、多年生草本のススキが多く見られるほか、クズが河川敷を覆っています。また、中州ではヤナギ類やハンノキ類の林が見られるほか、初夏には帰化植物のムシトリナデシコが一面に花を咲かせ、秋にはカワラハハコの群落が目立ちます。

そして、金谷・初倉地区にあたる大井川右岸では、東部及び南部の平地は水田として、西部の台地は大規模な茶畑として利用されています。北部には国有林があり、林野庁によって管理されております。

このように、農林業によって開発・維持されてきた二次的自然が市域の大部分ですが、現在、農業の近代化によって土地の改変や農薬の使用が普及し、また後継者の不足などによって放置される山林が多くなり、竹林の拡大や林の陰樹林化のような生態的遷移が進み、植物相は単純化しています。

2　動物相

①哺乳類

「島田市北部開発環境影響調査書」（平成４年３月、島田市）によると、大津・伊太地域で資料や聞き取り、現地調査などで確認された哺乳類は、下記の表にあるとおり６目10科17種となっています。また、「静岡空港整備事業に係る環境影響評価書」（平成７年１月、静岡県）によると、近隣自治体の一部を含む初倉地区南部地域では、下表の南部地域欄の４目７科12種が確認されています。

本市及び本市の周辺地域では、僅かにツキノワグマの目撃例があり、その他の主な中・大型哺乳類の生息状況は、全体的な傾向として北・中央部の山地域で種類が多く、南部の丘陵・平地では種類が少なくなっています。

なお、北・中央部の山地域では、本市で見られる主な中・大型哺乳類が全て記録されています。近年では山での食糧確保が困難になり、ニホンザル、ホンドタヌキ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンカモシカが中山間の農地に出没して農作物への被害が目立つようになっています。他には、都市化に伴い蚊などが増え、それらを餌にするコウモリ類が夏から秋にかけて飛翔するのがよく見られるほか、帰化動物であるハクビシンやアライグマの目撃例もあります。

北部地域及び南部地域（空港整備地域）一帯での確認哺乳類一覧

目	科	種	確認状況等	
			北部地域	南部地域
食虫	トガリネズミ	ジネズミ	捕獲	－
	モグラ	ヒミズ	捕獲	踏査
		コウベモグラ	踏査	踏査
霊長	オナガザル	ニホンザル	聞き取り	－
ウサギ	ウサギ	ノウサギ	聞き取り・踏査	踏査
げっ歯	リス	ニホンリス	聞き取り・踏査	踏査
		ムササビ	聞き取り・踏査	踏査
	ネズミ	アカネズミ	捕獲	捕獲
		ヒメネズミ	捕獲	捕獲
		カヤネズミ	捕獲	踏査
食肉	イヌ	タヌキ	聞き取り・踏査	踏査
		キツネ	聞き取り・踏査	踏査
	イタチ	テン	聞き取り・踏査	－
		イタチ	聞き取り・踏査	踏査
		アナグマ	聞き取り	－
	ジャコウネコ	ハクビシン	聞き取り	踏査
偶蹄	イノシシ	ニホンイノシシ	聞き取り	－

初出）「島田市北部開発環境影響調査書」（平成４年）「静岡空港整備事業に係る環境影響評価書」（平成７年）
注）分類については「第３回自然環境保全基礎調査　動植物調査報告書　哺乳類」環境庁（昭和63年）に従った。

②鳥類

「島田市北部開発環境影響調査書」（平成４年３月、島田市）によると、大津・伊太地域の現地調査で確認された鳥類は、12目27科73種となっています。また、「静岡空港整備事業に係る環境影響評価書」（平成７年１月、静岡県）によると、南部地域では、15目33科95種が確認されています。また、北部地域は文献による調査、南部地域は季節ごとの鳥類相についても確認をしています。

北部及び南部の鳥類相は共通する種が多く、どちらも二次的自然に生息する、いわゆる里山の鳥類相を呈しています。季節的変動をみると、生息密度は非繁殖期（秋季～冬期）に多く繁殖期（春季～夏季）

に少なくなっています。これは渡り鳥のうち冬鳥が多く渡ってくるということで、本州中部以南の平地から低山の樹林帯における特徴を示しています。

しかし、市内において特によく見られる種類はホオジロ、ヒヨドリ、メジロ、エナガ、シジュウカラ等、国内において広く分布し個体数の多い種類です。特定の種類が地域の全種類の個体数の６～７割を占めており、市域の自然が農耕地や植林といった人為的影響を強く受けていて、種の多様性が低くなっていることが示唆されています。

さらに、北部地域については過去の資料からその存在が記録されていながら、最近の調査で確認できなかった種が５目６科10種あります。カイツブリやコアジサシなど渡りを行う鳥が多く、水田や森林といった、これらの飛来地域が最近の開発等で失われ、北部地域から姿を消したことが考えられます。

また、「島田市伊太田代地区土地利用基本計画にかかわる自然環境影響評価調査報告書」（平成16年３月、島田市）によると、同地区でクマタカの営巣と産卵が確認されています。

伊太田代地区周辺では、継続的に鳥類の調査を行っており、新東名高速道路開通以降、クマタカは相賀地区への移動が見られ、オオタカ、サシバ、ハチクマなど別の猛禽類が伊太田代地区に進出していましたが、令和以降、新しくクマタカが進出しオオタカらが移動している様子も見られます。

また、伊太田代地区での令和３年度調査では、当該地域で以下のレッドデータ記載鳥類が確認されています。令和３年度は12年ぶりに確認できたミサゴをはじめ、ミゾゴイやケリなどが数年ぶりに確認できました。

伊太田代地区で確認されているレッドデータブック記載鳥類

科	種	国ＲＤＢ	県ＲＤＢ	主な生息環境	渡りの区分
タカ	ハチクマ	情報不足(DD)	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	樹林	夏鳥
	ハイタカ	準絶滅危惧(NT)	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	樹林	留鳥
	オオタカ	準絶滅危惧(NT)	準絶滅危惧種(NT)	樹林	留鳥
	サシバ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	樹林	夏鳥
	クマタカ	絶滅危惧IB類(EN)	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	樹林	留鳥
ミサゴ	ミサゴ		要注目種(NⅢ)	水辺	留鳥
フクロウ	フクロウ		準絶滅危惧(NT)	樹林	留鳥
	アオバズク		絶滅危惧Ⅱ類(VU)	樹林	夏鳥
カワセミ	アカショウビン		絶滅危惧Ⅱ類(VU)	水辺	夏鳥
サギ	ミゾゴイ	準絶滅危惧(NT)	絶滅危惧 IB 類(EN)	水辺	夏鳥
	チュウサギ	準絶滅危惧(NT)		水辺	留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	準絶滅危惧(NT)	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	その他	留鳥
チドリ	ケリ	情報不足(DD)		水辺	留鳥
サンショウクイ	サンショウクイ		絶滅危惧 IB 類(EN)	樹林	夏鳥
カササギヒタキ	サンコウチョウ		準絶滅危惧種(NT)	樹林	夏鳥
ツバメ	コシアカツバメ		絶滅危惧Ⅱ類(VU)	市街地	夏鳥

カテゴリーの概要

絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧ⅠＡ類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧ⅠＢ類(EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧 (NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種

出典：「令和３年度田代地区猛禽類等調査業務委託報告書」（島田市）
「第５次レッドリスト(鳥類及び爬虫類・両生類)」(環境省)、「静岡県版鳥類レッドリスト2020」(静岡県)

③爬虫類・両生類

「島田市北部開発環境影響調査書」（平成４年３月、島田市）によると、大津・伊太地域の現地調査で確認された爬虫類は、下表の北部地域欄の２目３科６種、両生類は２目５科９種となっています。また、「静岡空港整備事業に係る環境影響評価書」（平成７年１月、静岡県）によると、下表の南部地域欄のとおり、爬虫類は２目４科８種、両生類は２目５科10種が確認されています。

島田市で確認されている爬虫類・両生類

分類				現地確認状況	
綱	目	科	種	北部地域	南部地域
爬虫	トカゲ	トカゲ	ニホントカゲ	○	○
		カナヘビ	ニホンカナヘビ	○	○
	ヘビ	ヘビ	シマヘビ	○	○
			ジムグリ	○	○
			アオダイショウ	○	○
			ヒバカリ		○
			ヤマカガシ	○	○
		クサリヘビ	マムシ		○
両生	有尾	イモリ	アカハライモリ	○	○
	無尾	ヒキガエル	ニホンヒキガエル（アズマヒキガエル）	○	○
		アマガエル	アマガエル	○	○
		アカガエル	ニホンアカガエル	○	○
			ヤマアカガエル		○
			トノサマガエル		○
			トウキョウダルマガエル	○	
			ウシガエル		○
			ツチガエル	○	○
		アオガエル	モリアオガエル	○	
			シュレーゲルアオガエル	○	○
			カジカガエル	○	○

本市では本州で見られる主な種の多くを確認できるとともに、北部地域と南部地域の爬虫両生類相はほぼ一致しています。南部地域に比べて北部地域の方が確認された種が少ないですが、爬虫両生類は目立たない種も多いので調査中に確認が取れなかった可能性も強く、実際にマムシは大津地区等でも確認されています。また、ニホンヤモリは南部・北部共に記載がない種類でありますが、住宅地を中心に見られる普通種であり、市内での分布が確認されております。

トノサマガエルとトウキョウダルマガエルは目視での分類が困難な場合があり、現在はトノサマガエルが市の田園地帯で普通に見られることから、北部地域のトウキョウダルマガエルはトノサマガエルの誤認である可能性が強いと思われます。モリアオガエルは、北部では資料のみの確認とされていますが、東光寺地区、相賀地区、田代地区より北で見られます。移入種であるウシガエルは南部の溜池で確認されていますが、北部の溜池ではまだ確認されていません。一方、旧市街地や東光寺地区などでは、南方の種で西日本から急速に分布を広げているヌマガエルが確認されています。

イシガメ、クサガメなどのカメ類については、農村地帯の川や池のほとりを生活環境としているので、護岸工事による生活場所の消失、餌となる小魚や水生昆虫の激減、自動車の増加による交通事故などで急激に個体数を減らし、以前は普通に見られたこれらのカメ類は、川根町家山の野守の池で外来種のアカミミガメとともに見かけることがありますが、市内の河川では見る機会は減少しております。

④昆虫類

「島田市北部開発環境影響調査書」（平成４年３月、島田市）によると、大津・伊太地域の現地調査で確認された昆虫は、主要なものだけで15目87種、「静岡空港整備事業に係る環境影響評価書」（平成７年１月、静岡県）によると、南部地域で確認された昆虫は、15目1,037種です。いずれも東海地方の平地から低山帯で普通に見られる種類ですが、その中で特に注目すべき種類として、北部調査では88ページの表のものが挙げられています。

昆虫類は、大変種類が多いうえに分類が難しく、また体が小さくあまり人目につかない生活様式をもつものも少なくありません。そのため市内に生息する種類を完全に記録することは極めて困難です。また、市域の大部分が昔から農林業によって改変されてきた二次的自然であり、市民と生物との接点の大部分が農用地であるという特徴から、茶やミカンなどに専門的につく害虫もよく見かけます。茶につくアオバハゴロモ、ミカンにつくカメムシ類などは飛翔能力があり、街灯に集まる性質をもつ昆虫は夜の市街地に集まっているのを普通に見かけます。ほかに、ミカンの害虫であるゴマダラカミキリはミカンの栽培がさかんな本市では特に大型で目立つ種類でありますが、農薬の普及とともに最近は市街地ではあまり見かけなくなっています。

島田市で確認された注目すべき昆虫類

分類		選定基準	調査方法	
上位分類	種　名		現地調査	資料調査
蜻蛉目	ムカシヤンマ	指標昆虫	○	○（大津谷川中流）
	タベサナエ	特定昆虫Ｃ	○	
	サラサヤンマ	限定分布種、環境指標種	○	
直翅目	タイワンクツワムシ	限定分布種、減少種	○	
	アオマツムシ	特定昆虫Ｂ	○	
	ヒサゴクサキリ	特定昆虫Ｂ・Ｃ、限定分布種		○（野田）
	マツムシモドキ	限定分布種、環境指標種		○（大草）
網翅目	ベーツヒラタカマキリ	特定昆虫Ｂ		○（市内）
半翅目	ハルゼミ	指標昆虫	○	
	ヒメハルゼミ	限定分布種、環境指標種		○（市内）
	アカスジキンカメムシ	特定昆虫Ｂ		○（市内）
	ウシカメムシ	特定昆虫Ｂ		○（市内）
毛翅目	カタツムリトビケラ	希少種	○	
鱗翅目	フリチェホウジャク	限定分布種	○	○（市内）
	アゲハモドキ	限定分布種		○（市内）
	イボタガ	限定分布種、減少種		○（市内）
	ウスバシロチョウ	特定昆虫Ｂ、限定分布種		○（川口・犬間）
	ウラキンシジミ	限定分布種		○（市境）
	ミヤマシジミ	限定分布種、環境指標種		○（向谷）
	クロコノマチョウ	分布限界種、環境指標種	○	○（丹原）
	オオムラサキ	環境指標種		○（川根）
	クロヒカゲモドキ	限定分布種		○（川根）
鞘翅目	センチコガネ	環境指標種	○	
	ゲンジボタル	指標昆虫、環境指標種	○	
	ヘイケボタル	減少種	○	
膜翅目	クロスズメバチ	環境指標種		○（市内）
	オオスズメバチ	環境指標種	○	
	ニホンミツバチ	環境指標種	○	
	オオツヤクロジガバチ	限定分布種		○（川根）
	ミカドジガバチ	限定分布種		○（川根）
	オオフタオビドロバチ	環境指標種		○（川根）
	バラハキリバチ	環境指標種		○（川根）
	トラマルハナバチ	環境指標種		○（川根）

＊　選定の基準は以下のように定義される。

指 標 昆 虫：『分布域が広く、比較的馴染みがあり、かつ、全体として山地から平地での良好な自然環境の指標となる昆虫』として環境省が選定した昆虫類

特 定 昆 虫：都道府県ごとに選定した昆虫類で、基準Ｂは『分布が国内の若干の地域に限定されている種』、基準Ｃは『普通種であっても、北限・南限など分布限界につながると思われる地域に分布する種』と定義されている。

限定分布種：分布域が県内の若干の地域に限定されている種

分布限界種：分布限界になると思われる産地に分布している種

環境指標種：当該種の存在により、残存自然の質・量を表示できるような種

減　少　種：個体数の著しい減少が心配される種

分布限界種：分布限界になると思われる産地に分布する種

希　少　種：いわゆるレッドデータの１区分であり、わが国に生息する昆虫のうち、『存続基盤が脆弱な種または亜種』に該当する種

出　　展：「日本の重要な昆虫類（東海版）」（環境庁 昭和55年）
「静岡県の重要昆虫」（杉山恵一 昭和58年）
「日本の絶滅のおそれのある野生動物 無脊椎動物編」（環境庁 平成３年）
「昭和57年度 島田市総合環境調査業務委託報告書＜生物に関する環境精査＞」（島田市 昭和58年）

⑤魚類

「島田市北部開発環境影響調査書」（平成４年３月、島田市）と、「静岡空港整備事業に係る環境影響評価書」（平成７年１月、静岡県）によると、北部地域及び南部地域では下表の魚類が確認・記録されています。

島田市内で確認された魚類

分類			現地確認状況	
目	科	種	北部地域	南部地域
サケ	サケ	アマゴ	○	
	キュウリウオ	アユ	○	
コイ	コイ	カワムツ	○	○
		オイカワ	○	○
		ウグイ	○	○
		タカハヤ	○	
		アブラハヤ		○
		モツゴ	○	○（池）
		カマツカ	○	○
		タモロコ	○	
		コイ		○
		ゲンゴロウブナ	○	○（池）
		ギンブナ	○	○（池）
		タイリクバラタナゴ		○（池）
	ドジョウ	ドジョウ	○	○
		シマドジョウ	○	○
ナマズ	ギギ	アカザ	○	
スズキ	カジカ	アユカケ	○（大井川）	
	ハゼ	シマヨシノボリ	○	○
		オオヨシノボリ	○	○
		カワヨシノボリ		○
		トウヨシノボリ		○（池）
		ボウズハゼ	○	
		チチブ	○	

カワムツやオイカワなど、多くは河川護岸工事などの影響で平板化された河川などで優先する種が見られます。大井川本流では、環境庁の第２回自然環境保全調査において調査対象種とされたアユカケが確認されています。

３　外来生物

人間の活動によって本来の生息場所からそうではない場所に連れて来られ、その場所で子孫を増やし定着した生物は外来生物と呼ばれます。なかでも、特に自然への悪影響が心配されるものを特定外来生物と呼び、元から住んでいた生物を食べてしまったり、餌や住処を奪ったり、雑種をつくって遺伝的多様性を奪ったり、もともと日本にはなかった病気や寄生虫をもたらしたりします。人間に対しても、農作物を荒らしたり病気をもたらすだけでなく、高い攻撃性を持っていたり毒を持っていたりするなど危険なものもおり、注意が必要です。

平成16年に制定された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」では、国の方針として、これら特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による人や生態系などへの被害を防止するための方策を示しています。

日本では160種類の特定外来生物が指定（令和５年8月公布、令和５年９月施行）され、静岡県内では下記40種類の特定外来生物が確認されています。本市でも、ブルーギルやオオキンケイギク、アライグマ、アカボシゴマダラなどが確認されています。また、令和5年6月1日より、ミシシッピアカミミガメ、アメリカザリガニが条件付特定外来生物に指定され、販売や野外への放流が禁止になりました。

静岡県で確認されている「特定外来生物」一覧

分類	種　名	被害・影響	種　名	被害・影響
哺乳類	ヌートリア※	農水産業への被害 生態系への影響	アライグマ※	農水産業への被害 生態系への影響
	タイワンザル※	生態系への影響	ハリネズミ属	農水産業への被害 生態系への影響
	クリハラリス	農水産業への被害 生態系への影響		
鳥　類	ガビチョウ※	生態系への影響	カナダガン	人的被害のおそれ 農水産業への被害 生態系への影響
	ソウシチョウ※	生態系への影響		
爬虫類	カミツキガメ※	高い殺傷力 人的被害のおそれ 生態系への影響	ｽｳｨﾝﾎｰｷﾉﾎﾞﾘﾄｶｹﾞ	農水産業への被害 生態系への影響
両生類	ウシガエル※	生態系への影響		
魚　類	ブルーギル※	農水産業への被害 生態系への影響	ガー属	農水産業への被害 生態系への影響
	ﾁｬﾈﾙｷｬｯﾄﾌｨｯｼｭ	生態系への影響	カダヤシ※	農水産業への被害 生態系への影響
	コクチバス※	農水産業への被害 生態系への影響	オオクチバス※	農水産業への被害 生態系への影響
節足動物	ﾗｽﾃｨｰｸﾚｲﾌｨｯｼｭ※	農水産業への被害 生態系への影響	ヒアリ	有毒 人的被害のおそれ 生態系への影響
	アカカミアリ	有毒 人的被害のおそれ 生態系への影響	アカボシゴマダラ	農水産業への被害 生態系への影響
	ゴケグモ属※	有毒 人的被害のおそれ 農水産業への被害 生態系への影響	アルゼンチンアリ※	農水産業への被害 生態系への影響
	ｾｲﾖｳｵｵﾏﾙﾊﾅﾊﾞﾁ※	農水産業への被害 生態系への影響	モクズガニ属	生態系への影響
	キョクトウサソリ科	人的被害のおそれ	ハヤトゲフシアリ	農水産業への被害 生態系への影響
軟体動物	カワヒバリガイ属※	生態系への影響		
植　物	オオフサモ※	生態系への影響	オオハンゴンソウ	生態系への影響
	ナルトサワギク	生態系への影響	オオキンケイギク※	農水産業への被害 生態系への影響
	アレチウリ※	生態系への影響	オオカワヂシャ	生態系への影響
	ナガエツルノゲイトウ	生態系への影響	ボタンウキクサ	生態系への影響
	アメリカオオアカウキクサ	生態系への影響	ミズヒマワリ	農水産業への被害 生態系への影響
条件付	ミシシッピアカミミガメ	生態系への影響	アメリカザリガニ	生態系への影響

参考：「ふじのくに特定外来生物対応リーフレット」（静岡県　R5.４）

※特に日本の生態系に大きな影響を及ぼしていると見られる「日本の侵略的外来種ワースト100（環境省）」にランクインしている特定外来生物。

環境用語解説

【あ行】

●アース・キッズ事業

市・学校・静岡県地球温暖化防止活動推進センターの３者が連携・協力して実施しています。小学校高学年を対象として、総合学習の授業内容との連携を図りながら、家庭で地球温暖化防止に取り組むプログラムです。

●アスベスト（石綿）

アスベストは蛇紋石や角閃石に含まれている天然の繊維状の鉱物で、断熱性、保温性、防音性等のすぐれた特性を持っているため、建築材料など多様な用途に使用されてきました。しかし、空気中に漂っているアスベストの吸引による中皮腫、肺がんなど健康影響が社会問題化し、平成元年に大気汚染防止法に基づく特定粉じんに指定され、使用制限または禁止されるようになりました。また、被害者の救済を目的に平成18年２月に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定されました。

●アダプト・ロード・プログラム

市民と行政が協働で進める、新しい「まち美化プログラム」です。アダプトとは英語で「養子にする」の意味で、一定区画の公共の場所を養子に見立て、地域住民や市民団体、企業などが里親となって美化活動（清掃）を行い、行政がこれを支援するものです。

●硫黄酸化物（SOx）

硫黄の酸化物の総称で、石油や石炭などの硫黄分が含まれる化石燃料が燃焼する際に発生する大気汚染物質です。また、大気中で硫酸に変化し、酸性雨の原因の一つになります。わが国では高度経済成長期に硫黄酸化物による大気汚染が進行しましたが、その後にさまざまな規制や対策を設けた結果、硫黄酸化物の濃度は減少しています。

●一酸化二窒素（N2O）

二酸化炭素、メタンに次いで今後の地球温暖化にとって第3番目に重要な気体として注目を集めています。一酸化二窒素は対流圏では消滅源を持たず、成層圏に達した後に光化学反応によって分解されますが、その反応の過程で生成される窒素がオゾン層の破壊につながることになります。

●一般廃棄物

廃棄物処理法では、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物と定義しています。一般廃棄物は、さらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、ごみは事務所・商店などの事業活動に伴って排出された「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って排出された「家庭ごみ」に分類されます。

●ウォーカブルなまちづくり

車中心から人中心の空間へと転換を図り、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的とした、居心地が良く歩きたくなる空間づくりのことです。

●ウォームビス

暖房時のオフィスの室温を20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬のビジネススタイルの名称です。

●雨水浸透施設

雨水を地下に浸透させる施設で、透水性舗装、雨水浸透ます、雨水浸透管、雨水浸透側溝などがあります。

●エコアクション２１（ＥＡ２１）

中小事業者の環境への取組を推進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、中小事業者でも容易に取り組めるようにした環境マネジメントシステムです。環境省が策定し、現在は一般財団法人持続性推進機構が平成16年10月からスタートした「エコアクション２１認証・登録制度」を実施しています。

●エコファーマー

堆肥などによる土づくり、有機肥料の使用、農薬使用の削減に関する環境にやさしい農業の導入計画を作成し、知事の認定を受けた農業者をいいます。導入計画に基づいて清算された農作物には、エコファーマーのロゴマークを添付することができます。

●塩素系有機溶剤

分子構造の中に塩素を含む化合物で、溶剤として用いられるものをいいます。環境中に排出されると有害性が高い上に分解されにくいため、問題視されています。

●オゾン層

地球を取りまく大気の成層圏に存在する、オゾンを多く含む部分をオゾン層といい、太陽光線に含まれる有害な紫外線のほとんどを吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たします。オゾン層は、成層圏まで上昇したフロンガスが紫外線によって分解されて放出された塩素によって破壊されるといわれます。

●オフセット

排出される温室効果ガスの排出をまずできるだけ削減するように努力をした上で、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいいます。

●温室効果ガス

太陽から光のほとんどは、大気を素通りして地表面で吸収されます。加熱された地表面は赤外線を放出して熱を宇宙に逃がしますが、大気中には赤外線を吸収する性質を持つ気体があり、地表に入ってくる太陽の光は変わらないのに宇宙へ出て行く熱が減るため、地表の気温が上昇します（温室効果）。赤外線を吸収する性質を持つ気体は二酸化炭素、メタン、代替フロンなどがあり、温室効果ガスといわれます。

【か行】

●カーボンオフセット・都市ガス

天然ガスの採掘から燃焼に至る工程で発生するCO2（温室効果ガス）を、環境保全や植林などのプロジェクトで得られたカーボンクレジットで相殺し、地球規模でCO2排出量を実質ゼロとみなす仕組みの都市ガスです。

●カーボンクレジット

企業や自治体が省エネや植林などの取り組みで削減・吸収した温室効果ガスの量を「1トンあたり1クレジット」として数値化し、ほかの組織との間で売買できるようにした仕組みです。

●カーボンニュートラル

CO2を始めとする温室効果ガス排出量を、実質ゼロにすることです。排出削減を進めるとともに、排出量から、森林などによる吸収量をオフセット(埋め合わせ)することなどにより達成を目指します。

●外来生物

→特定外来生物参照

もともとその生物が住んでいなかった地域に、貿易や人の移動などを介して意図的・非意図的に持ち込まれた動植物のことをいいます。平成17年6月1日から外来生物法(特定外来生物による生態系等にかかる被害の防止に関する法律）が施行されています。

●化学的酸素要求量

→COD参照

●家庭版環境マネジメント事業

ISO14001やエコアクション２１などの環境マネジメントシステムの考え方を取り入れながら、家庭で環境にやさしい生活に取り組む事業です。

●合併処理浄化槽

→浄化槽参照

●環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に関わる環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことで、環境基本法により定められています。

●環境教育

平成12年度に策定された国の環境基本計画において、「環境教育・環境学習は、各主体の環境に対する共通の理解を深め、意識を向上させ、問題解決能力を育成し、各主体の取組の基礎と動機を形成することにより、各主体の行動への環境配慮の織り込みを促進するもの」とされています。

●環境人材バンク

市民が環境について楽しく学ぶため、環境に関わる各種講座、体験教室や学校教育などを実施する団体などに対して、市が派遣する講師を環境人材バンクとして登録しています。

●環境保全型農業

農薬や化学肥料などの使用量の削減、有機物を積極的に利用した土づくりなどの実施により、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業のことです。

●環境保全協定

環境の保全を目的として、地方自治体及び企業との間で締結される協定のことです。当市では、島田市環境基本条例第10条第2項に基づき、事業者と市が互いに協力して良好な生活環境を維持発展させることや、住民の健康を保護増進することを目的として、市内の主要工場と環境保全協定を締結しています。

●環境マネジメントシステム（EMS）

企業などが自ら、企業経営の中でごみ排出を減らすことや、エネルギー消費量を減らすことなど、環境への負荷を低減していくため、継続的に環境負荷の削減が図れるような組織体制にするための管理システムのことです。当市の「環境管理システム」も同じ考え方のものです。

●キエーロ

透明の屋根を斜めにつけた木枠の箱型容器に黒土を入れ、バクテリアと土の力で生ごみを分解し消滅させる生ごみ処理容器のことです。虫が湧かない、臭わない、量が増えないことが特徴です。

●クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に働くことのできる」というイメージを分かりやすく表現した、夏のビジネススタイルの愛称です。

●グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

●グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への影響を重視し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することです。

●下水道ストックマネジメント計画

下水道施設全体を対象に、その状態を点検・調査等によって客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、維持管理、改築・修繕を一体的に捉えて、計画的・効率的に管理することです。

●光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素等が強い紫外線により光化学反応を起こして生成されるオゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）等の刺激性を有する物質の総称で、主成分はオゾンです。大気中でスモッグを形成するので、この現象を光化学スモッグともいいます。人の目やのどを刺激し、植物にも影響を与えるとされています。環境基本法に基づき環境基準が設定されています。

●降下芒硝

芒硝（ぼうしょう）とは、別名硫酸ナトリウムと呼ばれ、食塩を硫酸と強熱して得る白色粉末結晶のことです。パルプの原料としての用途があり、クラフトパルプ工場がある当市では、芒硝が煙突から降下する濃度の調査を昭和40年から平成14年まで行なっていました。

●コージェネレーションシステム

ひとつの燃料源から二つ以上のエネルギーを同時に得る方法です。従来の電力のみを発生させている発電設備の場合、駆動機（エンジン、タービン）などから出る排出ガスや冷却水はそのまま捨てられていましたが、コージェネレーションシステムでは、発電機で電力を供給し、かつ、駆動機からの排出ガスや冷却水などの排熱を回収し、冷暖房、給湯に有効利用（熱併給発電）します。

●コンポスト

生ごみ、落葉、剪定枝など様々な有機物を原料に微生物の働きで発酵、分解してできる堆肥です。

【さ行】

●最終処分場

最終的に廃棄物を自然界に埋め立てる場所。廃棄物の最終処分場は、埋立処分する廃棄物の環境に及ぼす影響により、しゃ断型、安定型、管理型の３種類に区分されます。

●再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することです。

●サタデーオープンスクール

伊久美の自然を利用した観察や体験的学習です。市内小学校に通学する３年生から６年生を対象とし、土曜日（８月を除く）に実施されます。

●サマーオープンスクール

伊久美の自然を利用した観察や体験的学習です。市内小学校に通学する３年生から６年生を対象とし、８月の連続した３日間で実施されます。

●新エネルギー

技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために必要なものと定義されています。太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、廃棄物燃料製造、廃棄物発電・熱利用、バイオマス燃料製造・発電・熱利用、温度差エネルギー、雪氷熱利用、電気自動車（ハイブリットを含む）、天然ガス自動車、メタノール自動車、天然ガスコージェネレーション、燃料電池などが含まれます。

●時間帯補正等価騒音レベル（Lden）

騒音を聞こえ始めから聞こえ終わりまでの人が受ける騒音エネルギーを測定するもので、時間帯により（夕方や夜間）騒音に重みを付け評価をします。瞬間的な爆音等がない場合でも、人が不快に感じる騒音を正しく評価できるとされています。

●自治体イニシャティブ・プログラム

自治体（市区町村）の呼びかけにより、域内でエコアクション２１の認証・取得を目指す事業者を募り、地元のエコアクション２１地域事務局と審査人の協力のもと、より多くの事業者が短期間で効率よくエコアクション２１に取り組むための普及プログラムです。

●臭気指数

人間の嗅覚測定（官能試験）による臭気の数量化方法の1つです。その臭気を無臭の清浄な空気で希釈し、臭わなくなったときの希釈倍数を臭気濃度といい、臭気指数は臭気濃度の対数に10を乗じて求めます。
臭気そのものを人間の嗅覚で測定するため、悪臭の被害者感覚に一致しやすいというメリットがあります。

悪臭防止法では、平成7年の改正で臭気指数が規制基準に用いられるようになりました。

●集じん施設

気体中に浮遊する粉じんなどを取り除き、きれいな空気にする施設のことです。工場内で発生した粉じんが周囲に排出されることを防いだり、工場内を清浄化して作業環境を改善したりするなどの効果があります。

●省エネルギー法

正式名称は「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」で、昭和54年に制定され、令和４年の改正により現在の名称となりました。工場・事業所のエネルギー管理のしくみや、自動車の燃費基準や電気機器などの省エネ基準におけるトップランナー制度、運輸・建築分野での省エネ対策、非化石エネルギーへの転換などを進めています。

●浄化槽（単独処理浄化槽、合併処理浄化槽）

水洗し尿を沈殿分離或いは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいいます。

水洗し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、水洗し尿及び生活雑排水を一緒に処理する合併処理浄化槽があります。単独処理浄化槽では、生活雑排水が処理されないため、水質汚濁を進めてしまいます。

平成12年6月の浄化槽法改正及び建築基準法施行令改正等により、現在、新たに設置される浄化槽はすべて合併処理浄化槽となっています。

●水生生物調査

川の底に生息している水生生物を採集・観察することによって、川の水質を調査することができます。本市では、小中学生を対象に出前講座による水生生物調査を実施しています。水生生物調査は、対象河川の平均的な水質状況を把握できるとともに、環境教育の実践の場として活用されています。

●生物化学的酸素要求量（BOD）

微生物によって水中の有機物が酸化分解される際に消費される酸素の量をmg/Lで表したもので、BOD値が大きければその水中には汚濁物質（有機物）が多く、水質の汚濁が高いことを意味します。

●ゼロカーボンシティ

2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることです。実質ゼロとは、温室効果ガスの排出量をなくすのではなく、工場や車が出す量と森林などが吸収する量を同じにして差引ゼロにすることです。

【た行】

●ダイオキシン類

塩素を含む有毒な有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾバラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、発ガン性や生殖異常を引き起こすなどの毒性が報告されています。

ポリ塩化ビニルやポリ塩化ビニリデンなどの塩素原子を含むプラスチックを低い温度で燃焼させた際などに発生するといわれています。

●帯水層

地中の透水層において、地下水によって飽和している地層のことを指します。

●多自然型工法

工事の対象となる河川などが本来有している生物環境に配慮し、自然景観の保全･創出をめざした工法のことをいいます。「近自然型工法」ともいいます。

●炭化水素

炭素原子と水素原子だけでできた化合物の総称です。その分子構造によりアルカン、アルケン、アルキン、シクロアルカン、芳香族炭化水素などに区分されます。炭化水素で最も構造の簡単なものはメタンです。

●地域循環共生圏

各地域が自然や人材などの固有の資源を最大限に活用して自立・分散型の社会を形成し、地域の特性に合わせて資源を補完し合いながら支え合う考え方のことをいいます。環境・経済・社会の問題を統合的に解決し、地域を活性化させる「ローカルSDGｓ」とも呼ばれています。

●地産地消

地元でとれた農産物を地元で消費するという考え方です。

●窒素酸化物（NOx）

発電所や工場のボイラー、自動車エンジンなどの高温燃焼の際に、空気中の窒素が酸素と結合して一酸化窒素（NO）が発生し、これがまた酸化されて安定した二酸化窒素（NO_2）となり大気中に排出されます。

通常、一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物（NOx、ノックス）と呼びます。窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなどの光化学オキシダントの原因となる物質を生成します。また、窒素酸化物は硫黄酸化物とともに酸性雨の原因ともなります。

●低公害車

石油代替エネルギーを使い、自動車排出ガス対策を施した車。電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車とハイブリッド自動車の４車種が一般に低公害車と呼ばれていますが、一定基準を満たした低燃費かつ低排出ガス認定車も低公害車と呼ぶことがあります。

●デコ活

環境省が推進する2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会）及び2030年度削減目標の実現に向け、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動。「CO2を減らす（DE）」、「脱炭素（Decarbonization）」、「環境に良いエコ（eco）」、「活動・生活」を組み合わせた言葉です。

●デシベル（dB）

電力、音響圧力、音の強さなどの「量の比」を表わす単位です。環境関係では、音圧の平方の対数を用いて音の強さを表現します。人の感覚が刺激量の対数にほぼ対応することから、音や振動の強さをある一定の水準の強さに対比し、その比の対数を音や振動の尺度として用いています。

●等価騒音レベル（Leq）

変動する騒音レベルのある時間内におけるエネルギーを平均し、レベルが一定である騒音に置き換えた場合の騒音レベルのことをいいます。測定対象が間欠騒音や、時間変動が大きい騒音の場合の評価法として広く用いられています。

●特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種をいいます。特定外来生物にしてされると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止されます。植物ではアレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴウソウなど、動物ではアライグマ、タイワンリス、ウシガエル、カミツキガメ、ソウシチョウ、オオクチバス、ブルーギル、セアカゴケグモなどがあります。

●特定建設作業

建設作業のうち、くい打ち機やバックホウ、ブルドーザーなどを使用する作業のことで、これらの作業は大きな騒音や振動を発生させることから、法律及び条例で規制されています。

【な行】

●生ごみ処理機

生ごみを乾燥させて減量化したり、微生物の作用で分解したりする機械です。

●二酸化硫黄

→硫黄酸化物（SOx）参照

●二酸化窒素(NO_2)
→窒素酸化物（NOx）参照
●認定農協者
認定農業者制度とは、意欲と能力のある農業者が自らの経営を計画的に改善するため、「農業経営改善計画」を作成し、市町村が認定する制度。認定農業者は、国や県、市町村等からさまざまな支援が受けられます。
●ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ＺＥＢ）
快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。
●ノーカーデー
事業所や行政単位で、例えば毎週水曜日などと日を決めて自動車の利用を控える運動です。渋滞緩和、省エネルギー、大気汚染・騒音の抑止といった効果のほか、環境に対する啓発として取り組まれています。

【は行】
●ばい煙
燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん及び物の燃焼・合成・分解に伴って発生するカドミウムや塩素、窒素酸化物等のことをいいます。
●バイオマス・バイオマスエネルギー
エネルギー資源として利用できる生物体（植物、動物等）のことです。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがあります。ごみや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も研究されており、廃棄物処理と石油代替エネルギーの両方に役立ちます。
●ばいじん
燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生する、すす等の固体粒子の総称です。
●パーク＆ライド
自動車を郊外の公共交通機関乗降所にもうけた駐車場に停車させ、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法です。
●ハイドロフルオロカーボン
オゾン層を破壊しない代わりに強力な温室効果を持つ代替フロンです。エアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱材の発泡剤で使用されていました。なお、世界的に生産と消費の段階的な削減が進められています。
●微小粒子状物質（PM2.5）
→PM2.5参照
●非メタン炭化水素
メタン以外の大気中の水素・炭素化合物の総称のことです。空気中で反応性が高く、光化学オキシダントの原因物質となります。
●浮遊物質（SS）
→SS（浮遊物質）参照
●浮遊粒子状物質（SPM）
大気中に浮遊する物質のうち、粒径が10ミクロン以下の粒子の総称。首都圏においてディーゼル車からの黒煙が主な排出源となっています。
呼吸器官壁に沈着することにより他の大気汚染物質の有害作用を強めます。アレルギーを引き起こしやすくするほか、発ガン性物質も含まれています。
●フロン
炭素、フッ素、塩素などの化合物の総称で、洗浄剤、冷媒、発泡剤などに使用されています。特にオゾン層を破壊する作用の強いフロンについては、オゾン層保護条約議定書（モントリオール議定書）で特定フロンに指定され生産が全廃されています。
特定フロンの代用品として使用される代替フロンについても、温室効果ガスとして作用することから、他の物質に転換することが望まれています。
●ボランティア・サポート・プログラム
地域住民、市民団体、企業及び道路管理者が協力して行う道路の環境美化活動です。当市では、国道１号バイパスのインターチェンジにおいて実施されています。

【ま行】
●メガソーラー
出力１メガワット（1,000キロワット）以上の大規模な太陽光発電、またはその施設をいいます。発電所建設には広大な用地が必要ですが、再生可能エネルギーの基幹電源として期待されています。
●メタン
有機物の腐敗、発酵により発生する無色・無臭の可燃性のガスで、ごみの埋め立て処分場や下水の汚泥、家畜のふん尿などから発生します。地球温暖化の原因の温室効果ガスのうち、二酸化炭素に次いで多く排出されています。最近では、化石燃料の代替エネルギーとして、発電に利用する研究も進められ、バイオマスエネルギーとして注目を浴びています。

【や行】
●有機農業
農薬や化学肥料などを原則として使用せず、堆肥などによって土づくりを行った水田や畑で作物を育てる農業形態のひとつで、有機農法、有機栽培、オーガニック農法とも呼ばれています。
●有収率
給水する水量と料金としての収入のあった水量との比率です。具体的には、計画有収率＝計画１日平均有収水量÷計画１日平均給水量で表される式で算出されます。
●溶存酸素量
→DO参照

【ら行】

●リバーフレンドシップ制度

河川美化活動を行政機関が支援する制度で、静岡県の「協働」事業の一環として、平成16年２月から施行されています。県が管理する一定区間において、住民や利用者などがリバーフレンドとなり、「みんなの川」を「みんなで守っていく」意識向上や、身近な環境保護に関する意識啓発に繋げていくことを目的としています。

【アルファベット】

●BOD（Biochemical Oxygen Demand）

→生物化学的酸素要求量参照

●COD（Chemical Oxygen Demand）

COD（化学的酸素要求量）は、酸化剤を用いて水中の有機物を酸化分解する際に消費される酸素量をmg/Lで表したもので、水の汚れの度合いを示す方法としてよく用いられます。COD値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示しています。

●DO（Dissolved Oxygen、溶存酸素量）

水中に溶けている酸素の量をmg/Lで表したもので、溶存酸素自体は温度と気圧によって飽和量が決まっています。溶存酸素量が一定以下になると魚類等の生息も制約され、更に減少すると生息しなくなります。また、1mg/L以下になると底質から硫化物やメタンガス等が発生するようになります。

●Ｅｃｏ-ＤＲＲ

「Ecosystem-based Disaster Risk Reduction（生態系を活用した防災・減災）」の略称。生態系と生態系サービスを維持することで危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用いるとともに、食糧や水の供給などの機能により、人間や地域社会の自然災害への対応を支える対策です。

●LED照明

発光ダイオードを使用した照明器具のことであり、大きな特徴として、「省エネルギー」、「長寿命」があげられます。この他にも「光の色と明るさを変えられる」、「ON・OFFの繰り返しに強くてすぐに明るくなる」、「光（紫外線）で物を傷めにくい」、「あまり虫が集まらない」などの利点もあります。

●NOx

→窒素酸化物参照

●N2O

→一酸化二窒素参照

●pH

正式には水素イオン濃度といい、物質の酸性、アルカリ性の度合いを示す数値です。特に断らない場合は水溶液中の値を指し、pH値が７の場合は中性と呼ばれます。pH値が小さくなればなるほど酸性が強く、逆にpH値が大きくなればなるほどアルカリ性が強いことを意味しています。

●PM2.5（微小粒子状物質）

大気汚染物質の1つで、直径2.5μm以下の小さな粒子であり、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されています。平成21年9月に環境基準が設定されました。

平成25年１月に中国大陸の大気汚染と関連して、西日本を中心に高濃度のＰＭ2.5が観測されたことから、環境基準とは別に、平成25年2月に環境省から「注意喚起のための暫定的な指針」が示され、1日の平均濃度が70μg/㎥を越えることが予想される場合は、都道府県が注意喚起を行うことを推奨することとされました。

●PPA（Power Purchase Agreement）

発電事業者が企業の敷地などに無償で設備を設置し、発電した電気を長期購入する電力購入契約です。

●ppm（Parts Per Million）

100万分のいくつの意味。大気や水質中の汚染物質の濃度を表示するのによく用いられています。大気汚染では1ppm＝1mL/㎥、水質汚濁では1ppm＝１mg/Lです。

●PRTR(Pollutant Release and Transfer Register)

有害性のある化学物質がどのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、或いは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握・集計・公表するしくみです。対象としてリストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者は、環境中に排出した量と廃棄物として処理するために事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、行政機関に年に１回届け出ます。行政機関は、そのデータを整理・集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、２つのデータを併せて公表します。諸外国でも導入が進んでおり、日本では平成11年、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律により制度化され、平成14年４月から、第１回目の排出量などの届出が始まりました。

●SS（Suspended Solid、浮遊物質）

水中を浮遊する粒径2㎜～1ミクロンの小粒子状物質の総称です。重要な水質汚濁指標の一つで、SSが多くなると水が濁って光の透過が妨げられてしまうことで水域の自浄作用を阻害したり、魚類の呼吸に悪影響を及ぼします。一般的に水域の正常な生活活動を維持するには25mg/L以下が望ましいとされています。

●SPM（Suspended Particulate Matter）

→浮遊粒子状物質参照

【数字】

●３Ｒ

Reduce：買う量、使う量を減らす。
Reuse　：出す前に再使用の方法を考える。
Recycle：再資源化に協力する。
の３つを意味します。

島田市環境報告書

～令和８年度版～

令和８年９月

編集・発行　島田市地域生活部環境課

〒427-0034
島田市伊太７番地の１
ＴＥＬ　0547－36－7145
ＦＡＸ　0547－34－5501
E-mail　kankyo@city.shimada.lg.jp

エコアクション21
認証番号 0003251

デコ活
くらしの中のエコろがけ

島田市緑茶化計画